

第七章 学部・大学院・教養部

御名 御璽

明治三十六年三月三十日

文部大臣 理学博士男爵 菊池大麓

勅令第六十八号

京都帝国大学法科大学医科大学及理工科大学ニ於ケル講座ノ種類及其ノ数左ノ如シ

一 講座等

一 帝国大学令一部改正〔講座を規定〕

〔二〕

一八九三(明治二六)年八月一〇日(官報八月一日) 勅令第八二二号

第十七、十八条〔本文は六頁参照〕

二 明治三十六年勅令第六十八号〔京都帝国大学法科大学

医科大学および理工科大学講座の件〕

〔二〕

勅令第六八号

一九〇三(明治三六)年三月三〇日(官報三月三一日)

朕京都帝国大学法科大学医科大学及理工科大学講座ノ件ヲ

裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

法科大学

憲法

一講座

国法学

一講座

民法

三講座

商法、破産法

二講座

民事訴訟法

一講座

刑法、刑事訴訟法

一講座

経済学

二講座

財政学

一講座

統計学

一講座

行政法

一講座

国際公法

一講座

国際私法

一講座

羅馬法

一講座

英吉利法

一講座

仏蘭西法	一講座	外科	一講座
独逸法	一講座	眼科学	一講座
法理学	一講座	理工科大学	
京都医科大学		数学	二講座
解剖学	二講座	物理学	三講座
生理学	一講座	化学	五講座
医化学	一講座	土木工程	四講座
病理学、病理解剖学	二講座	機械工学	五講座
薬物学	一講座	電気工学	三講座
内科学	二講座	採鉱学	二講座
婦人科学、産科学	一講座	冶金学	二講座
小児科学	一講座	材料強弱学	一講座
外科学	二講座	構造強弱学	一講座
眼科学	一講座	附則	
皮膚病学、微生物学	一講座	本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス	
精神病学	一講座	明治三十年勅令第二百十九号及明治三十二年勅令第三百二十一号ハ之ヲ廃止ス	
衛生学	一講座		
法医学	一講座	改正	
福岡医科大学		明三六勅令一三六、明三七勅令一五一、明三八勅令七一、明三九勅令八九、勅令一三五、明四〇勅令一八七、明四一勅令一一七、明四二勅令一四二、明四五勅令一二五、大三勅令八、勅令一四六、大五勅令五五、勅令一一三、大七勅令二六一	
解剖学	一講座		
内科学	一講座		

〔注〕一九一九・二・七勅令第一五号で廃止。

三 京都帝国大学各学部ニ於ケル講座ニ関スル件 〔二〕

勅令第一五号

一九一九(大正八)年二月六日(官報二月七日)

朕京都帝国大学各学部ニ於ケル講座ニ関スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

大正八年二月六日

内閣総理大臣 原 敬

文部大臣 中橋徳五郎

勅令第十五号

京都帝国大学各学部ニ於ケル講座ノ種類及其ノ数左ノ如シ

法学部

憲法 一講座

国法学 一講座

民法 四講座

商法 二講座

破産法 一講座

民事訴訟法 一講座

刑法、刑事訴訟法

経済学

財政学

統計学

政治学、政治史

行政法

国際公法

国際私法

法制史

比較法制史

羅馬法

英吉利法

仏蘭西法

独逸法

法理学

医学部

解剖学

生理学

医化学

病理学、病理解剖学

微生物学

二講座

六講座

一講座

一講座

二講座

二講座

二講座

一講座

一講座

一講座

二講座

二講座

二講座

一講座

三講座

二講座

一講座

二講座

一講座

一講座

藥物学	一講座	工業化学	五講座
内科学	三講座	文学部	
婦人科学、産科学	一講座	国語学、国文学	一講座
小児科学	一講座	国史学	二講座
外科学	二講座	史学、地理学	三講座
整形外科学	一講座	考古学	一講座
眼科学	一講座	東洋史学	三講座
皮膚病学、微毒学	一講座	哲学、哲学史	四講座
精神病学	一講座	心理学	一講座
衛生学	一講座	宗教学	一講座
法医学	一講座	社会学	一講座
耳鼻咽喉科学	一講座	教育学、教授法	一講座
工学部		倫理学	一講座
土木工学	四講座	美学、美術史	一講座
機械工学	五講座	支那語学、支那文学	一講座
電気工学	四講座	西洋文学	二講座
採鉱学	三講座	言語学	一講座
冶金学	三講座	梵語学、梵文学	一講座
材料強弱学	一講座	理学部	
構造強弱学	一講座	数学	三講座
建築学	一講座	物理学	四講座

〔化学〕

輻射学、放射学

四講座

応用数学、応用力学

一講座

宇宙物理学

一講座

地球物理学

一講座

附則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十六年勅令第六十八号ハ之ヲ廃止ス

改正

大八勅令二五六、勅令三二二、大九勅令二五五、大一一〇勅令八六、大一一勅令三〇〇、大一二勅令四九〇、大一二勅令一三三、大一一四勅令一九四、大一一五勅令一八二、昭二勅令三〇五、昭四勅令三六〇、昭九勅令二二一、昭一二勅令一八、勅令七三四、昭一四勅令一〇八、勅令六九六、昭一五勅令四二二、勅令八七六、昭一六勅令四三五、勅令一〇一九、昭一七勅令四三〇、昭一八勅令五三三

〔注〕一九四三・七・二八勅令第六一四号で京都帝国大学講座令

の題名を付す。

四 東京帝国大学官制外十四勅令一部改正〔抄〕〔大正八年

勅令第一五号に京都帝国大学講座令の題名を付与〕

勅令第六一四号
一九四三(昭和一八)年七月二七日(官報七月二八日)

〔前略〕

第五条 大正八年勅令第十五号中左ノ通改正ス

同令ニ左ノ題名ヲ附ス

京都帝国大学講座令

〔中略〕

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

改正

昭一八勅令七六〇、勅令八七八、昭一九勅令九、勅令三三三、勅令五一五、勅令六六八、昭二〇勅令二四、勅令三七二、昭二一勅令七、勅令一四一、勅令一五五、昭二二勅令一三九、政令二二六、政令二〇四

〔注〕一九四七・九・三〇政令第二〇四号で京都大学講座令に改

称。

一九四九・五・三一法律第一五〇号(国立学校設置法)で廃止。

五 大学基準〔講座を規定〕

〔五〕

大学基準協会決定
一九四七(昭和二二)年七月八日

第二 基準 三〔本文は一九頁参照〕

六 国立大学の講座に関する省令〔抄〕

〔二〕

文部省令第二三三号
一九五四(昭和二九)年九月七日

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)第七条の規定に基づき、国立大学の講座に関する省令を次のように定める。

昭和二十九年九月七日

文部大臣 大達 茂雄

国立大学の講座に関する省令

国立大学の学部置かれる講座(大学院に置かれる研究科の基礎となるものとする。)の種類及びその数は、別表第一から別表第十二までのとおりとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

〔中略〕

別表第八

京都大学

文学部

哲学、哲学史

心理学

倫理学

美学美術史

宗教学

社会学

国史学

東洋史学

史学、地理学

考古学

国語学、国文学

中国語、中国文学

西洋文学

ばん語、ばん文学

イタリア語学

イタリア文学

言語学

西洋古典語学

西洋古典文学

教育学部

教育哲学

六講座

一講座

一講座

一講座

三講座

一講座

二講座

三講座

三講座

一講座

二講座

二講座

四講座

一講座

一講座

一講座

一講座

一講座

一講座

一講座

教育学史	一講座	ローマ法	一講座
教育指導	一講座	日本法制史	一講座
教育学、教授法	一講座	西洋法制史	一講座
教育心理学	一講座	政治学	一講座
教育社会学	二講座	政治史	一講座
教育行政学	一講座	行政学	一講座
図書館学	一講座	外交史	一講座
教育課程	一講座	租税法	一講座
法学部		イギリス法	二講座
憲法	一講座	ドイツ法	二講座
行政法	二講座	フランス法	二講座
民法	四講座	経済学部	
商法	二講座	経済学	七講座
海法	一講座	経済史	一講座
刑法	一講座	経済政策	一講座
刑事訴訟法	一講座	統計学	一講座
民事訴訟法	一講座	財政学	一講座
破産法	一講座	社会政策	一講座
国際公法	二講座	社会思想史	一講座
国際私法	一講座	経営学	一講座
法理学	一講座	会计学	一講座
国法学	一講座	理学部	

数学	四講座	生薬学	一講座
確率統計数学	一講座	薬剤学	一講座
物理学	七講座	生物薬品化学	一講座
ふく射学、放射学	一講座	工学部	
宇宙物理学	二講座	土木工学	六講座
地球物理学	四講座	構造力学	一講座
化学	四講座	建設機械学	一講座
金相学	一講座	機械工学	六講座
生物化学	一講座	材料力学	一講座
分析化学	一講座	電気工学	五講座
特殊金属学	一講座	鉱山学	五講座
動物学	三講座	物理探鉱学	一講座
植物学	三講座	や金学	六講座
地質学	三講座	工業化学	九講座
鉱物学	一講座	建築学	五講座
地史学	一講座	燃料学	五講座
応用数学、応用力学	一講座	化学工学	四講座
医学部		繊維化学	四講座
薬品分析学	一講座	応用物理学	四講座
薬品製造学	一講座	工業数学、工業力学	一講座
有機薬化学	一講座	高周波工学	一講座
無機薬化学	一講座	応用電気計測工学	一講座

超高周波工学	一講座
農学部	
作物学	一講座
育種学	一講座
園芸学	二講座
畜産学	一講座
林学	三講座
造園学	一講座
農芸化学	三講座
栄養化学	一講座
農産製造学	一講座
林産化学	一講座
発酵生理及び醸造学	一講座
農薬化学	一講座
植物病理学	一講座
こん虫学	一講座
実験遺伝学	一講座
応用植物学	一講座
農業工学	二講座
農業機械学	一講座
林業工学	二講座
農業経営学	一講座

農業計算学	一講座
農政学	一講座
林政学	一講座
農史	一講座
農学原論	一講座
水産学	四講座

〔以下略〕

改正 昭三〇文令一四、昭三一文令四、昭三三文令五、昭三三文令八、昭三四文令七、昭三五文令三、昭三六文令八、昭三七文令一一

〔注〕一九六四・二・二五文部省令第三号で廃止。

七 大学設置基準〔学科目制、講座制を規定〕

〔一〕
文部省令第二八号
一九五六（昭和三一）年一〇月二二日

第五十七条 〔本文は三四頁参照〕

八 国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令(抄)

〔二〕

文部省令第三号

一九六四(昭和三九)年二月二十五日

国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)第六條の二及び第七條第二項の規定に基づき、国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令を次のように定める。

昭和三十九年二月二十五日

文部大臣 灘尾 弘吉

国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令

1 国立大学の学部、に学科又は課程を、国立大学の学部又は学科に講座を、国立大学の学部、教養部又は学科に学科目を、別表第一から別表第七十二までのとおり置く。

2 国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める省令(昭和三十八年政令第九十六号。以下「大学院政令」という。)に規定する研究科のうち五年の課程又は四年の課程の研究科の基礎となる講座を博士講座といい、大学院政令に規定する二年の課程の研究科の基礎となる講座を修士講座という。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和三十八年四月一日から適用する。

2 国立大学の講座に関する省令(昭和二十九年文部省令第二十三号)は、廃止する。

〔中略〕

別表第四十四

京都大学

文学部

哲学科

- 哲学・哲学史第一
- 哲学・哲学史第二
- 哲学・哲学史第三
- 哲学・哲学史第四
- 哲学・哲学史第五
- 哲学・哲学史第六
- 心理学
- 倫理学
- 美学・美術史第一
- 美学・美術史第二
- 宗教学第一
- 宗教学第二
- 宗教学第三

○社会学

史学科

○国史学第一

○国史学第二

○東洋史学第一

○東洋史学第二

○東洋史学第三

○西洋史学第一

○西洋史学第二

○地理学

○考古学

文学科

○国語学・国文学第一

○国語学・国文学第二

○中国語学・中国文学第一

○中国語学・中国文学第二

○梵語学・梵文学

○ドイツ語学・ドイツ文学

○英語学・英文学第一

○英語学・英文学第二

○アメリカ文学

○フランス語学・フランス文学

○イタリア語学・イタリア文学

○西洋古典語学・西洋古典文学

○言語学

教育学部

教育学科

○教育学

○教育人間学

○教育史

○教育指導

○教育課程

○教育心理学

○臨床心理学

○教育社会学

○社会教育

○図書館学

○教育行政学

法学部

○憲法

○行政法第一

○行政法第二

○民法第一

○民法第二

○民法第三

○民法第四

○商法第一

○商法第二

- 海法
- 刑法
- 刑事訴訟法
- 民事訴訟法
- 破産法
- 国際公法第一
- 国際公法第二
- 国際私法
- 法理学
- 国法学
- ローマ法
- 日本法制史
- 西洋法制史
- 政治学
- 政治史
- 行政学
- 外交史
- 租税法
- イギリス法
- ドイツ法
- フランス法
- 労働法
- 刑事学
- 政治学史

経済学部

経済学科

- 経済原論
- 経済学史
- 貨幣・金融論
- 産業経済論
- 世界経済論
- 経済史
- 経済政策
- 統計学
- 財政学
- 社会政策
- 社会思想史

経営学科

理学部

数学科

- 経営学原論
- 経営政策
- 経営史
- 会計学
- 商業論
- 交通論
- 複素解析学
- 幾何学

○数学解析学

○代数学

○確率統計数学

物理学科

○結晶物理学

○電波分光学

○物性基礎論

○流体物理学

○輻射物理学

○原子核論

○核反応物理学

○素粒子論

宇宙物理学科

○宇宙物理学第一

○宇宙物理学第二

地球物理学科

○地殻物理学

○海洋物理学

○気象学

○応用地球物理学

○地球電磁気学

化学科

○物理化学

○無機化学

○有機化学

○金相学

○生物化学

○分析化学

○量子化学

○金属物性学

○構造化学

○分光化学

動物学科

○動物系統・遺伝学

○動物生理・生態学

○発生生物学

○自然人類学

植物学科

○植物生理・生態学

○一般細胞学

○植物分類学

地質学鉱物学科

○物理地質学

○岩石学

○地層学

○鉱物学

○地史学

(共通講座等)

医学部

医学科

- 核エネルギー学
- 中性子物理学
- 放射線化学
- 放射線生物学
- 応用数学・応用力学
- 解剖学第一
- 解剖学第二
- 解剖学第三
- 生理学第一
- 生理学第二
- 医化学第一
- 医化学第二
- 薬理学第一
- 薬理学第二
- 病理学第一
- 病理学第二
- 微生物学
- 衛生学
- 公衆衛生学
- 法医学
- 放射能基礎医学
- 内科学第一

薬学部

薬学科

- 内科学第二
- 内科学第三
- 外科学第一
- 外科学第二
- 眼科学
- 婦人科学産科学
- 小児科学
- 皮膚病学微生物学
- 泌尿器科学
- 耳鼻咽喉科学
- 整形外科科学
- 精神医学
- 口腔外科学
- 放射線医学
- 麻醉学
- 薬品分析学
- 薬品製造学
- 有機薬化学
- 無機薬化学
- 生薬学
- 薬剤学
- 生物薬品化学

製薬化学科

- 薬用植物化学
- 薬品作用学
- 薬品工学
- 薬品物理化学
- 衛生化学

工学部

土木工学科

- 橋梁工学
- 水理学
- 土質力学
- 河川工学
- 土木材料学
- 土木計画学
- 構造力学
- 土木施工学

機械工学科

- 熱力学
- 機械設計学
- 流体工学
- 内燃機関
- 機械材料学
- 材料力学

電気工学科

○送配電工学

- 電気機器
- 電気磁気学
- 電気応用工学
- 有線通信学

鉱山学科

- 地質鉱床学
- 探査工学
- 開発工学
- 採鉱機械学
- 資源精製学
- 資源加工設備学

冶金学科

- 鉄冶金学
- 非鉄冶金学
- 電気冶金学
- 金属材料学
- 鑄造冶金学
- 冶金反応及び操作

工業化学科

- 無機構造化学
- 工業電気化学
- 有機反応化学
- 工業生化学

○天然物有機化学

○工業物理化学

○無機工業分析化学

建築学科

○建築構造学

○建築計画

○建築史

○建築設備

○建築施工

○建築意匠学

燃料化学科

○炭化水素化学

○高压化学

○触媒化学

○高温化学

○ガス化学

化学工学科

○輸送現象論

○化学工学熱力学

○反応工学

○拡散系単位操作

○機械系単位操作

○装置制御工学

高分子化学科

○基礎高分子化学

○高分子構造

○高分子合成

○高分子力学

○高分子分子論

○高分子物性

電子工学科

○高周波工学

○電子計測工学

○無線通信工学

○自動制御

○電子物理学

航空工学科

○流体力学

○空気力学

○推進工学

○構造強度学

○振動学

○航空機構造学

原子核工学科

○原子核反応工学

○同位体工学

○原子炉工学

○原子炉材料学

- 原子核機器学
- 核燃料工学
- 衛生工学科
 - 水道工学
 - 放射線衛生工学
 - 環境衛生学
 - 衛生設備学
- 数理工学科
 - 応用数学
 - 制御理論
 - 計算機工学
 - 計画工学
 - 応用力学
 - 非線型力学
- 精密工学科
 - 精密加工
 - 精密機械要素
 - 自動機械
 - 精密計測工学
 - 塑性力学
 - 制御機器
- 合成化学科
 - 有機合成化学
 - 重化学
- 物理有機化学
- 有機金属化学
- 有機接触化学
- 遊離基合成化学
- 電気工学第二学科
 - 電気回路網学
 - 半導体工学
 - 計算機組織学
 - 情報工学
 - 電力系統構成学
 - 電磁機械構成学
- 金属加工学科
 - 結晶塑性学
 - 金属組織学
 - 特殊鋼学
 - 鑄造加工学
 - 金属物理学
- 機械工学第二学科
 - 高温材料工学
 - 動力熱工学
 - 伝熱工学
- 交通土木工学科
- (共通講座)
- 工業数学

○一般電気工学

○工業力学

農学部

農学科

○作物学

○育種学

○蔬菜花卉園芸学

○果樹園芸学

○家畜育種学・飼育学

○家畜繁殖学

林学科

○木材工学

○森林経理学

○森林生態学

○造園学

○砂防工学

○林業工学

農芸化学科

○土壌及び粉体利用学

○生物化学

○植物栄養学

○栄養化学

○農産製造学

○林産化学

○醱酵生理及び醸造学

○農薬化学

農林生物学科

○植物病理学

○昆虫学

○実験遺伝学

○応用植物学

農業工学科

○農業施設工学及び農業水利学

○土地改良学及び農地造成学

○農用原動機学

○農用作業機械学

農林経済学科

○農業経営学

○農業計算学

○農政学

○林政学

○農史

○農学原論

水産学科

○水産化学

○水産物理学

○水産微生物学

○水産生物学

教養部

哲学
芸術学
歴史学
社会思想史
文化人類学
文学
法学
政治学
経済学
社会学
社会統計学
心理学
教育学
人文地理学
数学
物理学
化学
生物学
地学
図学
英語
独語
仏語

中国語

露語

保健体育

〔以下略〕

改正

昭三九文令一二、昭四〇文令二〇、昭四一文令二三、昭四二文令三、文令一三、昭四三文令八、文令一三、文令一七、昭四四文令九、文令一四、文令一六、昭四五文令七、文令九、文令一四、昭四六文令一九、昭四七文令一四、文令一九、文令三三、昭四八文令五、文令一一、文令二〇、昭四九文令七、文令一四、文令三四、文令四一、昭五〇文令一六、文令二〇、文令三五、昭五一文令一三、文令二四、文令二七、文令三四、昭五二文令七、文令一四、文令二四、文令三四、昭五三文令一三、文令二六、文令四一、昭五四文令一〇、文令二三、昭五五文令六、昭五六文令一七、文令三三、文令三三、昭五七文令一三、昭五八文令一〇、昭五九文令一五、文令一九、文令二八、文令三八、昭六〇文令一一、昭六一文令一三、文令二六、文令三七、昭六二文令一一、文令一九、文令三〇、昭六三文令八、文令一六、文令三三、文令三六、平元文令二三、文令二五、文令三三、文令三九、平二文令七、文令一六、文令二〇、文令二五、平三文令八、文令二一、文令四四、平四文令九、文令一六、文令三三、平五文令一〇、文令一八、文令三一、平六文令九、文令一三、文令二二、文令四一、平七文令一〇、文令一九、平八文令一〇、文令一九、文令三四、平九文令一五、文令三九、平一〇文令八、文令三一

二 大学院全般

一 帝国大学令〔大学院を規定〕

〔二〕
勅令第三号

一八八六(明治一九)年三月一日(官報三月二日)

第二、四条 〔本文は四頁参照〕

二 大学院規程

〔八〕
一八九九(明治三二)年三月一八日

京都帝国大学大学院規程

第一章 学年、学期、休業

第一条 学年ハ七月十一日ニ始マリ翌年七月十日ニ終ル

第二条 学年ヲ分テ春秋ノ二学期トス春季学期ハ一月二十

一日ヨリ七月十日ニ至リ秋季学期ハ七月十一日ヨリ翌年

一月二十日ニ至ル

第三条 秋季学期ノ研究期間ハ九月十一日ニ始マリ十二月

二十四日ニ終リ春季学期ノ研究期間ハ一月二十一日ニ始

マリ六月十五日ニ終ル

第四条 冬季休業ハ十二月二十五日ヨリ翌年一月二十日ニ

至リ夏季休業ハ六月十六日ヨリ九月十日ニ至ル

第五条 日曜日及左ニ記載スル祝祭日ハ休業トス

秋季皇靈祭

神嘗祭

十月十七日

天長節

十一月三日

新嘗祭

十一月廿三日

孝明天皇祭

一月三十日

紀元節

二月十一日

春季皇靈祭

神武天皇祭

四月三日

京都帝国大学創立紀念祝日

六月十八日

第二章 入院

第六条 入院ハ時季ヲ定メス隨時之ヲ許可ス

第七条 帝国大学分科大学ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ

学力ヲ有スル者ニシテ其専修学科若クハ之ト密接ノ関係

アル学科ノ範圍内ニ於テ事項ヲ定メ研究セント欲スル者

ハ京都帝国大学大学院学生タルコトヲ得

但大学ノ設備上志望ノ研究ニ応スルコト能ハサル場合

ハ入院ヲ許可セサルコトアルベク又人員ヲ制限スルト

キハ出願ノ順序ニ依リ入院セシム

第八條 研究ノ事項ハ必ス學術技芸ノ攻究ニシテ學術上公共ノモノタルベシ

第九條 分科大學ノ卒業生ニアラサル者ハ入院ノ試問ヲ要ス

但本文ノ場合ハ入院受験料金拾円ヲ納付スベシ

第十條 入院ヲ許可セラレタル者ハ入院料金貳円ヲ納付スベシ

第十一條 入院ヲ許可セラレタルトキハ専心勤學ノ誓約書ヲ出シ大学院ニ備フル学籍簿ニ記名スベシ

第三章 在院

第十二條 大学院學生在院中ハ研究事項ノ属スル分科大學長之ヲ監督ス

第十三條 大学院學生ニハ在院証ヲ下付ス

第十四條 大学院學生ハ分科大學ト同一ノ制帽製服ヲ着用スベシ

第十五條 大學ニ於ケル最短在院期ヲ一箇年トス

第十六條 研究ノ方法等ハ特ニ命セラレタル指導教授ノ指示ニ從フベシ

第十七條 在院中分科大學ノ授業ヲ受ケント欲スル者ハ指導教授ヲ經テ当該分科大學長ノ認可ヲ受クベシ

但本文ノ場合ニハ分科大學通則第二十條ヲ適用ス

第十八條 大学院學生ニシテ研究上便宜ノタメ他ノ業務ニ従事セント欲スルトキハ予メ大學總長ノ許可ヲ受クベシ

第四章 休學、退院

第十九條 大学院學生ニシテ正當ノ事故ニ依リ五箇月以上研究ヲ中止セント欲スルトキハ大學總長ノ許可ヲ得テ一箇年以内ノ休學ヲ為スコトヲ得

但休學ノ期限内ト雖モ其事故止ムトキハ大學總長ハ其休學ヲ解除スルコトアルベシ

第二十條 大学院學生ニシテ研究ヲ完了シタルトキハ退院スベシ

第二十一條 指導教授ニ於テ在院ノ必要ヲ認メサルトキハ直ニ退院ヲ命ス

第二十二條 大学院學生ハ在院ト休學中トヲ問ハズ大學所在地ヲ離ル、トキハ大學總長ノ認可ヲ受クベシ

第二十三條 大学院學生ニシテ止ムヲ得サル事故ノタメニ研究ヲ繼續シ能ハサルトキハ大學總長ハ退院ヲ許可スルコトアルベシ

第五章 試問

第二十四條 研究ヲ完了シタルトキハ論文ヲ作り指導教授ヲ經テ研究事項ノ属スル分科大學長ニ出スベシ
分科大學長ハ前項ノ論文ヲ当該教授會ノ議ニ付シ研究ノ

成績ヲ判定ス

- 第二十五条 分科大学ノ授業ヲ兼受スル者ニハ分科大学通則第二十六条第二十七条第二十八条第二十九条ヲ適用ス
- 第二十六条 分科大学ノ授業ヲ受ケ其試問ニ及第シタル者ニ限り希望ニ依リ修業証書ヲ与フルコトアルベシ

第六章 研究料及用品料

- 第二十七条 大学院学生ノ研究料ハ一箇月金貳円五拾錢トシ數箇月分ヲ纏メテ之ヲ徴収ス毎回徴収ノ期日及金額ハ別ニ之ヲ定ム

但特ニ大学総長ノ許可ヲ得タル者ニハ本文ノ研究料ヲ

免除スルコトアルベシ

- 第二十八条 製図又ハ実験ヲ要スル研究ニ従事スル者ハ用品料ハ一箇月金壹円トシ數箇月分纏メテ之ヲ徴収ス毎回徴収ノ期日及金額ハ別ニ之ヲ定ム

- 第二十九条 夏季休業ノ兩月(七月八月)及本学ノ都合ニ依リ臨時ニ全月休学スルトキハ其月分ノ研究料ヲ徴収セス

- 第三十条 大学院学生休学中ハ研究料及用品料ヲ徴収セス

- 第三十一条 大学院学生疾病其他自己ノ都合ニ依リ全月休学スルコトアルモ研究料ヲ徴収ス

第七章 研究事項ノ報告

- 第三十二条 毎年六月及十二月ニ於テ其研究ニ従事セル事

項ヲ筆記シ之ヲ常時報告トナシ指導教授ヲ經テ研究事項ノ属スル分科大学長ニ出スヘシ

- 第三十三条 大学院学生研究ヲ完了シタルトキハ在院中ノ履歴ヲ詳記シ当該分科大学長ヲ經テ大学総長ニ報告スベシ

第八章 懲戒

- 第三十四条 大学院学生ニハ通則第十章ノ各条ヲ適用ス
- 改正 明三・一二・一四達示二三号、明三・一二・七達示一九号、明三五・九・一二達示一八号

〔注〕一九〇四・九・一達示第九号(京都帝国大学通則)で廃止。

三 学校教育法(大学院を規定)

〔二〕
法律第二十六号
一九四七(昭和二二)年三月二九日(官報三月三一日)

- 第六十二、六十五、六十八条 〔本文は一四頁参照〕

四 国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令〔抄〕

政令第五十一号
一九五三(昭和二八)年三月三十一日

国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十八年三月三十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

政令第五十一号

国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令

内閣は、国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)第三条の二第二項の規定に基き、この政令を制定する。

(研究科の名称)

第一条 国立学校設置法第三条の二第一項に掲げる国立大学の大学院に置く研究科の名称は、左表の通りとする。

〔中略〕

国立大学の 名称	上欄の国立大学の大学院に置く研究科の名称
京都大学	文学研究科 教育学研究科 法学研究科 経済学研究科 理学研究科 薬学研究科 工学研究科 農学研究科

〔中略〕

(京大関係のみ)

(研究科の課程)

第二条 前条の各研究科に五年の課程及び二年の課程を置く。

2 前項の五年の課程は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第六十八条第一項の規定による博士の学位の授与を受けるに必要な能力を与えるための課程とし、二年の課程は、同条同項の規定によるその他の学位の授与を受けるに必要な能力を与えるための課程とする。

附 則

1 この政令は、昭和二十八年四月一日から施行する。

〔中略〕

文部大臣 岡野 清豪

内閣総理大臣 吉田 茂

改正 昭三〇政令一〇六、昭三一政令九〇、昭三三政令五一、政令六六、昭三四政令三六、昭三五政令六四、昭三六政令七七
〔注〕一九六三・三・三一政令第九六号で全部改正。

五 大学院審議会規程

〔三〕
達示第一四〇号
一九五三(昭和二八)年四月七日

京都大学大学院審議会規程

第一条 京都大学に、大学院審議会を置く。

第二条 審議会は、次の事項を審議する。

- 一 各研究科の連絡調整に関すること
- 二 学位授与の認証に関すること
- 三 大学院に関する企画及び制規に関すること
- 四 大学院に関して、学長の諮問したること
- 五 その他大学院に関する重要なこと

第三条 審議会は、次の職員で組織する。

一 関係学部長

二 研究科会議構成員中から、研究科ごとに当該研究科

で選挙した教授二名

2 職務上審議員となる者の外は、学長が委嘱し、その任期は、二年とする。

第四条 学長は、審議会を招集して、議長となる。

2 学長に事故があるときは、年長の関係学部長が、代理する。

第五条 審議会は、審議員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

第六条 議長が、必要と認めたときは、審議員以外の者に審議会に出席を求め、意見をきくことができる。

第七条 審議会には、必要に応じて、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の委員には、審議事項に応じて、審議会の議を経て、審議員以外の者を加えることができる。

3 特別委員会は、審議事項の審議が終つたとき、解散する。

第八条 審議会の議事について、必要の事項は、その都度定める。

第九条 議事録は、事務局長が、作成する。

附 則

この規程は、昭和二十八年四月一日から施行する。

改正 昭三〇・一・二五達示三号、昭三二・二・二一達示二号、昭

四一・一〇・一一達示一四号

〔注〕一九七六・六・八達示第二八号で廃止。

六 大学院研究科会議規程

〔二〕
達示第一五号

一九五三(昭和二八)年四月七日

京都大学大学院研究科会議規程

第一条 京都大学大学院の各研究科に、研究科会議を置く。

第二条 研究科会議は、研究科に関する次の事項を審議する。

- 一 科目に関する事
- 二 試験に関する事
- 三 学生に関する事
- 四 学位授与の資格審査に関する事
- 五 学位論文調査委員選定に関する事
- 六 論文提出による博士学位の、審査に関する事

第三条 研究科会議は、関係学部長及び当該研究科の教授で、組織する。

但し、必要あるときは、当該研究科の助教授又は講師

である教官を加えることができる。

第四条 関係学部長は、研究科会議を招集して、議長となる。

2 関係学部長に事故があるときは、大学院審議会の審議員である当該研究科の年長の教授が、代理する。

第五条 研究科会議は、会議構成員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

第六条 研究科会議の議事について、必要な事項は、当該研究科会議の定めるところによる。

第七条 議事録は、関係学部の事務長が、作成する。

附 則

この規程は、昭和二十八年四月一日から施行する。

〔注〕一九七六・六・八達示第二八号で廃止。

七 国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定め

る政令第一条の表に掲げる国立大学の大学院の研究科に置く専攻の名称及び課程(抄)

文部省告示第四一
一九五三(昭和二八)年五月二三日

国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令(昭和二十八年政令第五十一号)第一条の表に掲げる国立大学の大学院の研究科に置く専攻の名称及び課程は、左表の通りとする。

昭和二十八年五月十三日

文部大臣 岡野 清豪

国立大学の名称	上欄の国立大学の大学院に置く研究科の名称	専攻の名称及び課程
国立大	上欄の国立大学の大学院に置く研究科の名称	哲学専攻(博士課程、修士課程) 宗教学専攻(博士課程、修士課程) 心理学専攻(博士課程、修士課程) 社会学専攻(博士課程、修士課程) 美学専攻(博士課程、修士課程) 国史学専攻(博士課程、修士課程) 東洋史学専攻(博士課程、修士課程) 西洋史学専攻(博士課程、修士課程) 地理学専攻(博士課程、修士課程)

京都大学

文学研究科	教育学研究科	法学研究科	経済学研究科	理学研究科
考古学専攻(博士課程、修士課程) 国語学国文学専攻(博士課程、修士課程) 中国語学中国文学専攻(博士課程、修士課程) フランス語学フランス文学専攻(博士課程、修士課程) 英語学英米文学専攻(博士課程、修士課程) ドイツ語学ドイツ文学専攻(博士課程、修士課程) 梵語学梵文学専攻(博士課程、修士課程) 言語学専攻(博士課程、修士課程)	教育学専攻(博士課程、修士課程) 教育方法学専攻(博士課程、修士課程) 基礎法学専攻(博士課程、修士課程) 公法専攻(博士課程、修士課程) 民刑事法専攻(博士課程、修士課程)	理論経済学経済史専攻(博士課程、修士課程) 経済政策学専攻(博士課程、修士課程)	数学専攻(博士課程、修士課程) 物理学専攻(博士課程、修士課程) 宇宙物理学専攻(博士課程、修士課程) 地球物理学専攻(博士課程、修士課程) 化学専攻(博士課程、修士課程) 動物学専攻(博士課程、修士課程) 植物学専攻(博士課程、修士課程) 地質学鉱物学専攻(博士課程、修士課程)	

薬学研 究科		
薬学専攻(博士課程、修士課程)		
工学研 究科		
土木工学専攻(博士課程、修士課程) 機械工学専攻(博士課程、修士課程) 電気工学専攻(博士課程、修士課程) 鉱山学専攻(博士課程、修士課程) 冶金学専攻(博士課程、修士課程) 工業化学専攻(博士課程、修士課程) 建築学専攻(博士課程、修士課程) 燃料化学専攻(博士課程、修士課程) 化学機械学専攻(博士課程、修士課程) 繊維化学専攻(博士課程、修士課程) 応用物理学専攻(博士課程、修士課程)		
農学研 究科		
農学専攻(博士課程、修士課程) 林学専攻(博士課程、修士課程) 農芸化学専攻(博士課程、修士課程) 農林生物学専攻(博士課程、修士課程) 農業工学専攻(博士課程、修士課程) 農林経済学専攻(博士課程、修士課程) 水産学専攻(修士課程) 水産化学専攻(博士課程)		

(京大関係のみ)

備考 この表中博士課程とは、国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令第二条第二項に規定する五年の課程とし、修士課程とは、同条同項に規定する二年の課程とする。

八 国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令一部改正(抄)〔医学研究科設置〕

政令第一〇六号

一九五五(昭和三〇)年七月一日

国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)

第三条の二第二項の規定に基き、この政令を制定する。

国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令(昭和二十八年政令第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条の表(中略)京都大学及び大阪大学の項中「理学研究科」を「理学研究科」「医学研究科」に改め(る)。

(中略)

第二条第一項を次のように改める。

医学研究科及び歯学研究科を除くその他の研究科に五年の課程及び二年の課程を置き、医学研究科及び歯学研究科に四年の課程を置く。

第二条第二項中「五年」を「五年の課程及び四年」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行し、昭和三十年四月一日から適用する。

九 国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令第一条の表に掲げる国立大学の大学院の研究科に置く専攻の名称及び課程〔抄〕〔医学研究科に博士課程設置〕

〔二〕

文部省告示第八一号

一九五五(昭和三〇)年八月三日

国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令(昭和二十八年政令第五十一号)第一条の表に掲げる国立大学の大学院に新たに置く専攻の名称及び課程は、左表のとおりとする。

昭和三十年八月三日

文部大臣 松村 謙三

国立大学の名称	上欄の国立大学の大学院に置く研究科の名称	専攻の名称及び課程
	生理学系(博士課程)	

京 都 大 学	
農 学 研 究 科	医 学 研 究 科
水産学専攻(博士課程)	病理学系(博士課程) 社会医学系(博士課程) 内科学系(博士課程) 外科学系(博士課程)

〔京大関係のみ〕

一〇 国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令〔抄〕

〔二〕

政令第九六号

一九六三(昭和三八)年三月三十一日

国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令

内閣は、国立学校設置法(昭和二十四年法律第五百十号)第三条の二第二項の規定に基づき、国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令(昭和二十八年政令第五十一号)の全部を改正するこの政令を制定する。

国立学校設置法第三条の二第一項に掲げる国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程は、次の表に掲げるとおりとする。

1

この政令は、昭和三十八年四月一日から施行する。
〔中略〕

〔中略〕
附 則

文部大臣 荒木萬壽夫
内閣総理大臣 池田 勇人

改正 昭三九政令四一、昭四〇政令七八、昭四一政令一一、昭四二政令五五、政令九七、昭四三政令六〇、政令一一三、昭四四政令七六、政令一四八、昭四五政令四六、政令五八、昭四六政令七六、昭四七政令四九、昭四八政令五〇、政令二八四、

京 都 大 学							国立大学の名称
農学研究科	工学研究科	薬学研究科	医学研究科	理学研究科	経済学研究科	法学研究科	上欄の国立大学の大学 院に置く研究科の名称
五年の課程			四年の課程		五年の課程		中欄の研究科の 課程

〔京大関係のみ〕

〔注〕 昭四九政令九〇、政令一九九、昭五〇政令七三、昭五一政令四六、政令一二五、昭五二政令五八三、政令一三四、昭五三政令八五、政令二四〇、昭五四政令六六、昭五五政令四六、昭五六政令七九、政令一二六、昭五七政令七六、政令八三、昭五八政令四〇、政令六六、昭五九政令五四、政令九四
一九八四・六・二八政令第三三〇号〔国立学校設置法施行令〕で廃止。

一 一 大学院の管理運営に関する規程

達示第二八号
一九七六（昭和五二）年六月八日

京都大学大学院の管理運営に関する規程
第一章 大学院審議会

第一条 京都大学に、大学院審議会を置く。

第二条 大学院審議会は、次の事項を審議する。

- 一 大学院の組織に関すること。
- 二 大学院に関する制規に関すること。
- 三 大学院の教育に関すること。
- 四 学位に関すること。
- 五 その他大学院に関する重要なこと。

2 大学院審議会は、前項各号に掲げる事項について審議

するほか、必要があるときは、大学院の組織及び運営に關する事項について、研究科・部局等相互間のあつ旋等の調整を行う。

第三条 大学院審議會は、次の審議員で組織する。

一 各研究科長

二 各学部長

三 教養部長

四 各研究所長

五 研究科ごとに、研究科會議の構成員である教授各一名。ただし、第一号の審議員を第二号から前号までのいずれかの審議員が兼ねる研究科については、二名とする。

2 前項第五号の審議員は、研究科會議の議に基づき、総長が委嘱する。

3 第一項第五号の審議員の任期は、二年とし、再任を妨げない。

第四条 総長は、大学院審議會を招集し、議長となる。

2 総長に事故があるときは、あらかじめ総長の指名する審議員が、前項の職務を代行する。

第五条 大学院審議會は、審議員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

第六条 議長が必要と認めたときは、審議員以外の者に大学院審議會への出席を求め、意見をきくことができる。

第七条 大学院審議會には、必要に応じて、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員には、審議事項に依りて、大学院審議會の議を経て、審議員以外の者を加えることができる。

第八条 大学院審議會の議事について必要な事項は、大学院審議會が定める。

第二章 研究科長及び研究科會議

第九条 各研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、当該研究科會議を構成する教授のうちから、研究科會議の議に基づき、総長が命ずる。

3 研究科長の任期は、当該研究科の定めるところによる。

第十条 各研究科に、研究科會議を置く。

第十一条 研究科會議は、当該研究科に關する次の事項を審議する。

一 入学者の選抜に關すること。

二 学生の身分に關すること。

三 教育に關すること。

四 学位授与の資格審査に關すること。

五 研究科會議の構成に關すること。

六 研究科長及び第三条第一項第五号の大学院審議会審議員の候補者の選出及び研究科長の任期に関する事。

七 その他研究科に関する重要な事。

第十二条 研究科会議は、当該研究科の教授のうちから、当該研究科の定めるところにより構成するものとする。

2 研究科において必要と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、研究科会議に、当該研究科の助教教授又は講師を加えることができる。

第十三条 研究科長は、研究科会議を招集し、議長となる。

2 研究科長に事故があるときは、大学院審議会審議員である者のうちからあらかじめ研究科長の指名する者が、前項の職務を代行する。

第十四条 第五条、第七条及び第八条の規定は、研究科会議に準用する。

第十五条 専攻の運営に関する必要な事項については、当該研究科が定める。

附 則

1 この規程は、昭和五十一年六月八日から施行する。

2 次の規程は、廃止する。

京都大学大学院審議会規程(昭和二十八年達示第十四号)

京都大学大学院研究科会議規程(昭和二十八年達示第十五号)

3 この規程施行後いまだ研究科長が命ぜられない研究科にあつては、その命ぜられるまでの間、第九条第二項及び第三項の規定にかかわらず、関係学部長の職にある者が研究科長としてその職務^(マヤ)を行ふものとする。

4 この規程施行の際現に京都大学大学院審議会規程(昭和二十八年達示第十四号)第三条第一項第三号の規定に基づく大学院審議会審議員である者は、研究科において第三条第一項第五号の審議員が選出されるまでの間、同条同項の規定にかかわらず、なお引き続きその職にあるものとする。

改正

昭五三・一一・一四達示四五号、平元・一一・一四達示二七号、平三・二・一九達示二五号、五・二八達示一九号、平五・三・九達示一九号、平八・五・一四達示二七号、平九・三・一八達示九号

一二 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔学部附属施設を研究科附属施設に移行〕

文部省令第二一号

一九九八(平成一〇)年四月九日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十一年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六の二を次のように改める。

国立大学の名称	上欄の国立大学の大学院の研究科	中欄の研究科附属の教育施設及び研究施設
教育学研究科	臨床教育実践研究センター	
法学研究科	国際法政文獻資料センター、法政実務交流センター	
理学研究科	臨海実験所、天文台、機器分析センター、地磁気世界資料解析センター、分子発生物学研究センター、地球熱学研究施設	
医学研究科	動物実験施設、先天異常標本解析センター、総合解剖センター	
薬学研究科	薬用植物園	
工学研究科	イオン工学実験施設、メゾ材料研究センター、環境質制御研究	

農学研究科	センター
物実験所、水産実験所	農場、演習林、牧場、亜熱帯植

〔京大関係のみ〕

〔中略〕

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

二三 総合人間学部

一 国立学校設置法一部改正〔抄〕〔総合人間学部設置〕

〔二〕

法律第三七号
一九九二(平成四)年五月六日

国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律

(国立学校設置法の一部改正)

第一条 国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第三条第一項の表〔中略〕京都大学の項中「文学部」を「総合人間学部」に改め〔る〕。

〔中略〕

附則

（施行期日）

1 この法律は、平成四年七月一日から施行する。ただし、第一条中国立学校設置法第三条第一項の表の改正規定は同年十月一日から〔中略〕施行する。

〔以下略〕

二 総合人間学部規程

〔六〕

達示第二五号

一九九二（平成四）年一〇月一日

京都大学総合人間学部規程

第一 学科

第一条 本学部に次の学科を置く。

人間学科

国際文化学科

基礎科学科

自然環境学科

第二 入学

第二条 入学者の選抜方法は、教授会で定める。

第三条 入学者の決定は、教授会で行う。

第三 修学

第四条 授業は、学部科目及び全学共通科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分けて行う。

第五条 学部科目及び全学共通科目の単位数、配当及び授業時間数は、別に定めるところによる。

第六条 京都大学通則（昭和二十八年達示第三号。以下「通則」という。）第十六条の規定により他学部の科目を学修しようとする者は、学年の初め又は学期の初めに学部長に願い出て、当該学部の学部長の許可を受けるものとする。

第七条 通則第十六条の二の規定により外国の大学に留学し、その科目を学修しようとする者には、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

第八条 修学期間は、四年とする。

第四 試験

第九条 試験は、科目試験及び論文試験とする。

2 科目試験は、受験の申出をした者に対して行う。

3 論文試験は、所定の科目試験に合格した者に対して行う。ただし、論文題目は、受験科目の範囲内に限る。

第十条 前条の論文は、教授会の指定した教官が審査する。

第十一条 試験実施の期日その他については、あらかじめ告知する。

第五 学士の学位授与

第十二条 四年以上在学し、学部定めるところにより、百三十六単位以上を修得した者には、通則第四十九条に定める学士の学位を授与する。

2 第六条及び第七条の規定により他学部及び外国の大学において学修し修得した単位数は、教授会の議を経て、前項の単位数に算入することができる。

3 第十四条の規定により本学他学部又は他の大学から本学部へ転学した場合における転学前に学修し修得した単位数は、教授会の議を経て、第一項の単位数に通算することがある。

第六 在学

第十三条 在学は、八年を超えることができない。

第七 転学及び転科

第十四条 本学他学部学生若しくは他大学の学生で本学部

に転学を志望する者又は本学部学生で転科若しくは他学部へ転学を志望する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て、許可することがある。

第八 聴講生、特別聴講学生

第十五条 特定の科目につき聴講を志望する者があるときは、教授会の議を経て、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生の取扱いその他については、別に定める。

第十六条 通則第五十五条第一項の規定により特別聴講学生として入学を志望する者には、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

附 則

この規程は、平成四年十月一日から施行する。

改正 平五・一・一二達示一号、三・一二達示二四号、一〇・一達

示六七号、平八・一・二三達示二号

四 大学院文学研究科・文学部

(一) 文科大学

一 明治三十六年勅令第六十八号一部改正（文科大学に講座設置）

勅令第一三三三号
一九〇六（明治三九）年六月四日（官報六月五日）

明治三十六年勅令第六十八号中左ノ通改正ス

「法科大学医科大学」ノ下ニ「文科大学」ヲ加ヘ福岡医科大学ノ部ノ次ニ左ノ如ク加フ

文科大学

哲学、哲学史

心理学

教育学、教授法

倫理学

支那語学、支那文学

二講座

一講座

一講座

一講座

一講座

二 京都帝国大学文科大学開設*

文部省令第一〇号
一九〇六（明治三九）年六月十一日

京都帝国大学文科大学ハ本年九月十一日ヨリ開設シ哲学科、史学科及文学科ヲ置ク

明治三十九年六月十一日

文部大臣 牧野伸顯

三 文科大学規程

一九〇六（明治三九）年八月一六日

文科大学規程

第一 授業

第一条 本学ニ哲学科、史学科、文学ヲ置ク

第二条 各学科ニ属スル科目ヲ分チテ正科目及副科目トナス

一 哲学科

正科目

哲学

印度哲学史

心理学

西洋哲学史

支那哲学史

倫理学

教育学教授法

宗教学

副科目

生物学

精神病学

国文学

経済学

教育行政法

仏蘭西語

梵語

羅甸語

二 史学科

正科目

国史

東洋史

最近世史

地理学

副科目

古文書学

心理学

美学美術史

美学美術史

社会学

生理学

文学概論

支那文学

統計学

英語

独逸語

希臘語

支那史

西洋史

史学研究法

哲学概論

教育学教授法

社会学

文学概論

支那文学

独逸語

露西亞語

朝鮮語

羅甸語

三 文学科

正科目

文学概論

国文学

○英文学

○仏蘭西文学

言語学

専攻科目トセサル○符ノ科目ノ普通講義ハ其一

ヲ選ムヘシ

副科目

英語

仏蘭西語

支那語

アイヌ語

羅甸語

国文学

英語

仏蘭西語

支那語

希臘語

○独逸文学

○梵語学梵文学

国語学

支那語学支那文学

独逸語

露西亞語

朝鮮語

梵語

希臘語

哲学概論

心理学

教育学教授法

美学美術史

第三条 前条ノ科目ハ三学年ニ配当シテ之ヲ授ク

第四条 学生ハ三学科中ノ正科目ニ属スル一科目ヲ選ヒテ

専攻科目トスヘシ

第五条 各学科正科目ノ授業ハ之ヲ普通講義特殊講義及演

習ニ分チ普通講義ハ該科目ノ属スル学科ノ学生一般ヲシ

テ必修セシメ特殊講義及演習ハ専攻科目ニヨリ其必修ス

ヘキモノヲ定ム

副科目ハ当該学科ノ学生ヲシテ随意ニ聴講セシム 但シ

専攻科目ニヨリ必修トナスコトアルヘシ

第六条 学生ニシテ所属学科以外ノ科目ヲ聴講セントスル

モノハ学長ノ許可ヲ受クヘシ

第七条 普通講義特殊講義及演習ノ時数ハ各一週二時間乃

至四時間トス

第二 試問

第八条 試問ヲ分チテ科目試問及論文試問トス

科目試問ハ毎年六月之ヲ行フ学生ハ其科目ノ聴講ヲ了リ

タル学年ニ於テ其試問ヲ受クヘシ

論文試問ハ専攻科目ノ範圍ニ属スル論題ニツキ学生ノ提

出シタル論文ノ審査及其論文ニ関スル口頭試問ヨリ成ル

第九条 各科目特殊講義ノ試問ハ該科目普通講義ノ試問ニ

合格シタル者ニアラサレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

三学年在学ノ者ニアラサレハ論文試問ヲ受クルコトヲ得

ス

第十条 論文試問ハ学長ノ指定シタル教官講師之ヲ行フ

第十一条 科目試問及論文試問ノ及第ヲ以テ卒業トス

第三 在学

第十二条 在学ハ六年以上ニ亘ルコトヲ得ス 但シ兵役ノ

為メ許可シタル休学日数ハ之ヲ算入セス

第四 選科生

第十三条 選科生ハ左ノ資格ヲ有スル者及教授会ニ於テ同

等以上ノ学力アリト認メタル者ニツキ試問ヲ行ヒ教授会

ノ議ヲ經テ其入学ヲ許可ス

一、師範学校中学校卒業生

二、当該学科ニ関シ師範学校中学校高等女学校教員免許

状ヲ有スル者

改正 大八・四・一達示五号、大一一・一・八達示一号、大一四・

一二・二八達示三三号、大一一・一・五達示八号、昭七・

三・七達示一号、昭一三・三・二五達示三三号、昭一四・一・

二五達示一号、昭一六・三・一達示二二号、昭二二・三・三〇

達示三三三

(注) 一九一九・四・一達示第五号で文学部規程に改称。
一九四九・一二・一九達示第二六号で廃止。

(二) 文学部

一 国立学校設置法〔新制文学部発足〕

法律第一五〇号
(二)

一九四九(昭和二十四)年五月三十一日

第三条〔本文は二六頁参照〕

二 文学部規程

達示第二六号
(三)
一九四九(昭和二十四)年二月一九日

京都大学文学部規程

第一学 科

第一条 本学部に哲学科、史学科及び文学科を置く。

第二入 学

第二条 入学者の選抜方法は、教授会で定める。

第三授 業

第三条 授業は、一般教養科目及び専門科目に分けて行う。
第四条 一般教養科目は、左の通りとする。

人文科学

哲学、倫理学、心理学、社会学

宗教学、芸術学、論理学、教育学

国史学、東洋史学、西洋史学

人文地理学、現代世界史、人類学

文学、国語学、国文学、漢文学

英語、独語、仏語、露語、中国語

社会科学

法学、政治学、経済学、統計学、生活科学

自然科学

数学、物理学、化学、生物学、地学、天文学

体 育

2 一般教養科目の配当及び授業時数は、分校の定めるところによる。

第五条 専門科目を分けて専攻科目及び副科目とする。

2 専攻科目は、左の通りとする。

哲 学 科

哲学、西洋哲学史、印度哲学史

支那哲学史、心理学、倫理学、教育学教授法

美学美術史、社会学、宗教学、仏教学、基督教

史学科

国史学、東洋史学、西洋史学、考古学、人文地理学

文学科

国語学国文学、中国語学中国文学

西洋古典語学、西洋古典文学、英語学英文学

独語学独文学、仏語学仏文学

伊太利語学伊太利文学、梵語学梵文学、言語学

3 副科目は、毎学年の初めに定める。

第四 試 験

第六条 試験は、科目試験及び論文試験とする。

2 科目試験の単位及びその数については、別に定める。

3 論文試験は、所定の科目試験に合格した者に対して行う。

但し、論題は、専攻科目の範囲内に限る。

第七条 前条の論文は、教授会の指定した教官が審査する。

第八条 試験実施の期日その他については、予め告知する。

第九条 四年以上在学し、一般教養科目四十単位、専門科目八十単位(論文を含む。)体育四単位以上を取得した者

は、通則第二十一条に定める学士試験合格者とする。

2 一般教養科目の試験については、分校の定めるところによる。

第五 在 学

第十条 在学は、七年を超えることができない。

第六 転学及転科

第十一条 他の大学学生又は、本学他学部学生で、本学部
に転学を志望する者、若くは、本学部学生で、転科を志
望する者があるときは、銓衡の上教授会の議を経て許可
することがある。

第七 聴 講 生

第十二条 特定の科目につき聴講を志望する者があるとき
は、教授会の銓衡を経て聴講生として入学を許可するこ
とがある。

2 聴講生の取扱、その他については、別に定める。

附 則

1 この規程は、昭和二十四年六月一日から、施行する。

2 明治三十九年八月十六日制定の文学部規程は、廃止す
る。

3 国立学校設置法附則第三項規定の実施に関して別段の
定めをなすまでは、なお従前の規程による。

達示第六号
一九五三(昭和二八)年四月七日

第一条 修士、博士の両課程に、次の専攻を置く。

哲 宗 心 社 美 国
教 理 会 史
学 学 学 学 学 学

哲
学

哲学 倫理学 支那哲学史 印度哲学史 西洋古代哲学史 西洋中世哲学史 西洋近世哲学史
 宗 教 学 宗 教 学 宗 教 学 宗教史 仏教史
 心 理 学 宗 教 学 基督教教学 宗教史 仏教史
 実験心理学 実験比較心理学 社会心理学
 社 会 学 社会学原論 文化社会学 民俗学
 美 学 美学美術史 東洋美術 西洋美術
 国 史 学 国史学(古代) 国史学(中世) 国史学(近世)
 東 洋 史 学 東洋史学(古代) 東洋史学(中世) 東洋史学(近世)
 西 洋 史 学 史学理論 西洋史学(古代) 西洋史学(中世) 西洋史学(近世)
 地 理 学 人文地理学 歴史地理学 地誌学
 考 古 学 考古学(日本) 考古学(東洋) 人類学

国語学国文学
 国語学 国文学
 中国語学中国文学
 中国語学 中国文学
 梵語学梵文学
 梵語学 梵文学
 仏蘭西語学仏蘭西文学
 仏蘭西語学 仏蘭西文学
 英語学英米文学
 英語学 英米文学
 独逸語学独逸文学
 独逸語学 独逸文学
 言 語 学
 言語学 西洋古典語学西洋古典文学 伊太利語学伊太利文学 梵語学 仏蘭西語学 英語学 独逸語学
 第六条 前条の科目の外、必要に応じ、特定の科目を授業することがある。
 第七条 科目の単位数は、研究科会議で定める。
 第八条 科目の配当及び授業時間数は、毎学年の始めに定める。
 第九条 各学生につき、指導教授を定める。

2 学生は、学修につき、指導教授の指導を受けなければならない。

第十条 通則第三十七条により他の研究科の科目の学修を志望する者は指導教授の許可を得て、毎学年の始めに願ひ出でなければならない。

第十一条 修士課程に必要な三十単位の中、各専攻に属する科目十六単位は、必修とし、爾余の単位は、指導教授の許可を得て、自由選択とすることができる。

2 博士課程に必要な二十単位の中、各専攻に属する科目十二単位は、必修とし、爾余の単位は、指導教授の許可を得て、自由選択とすることができる。

第五 試験

第十二条 試験は、毎学年の終りに行う。但し、特別の事情があるときは、その時期を変更することができる。

第十三条 試験を受けようとする者は、受験科目を届け出でなければならない。

2 前項の届出期日は、予め告知する。

第六 論文審査

第十四条 研究論文は、研究科会議で定めた教官の調査及び口頭試問の結果にもとづいて、研究科会議で審査する。

第十五条 通則第四十条第四項により学位を得ようとする

者は、研究論文を提出し、且つ、専攻学術に関し、大学院の博士課程を終えた者と同等以上の学識を有することを確認しなければならない。

第十六条 前条の専攻学術に関する学識の確認は、筆答試問及び口頭試問により行う。但し、研究科会議の議を経て、他の方法によることができる。

2 提出論文の審査は、大学院の博士課程における論文審査と同一の手続による。

第七 外国学生、委託生、聴講生

第十七条 外国学生、委託生及び聴講生として入学を希望する者には、文学部教授会の議を経て、許可することができる。

附 則

この規程は、昭和二十八年四月一日から施行する。

改正

昭三一・一〇・一、昭三二・五・二三総長裁定、昭三五・六・二一達示二二号、昭四五・三・二五達示一四号、昭四七・五・二三達示二二号、昭五二・三・一一五達示九号、平二・六・二六達示二〇号、平五・三・一一達示三四号、平七・九・二六達示二八号、平八・二・二〇達示四号、三・二六達示六号

(三) 大学院文学研究科・文学部

五 大学院教育学研究科・教育学部

一 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔文学研究科長設置〕

〔二〕
文部省令第八号

一九九六(平成八)年三月三十一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一

号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第八条の二中〔中略〕「名古屋大学大学院人間情報学研究

科」を「名古屋大学大学院人間情報学研究科」に〔中略〕

改める。

〔中略〕

附則

1 この省令は、平成八年四月一日から施行する。

〔以下略〕

(一) 教育学部

一 国立学校設置法〔教育学部設置〕

〔二〕

法律第一五〇号

一九四九(昭和二四)年五月三十一日

第三条 〔本文は二六頁参照〕

二 教育学部規程

〔六〕
達示第一八号

一九五〇(昭和二五)年十二月二日

京都大学教育学部規程

第一 入学

第一条 入学者の選抜方法は、教授会で定める。

第二 授業

第二条 授業は、一般教養科目及び専門科目に分けて行う。

第三条 一般教養科目は、左の通りとする。

人 文 科 学

哲学、倫理学、心理学、社会学、宗教学、芸術学

論理学、教育学

国史学、東洋史学、西洋史学、人文地理学、現代世界

史

人類学

文学、国語学、国文学、漢文学、外国文学

社 会 科 学

法学、政治学、経済学、統計学、生活科学

自 然 科 学

数学、物理学、化学、生物学、地学、天文学

体 育

2 一般教養科目の配当及び授業時数は、分校の定めるところによる。

第四条 専門科目は、左の通りとする。

教育原理、教育哲学、教育史、

比較教育学、教育課程、教育方法

教育指導、精神衛生、各科教授法、教育実習

教育心理原理、教育心理方法、発達心理学

教育社会学、社会教育学、文化人類学

社会福祉学、教育行政学、教育財政学

体育学、新聞学、図書館学、博物館学

2 教授会の議を経て前項以外の科目を専門科目と見なすことができる。

3 専門科目の単位数、配当及び授業時数は、別に定める。

第三 試 験

第五条 試験は、科目試験及び論文試験とする。

2 論文試験は、所定の科目試験に合格した者に対して行う。

但し、論文題目は、受験科目の範囲内に限る。

第六条 前条の論文は、教授会の指定した教官が審査する。

第七条 試験実施の期日その他については、予め告知する。

第八条 四年以上在学し、一般教養科目三十六単位体育四単位専門科目八十四単位(論文を含む。)以上を取得した者は、通則第二十一条に定める学士試験合格者とする。

2 一般教養科目の試験については、分校の定めるところによる。

第四 在 学

第九条 在学は、七年を超えてできない。

第五 転 学

第十条 本学他学部又は他大学の学生で本学部に移学を志

望する者、又は本学部学生で他に転学を志望する者があるときは、教授会の議を経て許可することがある。

第六 聴講生

第十一条 特定の科目につき聴講を志望する者があるときは、教授会の選考を経て聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生の取扱その他については、別に定める。

附則

この規程は、昭和二十五年十二月十九日から、施行する。

改正 昭二八・四・七達示一七号、昭三〇・四・五達示八号、昭三

二・四・二三達示一号、昭三四・二・二四達示三号、五・二六達示一五号、六・二三達示一八号、昭三七・五・八達示六号、昭四五・四・二八達示一八号、昭五一・四・二七達示一
二号、昭五八・二・二二達示二号、五・二四達示一五号、平
四・一二・二二達示六一号、平五・三・一二達示二六号、一
〇・一達示六九号

三 大学院教育学研究科規程

〔六〕
達示第七号

一九五三(昭和二八)年四月七日

京都大学大学院教育学研究科規程

第一 専攻

第一条 修士、博士の両課程に、次の専攻を置く。

教育学

教育方法学

第二 入学

第二条 入学手続及び入学者選抜方法は、教育学部教授会で定める。

第三条 入学者の決定は、教育学部教授会で行う。

第三 転科

第四条 通則第三十四条により本研究科に転科を志望する者には、教育学部教授会の議を経て、許可することがある。

第四 科目及び学修方法

第五条 各専攻に属する科目は、次の通りとする。

教育学

教育哲学

教育史

教育課程

教育方法学

教育心理学

教育指導

社会教育学

教育社会学

教育行政学

各科教授法

第六条 前条の科目の外、必要に応じ、特定の科目を授業することがある。

第七条 科目の単位数は、研究科会議で定める。

第八条 科目の配当及び授業時間数は、毎学年の始めに定める。

第九条 各学生につき、指導教授を定める。

2 学生は、学修につき、指導教授の指導を受けなければならない。

第十条 通則第三十七条により他の研究科の科目の学修を志望する者は、指導教授の許可を得て、毎学年の始めに願い出でなければならない。

第十一条 修士課程に必要な三十単位の中、各専攻に属する科目十六単位は、必修とし、爾余の単位は、指導教授の許可を得て、自由選択とすることができる。

2 博士課程に必要な二十単位の中、各専攻に属する科目十二単位は、必修とし、爾余の単位は、指導教授の許可を得て、自由選択とすることができる。

第五 試験

第十二条 試験は、毎学年の終りに行う。但し、特別の事情があるときは、その時期を変更することができる。

第十三条 試験を受けようとする者は、受験科目を届け出なければならない。

2 前項の届出期日は、予め告知する。

第六 論文審査

第十四条 研究論文は、研究科会議で定めた教官の調査及び口頭試問の結果にもとづいて、研究科会議で審査する。

第十五条 通則第四十条第四項により学位を得ようとする者は、研究論文を提出し、且つ、専攻学術に関し、大学院の博士課程を終えた者と、同等以上の学識を有することを確認されなければならない。

第十六条 前条の専攻学術に関する学識の確認は、筆答試問及び口頭試問により行う。但し、研究科会議の議を経て、他の方法によることができる。

2 提出論文の審査は、大学院の博士課程における論文審査と同一の手続による。

第七 外国学生、委託生、聴講生

第十七条 外国学生、委託生及び聴講生として入学を希望する者には、教育学部教授会の議を経て、許可すること

がある。

附 則

この規程は、昭和二十八年四月一日から施行する。

改正 昭三・一〇・一、昭三・五・三総長裁定、昭四・一・七・

四達示一八号、昭五・一・三・一五達示一〇号、昭六・三・五・

一〇達示二二号、平二・六・二六達示二一号、平五・三・一

二達示三五号、平七・一・二四達示四号、平八・二・二〇達

示四号

四 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔臨床教育実践

研究センター設置〕

文部省令第一三三号

一九九七(平成九)年三月三十一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一

号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項中

法学部 国際法政

文献資料センター

を

教育学部	臨床教育実践研究センタ
法学部	国際法政文献資料センタ

に改め〔る〕。

〔中略〕

附 則

1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

〔以下略〕

(二) 大学院教育学研究科・教育学部

一 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔教育学研究科

長設置〕

文部省令第七号

一九九八(平成一〇)年三月三十一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一

号)の一部を次のように改正する。

第八条の二〔中略〕「京都大学大学院文学研究科」を

「京都大学大学院文学研究科」「京都大学大学院教育学研究科」に〔中略〕改める。

〔中略〕

附則

1 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

〔以下略〕

六 大学院法学研究科・法学部

(一) 法科大学

一 京都帝国大学法科大学及医科大学講座ノ件〔抄〕〔二〕

一八九九(明治三二)年七月三日(官報七月四日) 勅令第三二一号

朕京都帝国大学法科大学及医科大学講座ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十二年七月三日

文部大臣 伯爵 樺山資紀

勅令第三百二十一号

第一条 京都帝国大学法科大学及医科大学ニ置クヘキ講座ノ種類及其ノ数左ノ如シ

法科大学

憲法 一講座

国法学 一講座

民法 三講座

商法、破産法 二講座

民事訴訟法 一講座

刑法、刑事訴訟法 一講座

経済学 二講座

財政学 一講座

統計学 一講座

政治学、政治史 一講座

行政法 一講座

国際公法 一講座

国際私法 一講座

法制史、比較法制史 一講座

羅馬法 一講座

英吉利法 一講座

仏蘭西法 一講座

独逸法 一講座

法理学 一講座

〔中略〕

第二条 明治三十二年九月ヨリ開始スヘキ講座ノ種類及其ノ数左ノ如シ

法科大学

憲法

一講座

国法学

一講座

民法

二講座

商法

一講座

民事訴訟法

一講座

刑法、刑事訴訟法

一講座

行政法

一講座

国際私法

一講座

羅馬法

一講座

〔以下略〕

改正 明三三勅令一〇七、明三四勅令一三四、明三五勅令一五一

〔注〕一九〇三・三・三一勅令第六八号で廃止。

二 京都帝国大学法科大学および医科大学開設* (一)

文部省令第三五号
一八九九(明治三二)年七月四日

京都帝国大学ノ法科大学及医科大学ハ本年九月十一日ヨリ開設シ法科大学ニハ法律学科及政治学科医科大学ニハ医学科ヲ置ク

明治三十二年七月四日 文部大臣 伯爵 樺山資紀

三 法科大学規程

〔二三〕
達示第九号

一八九九(明治三二)年九月一日

京都帝国大学法科大学規程

第一条 明治三十二年七月三日勅令第三百二十一号同年同月四日文部省令第三十五号ニ依リテ法律学科及政治学科ニ置クヘキ科目左ノ如シ

一、法律学科

憲法

民法

商法

破産法

民事訴訟法
刑法
刑事訴訟法
行政法
國際公法
國際私法
法制史、比較法制史
羅馬法
英吉利法
仏蘭西法
獨逸法
法理学
経済学
政治学科
憲法
国法学
民法
商法
刑法総論
経済学
財政学

統計学
政治学、政治史
行政法
國際公法
國際私法
法制史、比較法制史
法理学
第二条 各学科講義ノ外教授会ノ議決ニヨリ随意科トシテ
特別講義及演習科ヲ置クコトアルベシ
第三条 各学科学生ハ随意科トシテ他ノ学科又ハ他ノ分科
大学ノ講義ヲ聴聞スルコトヲ得但シ他ノ分科大学ノ講義
ヲ聴聞スル場合ニ就キテハ別ニ定ムル所ニ依ル
第四条 各学科科目配当授業時数等ハ教授会ノ議決ヲ經テ
公示スルモノトス
第五条 本学ニ於ル最短在学期ヲ四学年トス
第六条 在学ハ同一学科ニ於テハ八学年以上ニ亘ルコトヲ
得ズ
但シ期限經過後ト雖トモ大学長ハ本人ノ志願ニヨリ教授
会ノ議決ヲ經テ在学ヲ継続セシムルコトアルベシ
第七条 学生ハ其聴講セント欲スル各科目ノ聴講名簿ニ其
姓名ヲ自署スベシ

第八条 学生ハ聴講名簿ニ自署シ担任教員ノ承認ヲ受ケタル上ニアラザレバ其科目ヲ聴講スルコトヲ得ズ

第九条 第七条及第八条ニ規定セル事項ニ関スル手續ハ其科目ノ授業開始後二週間内ニ結了スベシ

第十条 試問ヲ受ケント欲スル者ハ其受験科目ヲ受験名簿ニ記入シ担任教員ノ承認ヲ経ベシ

第十一条 随意科ノ試問ハ担任教員ノ許可アルトキニ限り之ヲ受クルコトヲ得

第十二条 随意科ノ試問ニ及第シタル者ノ卒業証書ニハ特ニ其科目ヲ記載ス

第十三条 専攻学科ノ各科目試問ニ及第シタル者ハ帝国大学令第三条ニ依リ卒業証書ヲ授与ス

第十四条 分科大学通則第十六条乃至第二十五条第二十九条乃至第三十一条ハ本学ニ之ヲ適用セズ

第十五条 第七条乃至第九条ハ之ヲ聴講生ニ準用ス

改正

明三三・四・一七、九・二四達示一五号、明三五・三・六達示五号、一二・六達示三一号、明三六・五・四達示一二号、

明三七・六・一七達示三号、九・二六達示一三号、明四〇・

五・二三達示四号、明四四・四・一〇達示七号、明四五・五・

八達示九号、大三八・八・一九達示二三号、大四・八・二一達

示一八号、大五・七・二七達示一〇号、大八・四・一達示五

号、五・三一達示二一、八・一達示二八号、大九・一一・

四 法科大学学科課程

〔二三〕

達示第二四号
一八九九(明治三二)年二月一四日

法科大学学科課程

法科大学法律学科及政治学科ニ属スル諸科目ノ授業時数

ヲ定ムルコト左ノ如シ

法律学科

憲法

一年間 毎週三時

民法

三年間 毎週四時

商法

二年間内 一年間毎週三時
一年間毎週四時

〔注〕一九一九・四・一達示第五号で法学部規程に改称。

一九四九・一一・二九達示第二四号で廃止。

二五達示二三号、大一一・六・二四達示二〇号、一一・二〇
達示二二号、大一一・六・二六達示一五号、昭元・二・二八
達示一二号、昭二・六・一達示九号、昭三・三・二二達示一
号、昭六・二・二六達示一三、昭七・二・二〇達示五
号、昭八・二・二七達示六号、昭一三・一・二二達示一五、
一一・一四達示九号、昭一四・一・一五達示一七号、昭一五・
一・六達示一五、昭一六・二・二五達示二五、昭二二・
四・一達示四号、昭三三・九・六達示八号

破産法	一年間	毎週一時
民事訴訟法	一年間	毎週四時
刑法	二年間	毎週二時
刑事訴訟法	一年間	毎週二時
行政法	二年間	毎週二時
國際公法	一年間	毎週三時
國際私法	一年間	毎週二時
法制史、比較法制史	一年間	毎週二時
羅馬法	一年間	毎週三時
○英吉利法	四年間	毎週二時
○仏蘭西法	四年間	毎週二時
○独逸法	四年間	毎週二時
法理学	一年間	毎週二時
経済学	三年間内	一年間毎週四時 二年間毎週三時
備考	○印ノ科目ハ各其一ヲ撰ハシムルモノトス	
政治学科		
憲法	一年間	毎週三時
国法学	一年間	毎週三時
民法	三年間	毎週四時

商法	二年間内	一年間毎週三時 一年間毎週四時
刑法(総論)	二年間	毎週二時
経済学	三年間内	一年間毎週四時 二年間毎週三時
財政学	一年間	毎週三時
統計学	一年間	毎週一時
政治学、政治史	二年間内	一年間毎週二時 一年間毎週三時
行政法	二年間	毎週二時
國際公法	一年間	毎週三時
國際私法	一年間	毎週二時
法制史、比較法制史	一年間	毎週二時
法理学	一年間	毎週二時

五 京都帝国大学法科大学の法律学科および政治学科の区別廃止。

(一一)

文部省令第三一〇号
一九〇三(明治三六)年九月一九日

京都帝国大学法科大学ノ法律学科及政治学科ノ区別ハ自今之ヲ廃止ス

明治三十六年九月十九日

文部大臣 男爵 兒玉源太郎

大正三年八月二十九日

文部大臣 法学博士 一木喜徳郎

六 京都帝国大学法科大学に法律学科および政治学科設置*

置*

文部省令第一六号

一九〇七(明治四〇)年五月一八日

京都帝国大学法科大学ニ法律学科及政治学科ヲ置ク

本令ハ明治四十年九月十一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十年五月十八日

文部大臣 牧野伸顯

七 京都帝国大学法科大学の政治学科を政治経済学科に改組*

組*

文部省令第二四号

一九一四(大正三)年八月二九日

明治四十年文部省令第十六号中「政治学科」ヲ「政治経済学科」ニ改ム

本令ハ大正三年九月十一日ヨリ之ヲ施行ス

(二) 法学部

一 国立学校設置法〔新制法学部発足〕

法律第一五〇号

一九四九(昭和二四)年五月三十一日

第三条 〔本文は二六頁参照〕

二 法学部規程

〔六〕
達示第二四号

一九四九(昭和二四)年十一月二九日

京都大学法学部規程

一 入 学

第一条 入学者選定の方法は、教授会で定める。

二 科 目

第二条 科目を分けて一般教養科目、体育、専門科目及び特別科目とする。

第三条 一般教養科目は、次の通りである。

科目名

必修科目

法学、経済学、史学概論、政治学、社会学

現代世界史、外国語(一)、外国語(二)

選択科目

心理学、論理学、言 学、倫理学、哲学、人文

地理学

文 学、教育学、統計学、人類学、生活科学

自然科学A 1、自然科学A 2、数 学A、工業概

論

2 一般教養科目の単位数は、教授会が定める。

3 一般教養科目の配当及び授業時数は、分校の定めるところによる。

第四条

専門科目は、次の通りである。

科目名

憲 法

行政法第一部(総論)

行政法第二部(各論)

刑 法第一部(総論)

刑 法第二部(各論)

刑事訴訟法

民法第一部(総則)

民法第二部(物権)

民法第三部(債権)

民法第四部(親族、相続)

商 法第一部(総則、商行為、手形、但し、保険を除く。)

商 法第二部(会社)

商 法第三部(海商、保険)

民事訴訟法第一部(判決手続)

民事訴訟法第二部(強制執行、破産)

国際法第一部(平時法)

国際法第二部(紛争処理法)

国際私法、労働法、法理学、日本法制史、西洋法制史

思想史

羅馬法、国法学、政治学、外交史、政治史、政治

思想史

行政学、刑事学、経済学(原論、政策)

社会政策、外国法

演 習

2 外国法は、英米法、独逸法及び仏蘭西法の三種とし、

英米法は六部、独逸法は六部、仏蘭西法は三部に分ち、各一部で一科目とする。但し、各部の題目は、毎年教授会で定める。

3 演習の実施及び題目は、毎年教授会で定める。

第五条 特別科目の講義は、専門科目に関して行う。

2 特別科目の講義については、毎学年教授会で定める。

第六条 専門科目の配当、単位数及び授業時数は、教授会で定める。

三 在 学

第七条 在学は、六年を超えることを得ない。

2 四年以上在学して学士試験に合格した者は、学籍を脱する。

四 転 学

第八条 他の大学又は、本学の他学部学生であつて本学部に転学を志望する者は、教授会の議を経て許可することがある。

五 試 験

第九条 専門科目の試験(以下試験という。)は、毎学年一回その終りに行う。但し、特別の事情あるときは、教授会の決議に依り特定の科目についてその時期を変更する。ことがある。

第十条 試験は、受験の申出をした者に対して行う。

2 受験の申出は、受験科目を示してなさなければならぬ。

3 受験の申出期間は、その都度教授会で定める。

第十一条 試験は、受験者の選択に従い、第四条に掲げた各科目について行う。

2 各科目の試験の成績は、百点を満点とし、六十点以上を及第とする。

3 試験の成績は、公表しない。

第十二条 試験は、その学年で授業を担当した教官が行う。但し、已むを得ない事情あるときは、教授会の決議に依り変更することがある。

2 受験者に対する授業を担当した教官が、その学年で授業を担当した教官と異なるときは、受験者の申出に依り教授会の議を経て受験者に対する授業を担当した教官が試験を行うことができる。

3 前項の申出の時期については、第十条第三項の規定を準用する。

第十三条 一般教養科目四十単位、体育四単位、専門科目八十単位合計百二十四単位以上を取得した者は、学士試験に合格した者とする。

2 一般教養科目の試験については、別に分校の定めるところによる。

六 聴講生

第十四条 専門科目について聴講を出願する者あるときは、教授会の決議に依り聴講生として許可する。

2 聴講生の聴講期間は、学年に依る一年間限りとし、全科目に亘り随意に聴講することができる。

3 聴講生は、願出に依り聴講した科目について受験することが出来る。合格した科目に対しては、証明書を与える。

4 聴講生は、授業料と同額の聴講料を納めなければならない。

附則

第十五条 この規程は、昭和二十四年六月一日から、施行する。

第十六条 従前の法学部規程は、廃止する。但し、国立学校設置法附則第三項規定の実施に関して別段の定めをなすまでは、なお従前の規程による。

改正 昭二五・三・三学長裁定、九・一五達示一四号、一〇・二達示一六号、昭二八・四・七達示一八号、昭三〇・四・五達示九号、昭三二・三・六達示四号、昭三四・二・二四達示三号、

三・一〇達示四号、四・二達示七号、六・三達示一九号、昭三七・三・六達示四号、昭三九・一・二二達示一五号、昭四一・一・二二〇達示一六号、昭四四・二・一八達示一号、六・一七達示一〇号、昭四五・三・一〇達示四号、三・二五達示九号、昭四六・一・二六達示一号、一・二三達示六号、昭四七・一・二五達示四号、昭四八・一・二三達示四号、昭四九・一・二三達示四号、昭五〇・一・一八達示三号、昭五一・二・一〇達示二号、五・三二達示二七号、昭五二・二・一達示二号、昭五三・二・二二達示七号、五・八達示三五号、昭五四・二・二〇達示三号、昭五五・二・一五達示三号、五・一達示二四号、昭五六・二・一〇達示三号、昭五七・二・九達示一号、五・二五達示一二号、昭五八・七・五達示二〇号、昭五九・五・二九達示一〇号、昭六二・三・三一達示九号、昭六三・三・八達示二号、平四・五・一一達示一号、平五・一・一二達示三号、三・一二達示二七号、平六・一・一二〇達示一号、平七・一・二三達示二号、平八・二・一五達示三号

三 大学院法学研究科規程

〔六〕
達示第八号

一九五三(昭和二八)年四月七日

京都大学大学院法学研究科規程

第一 專攻

第一条 修士、博士の両課程に、次の專攻を置く。

基礎法学

公 法

民刑事法

第二 入 学

第二条 入学手続及び入学者の選抜方法は、法学部教授会で定める。

第三条 入学者の決定は、法学部教授会で行う。

第三 転 科

第四条 通則第三十四条により本研究科に転科を志望する者には、法学部教授会の議を経て、許可することがある。

第四 科目及び学修方法

第五条 各専攻に属する科目は次の通りとし、科目ごとに演習を行う。

基礎法学

法 哲 学

法 思 想 史

日 本 法 史

東 洋 法 史

西 洋 法 史

ロ ー マ 法

公 法

憲 法

国 法

行 政 法

財 政 法

国 際 法

政 治 学

政 治 学

行 政 学

政 治 史

外 交 史

民刑事法

民 法

商 法

民 事 手 続 法

刑 法

刑 事 手 続 法

国 際 私 法

社 会 法

第六条 前条の科目の外、必要に応じ、特定の科目を授業することがある。

第七条 科目の配当、単位数及び授業時数は、研究科会議で定める。

第五 試験

第八条 試験は、講義の終了した各学期末に行う。但し、特別の事情があるときは、研究科会議の議を経て、特定の科目についてその時期を変更することがある。

第九条 試験は、受験の申出をした者に対して行う。

2 試験の成績は、百点を満点とし、六十点以上を合格とする。

第十条 試験は、その学年で授業を担当した教官が行う。但し、やむを得ない事情があるときは、研究科会議の議を経て、変更することがある。

第十一条 修士及び博士の学位を得るに必要な単位の、学修方法は、研究科会議で定める。

第六 論文審査

第十二条 研究論文は、研究科会議で定めた教官の調査及び口頭試問の結果にもとづいて研究科会議が審査する。

第十三条 通則第四十条第四項により学位を得ようとする者は、研究論文を提出し、且つ、専攻学術に関し、大学の博士課程を終えた者と同等以上の学識を有することを確認されなければならない。

第十四条 前条の専攻学術に関する学識の確認は、筆答試問及び口頭試問により行う。但し、研究科会議の議を経

て、他の方法によることができる。

2 提出論文の審査は、大学院の博士課程における論文審査と同一の手続による。

第七 外国学生、聴講生

第十五条 外国学生及び聴講生として入学を希望する者には、法学部教授会の議を経て、許可することがある。

2 聴講生の聴講期間は、研究科会議で定める。

3 聴講生は、願出により、聴講した科目について受験することができる。合格した科目に対しては、証明書を交付する。

附則

この規程は、昭和二十八年四月一日から施行する。

改正 昭三〇・四・五達示五号、昭三一・一〇・一、昭三一・五・

一三総長裁定、昭三四・二・二四達示三号、昭三五・二・二

一達示四号、昭四一・三・二二達示七号、昭四四・二・一八

達示二号、昭五二・三・一五達示一号、昭五三・五・八達

示三六号、昭五五・五・一達示二五号、平二・六・二六達示

二二号、平四・六・三〇達示二〇号、平五・三・二二達示三

六号、平七・一・二四達示四号、平八・二・二〇達示四号、

七・九達示六〇号

四 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔国際法政文献資料センター設置〕

文部省令第八号

一九七九（昭和五四）年三月二日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項中

[illegible]

改め〔る〕。

〔中略〕

附
則

1 この省令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

〔以下略〕

(三) 大学院法学研究科・法学部

[抄]〔法学研究科長
國立學校設置法施行規則一部改正〕
〔二〕設置]

文部省令第八号

一九九二（平成四）年四月一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第八条の二中〔中略〕「名古屋大学大学院国際開発研究科」

「名古屋大学大学院国際開発研究科
名古屋大学大学院人間情報学研究科
京都大学大学院法学研究科」に改める。

〔中略〕

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

二 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔法政実務交流センター設置〕

文部省令第二二号
一九九八(平成一〇)年四月九日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六の二を次のように改める。

京都大学	国立大学の名称		
	上欄の国立大学の大学院の研究科	中欄の研究科附属の教育施設及び研究施設	下欄の研究科
医学研究科	法学研究科	臨床教育実践研究センター	臨海実験所、天文台、機器分析センター、地磁気世界資料解析センター、分子発生物学研究センター、地球熱学研究施設
	理学研究科	国際法政文獻資料センター、法政実務交流センター	動物実験施設、先天異常標本解

農学研究科	工学研究科	薬学研究科
農場、演習林、牧場、亜熱帯植物実験所、水産実験所	イオン工学実験施設、メゾ材料研究センター、環境質制御研究センター	析センター、総合解剖センター 薬用植物園

〔京大関係のみ〕

〔中略〕

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

七 大学院経済学研究科・経済学部

(一) 経済学部

一 帝国大学及其ノ学部ニ関スル件一部改正 (経済学部設置)

一九一九(大正八)年五月二八日(官報五月二九日) 勅令第二五五号

大正八年勅令第十三号中左ノ通改正ス

京都帝国大学ノ部中「理学部」ノ次ニ「経済学部」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二 京都帝国大学各学部ニ於ケル講座ニ関スル件一部改正

一九一九(大正八)年五月二八日(官報五月二九日) 勅令第二五六号

大正八年勅令第十五号中左ノ通改正ス

法学部ノ部中「経済学六講座」、「財政学一講座」及「統計学一講座」ヲ削ル

理学部ノ部ノ次ニ左ノ如ク加フ

経済学部

経済学

六講座

財政学

一講座

統計学

一講座

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

三 経済学部規程

一九一九(大正八)年五月二一日 達示第二〇号

経済学部規程

一 課程

第一条 本学部ノ課程ハ之ヲ三学年ニ配当ス

第二条 本学部ノ課程及各学年ニ於ケル毎週授業時間数左ノ如シ但シ毎週授業時間数ハ教授会ノ決議ニ依リ之ヲ増減スルコトアルヘシ

第一学年

必修科目

経済原論第一部

四時間

経済史

二時間

植民政策

二時間

統計学

二時間

憲法

三時間

行政法

三時間

民法第一部

四時間

経済書講読(第一外国語)

四時間

選択科目

哲学

二時間

社会学

二時間

政治史

二時間

刑法総論

二時間

経済書講読(第二外国語)

四時間

第二学年

必修科目

経済原論第二部

二時間

農業経済学

二時間

工業経済学

二時間

商業経済学

二時間

外国貿易論

二時間

社会問題及社会政策第一部

二時間

財政学第一部

四時間

民法第二部

四時間

経済書講読(第二外国語)

四時間

選択科目

日本経済史

二時間

政治学

三時間

国際公法第一部

二時間

国際公法第二部

三時間

経済書講読(第二外国語)

四時間

第三学年

必修科目

経済学史

二時間

(金融論

二時間

交通論

二時間

保険論

二時間

社会問題及社会政策第二部

二時間

財政学第二部

二時間

商法

三時間

経済書講読(第一外国語)

四時間

選択科目

東洋経済学史

二時間

経済地理

二時間

会计学

二時間

国際私法

二時間

経済書講読(第二外国語)

四時間

経済書講読ハ英語、仏語、独語ノ外国語ニ依ルモノトシ

学生ヲシテ入学ノ際第一外国語トシテ其一ヲ選ハシム第一

二外国語ニ依ル経済書ヲ兼修スル者ハ前記三言語中第一

以外ノ言語ニ就キ其一ヲ選フヘシ

選択科目ハ学生ヲシテ毎学年ノ始メニ於テ各一科目ヲ選

ハシム

第三条 前条ニ定メタル科目ノ外教授会ノ決議ニ依リ特殊

講義ヲ開クコトアルヘシ

第四条 講義ノ外演習ヲ設ク

演習ノ方法ハ教授会ニ於テ之ヲ定ム

二 試験

第五条 試験ハ学士ノ称号ヲ得シト欲スル者ニ対シテ之ヲ

行フ

第六条 試験ハ毎学年ノ終ニ於テ之ヲ行フ

第七条 試験ハ筆記試験及ヒ論文試験ノ二種ト為ス

第一学年及ヒ第二学年ノ試験ハ筆記試験ト為シ各学年ニ

配当シタル必修科目及ヒ学生ノ選択シタル選択科目ニ就

キ之ヲ行フ

第三学年ノ試験ハ筆記試験又ハ論文試験ト為シ学生ヲシ

テ其一ヲ選ハシム筆記試験ハ前項ノ規定ニ準ス論文試験

ハ経済学財政学統計学ノ範圍ニ属スル論題ニ就キ学生ノ

提出シタル論文ノ審査及ヒ其論文ニ関スル口頭試験ヨリ

成ル

第八条 論文試験委員ハ各論文毎ニ二名トシ教授会ニ於テ

之ヲ選定ス

第九条 一学年間所定ノ学科ヲ履習シタル者ハ第一学年ノ

筆記試験ヲ受クルコトヲ得

二学年間所定ノ学科ヲ履習シタル者ハ第一学年及ヒ第二

学年ノ筆記試験ヲ三学年間所定ノ学科ヲ履習シタル者ハ

第一学年第二学年及ヒ第三学年ノ筆記試験ヲ合併シテ受

クルコトヲ得但シ成績ハ各学年ノ試験ニ就キ之ヲ定ム

第一学年及ヒ第二学年ノ筆記試験ニ合格シタルモノニア
ラサレハ論文試験ヲ受クルコトヲ得ス

第十条 筆記試験ヲ受ケント欲スル者ハ毎年五月十五日マ
テニ試験学年并ニ選択科目ヲ届出ツヘシ

論文試験ヲ受ケント欲スル者ハ三月末日迄ニ論文ヲ提出
スヘシ論文試験ニ関スル口頭試験ハ第三学年ノ終ニ於テ
之ヲ行フ但シ在学三年ヲ超ユル者ニ対スル論文試験ハ教
授会ノ決議ニ依リ隨時之ヲ行フコトアルヘシ

第十一条 筆記試験ノ採点ハ各学年ニ就キ之ヲ行ヒ合格不
合格ヲ定ム採点ハ百点ヲ以テ満点トシ各学年ニ於ケル受
験全科目ノ点数ヲ平均シテ六十点以上ヲ得タル者ヲ以テ
合格トス

論文試験ノ採点ハ百点ヲ以テ満点トシ六十点以上ヲ以テ
合格トス

試験点数ハ公表セス

試験合格者ノ席次ハ之ヲ定メス

三 在学期間

第十二条 在学ハ三学年以上トス但シ休学期間ハ之ヲ算入
セス

本学部ニ於テ定規ノ試験ヲ受了シ学士ノ称号ヲ得タル者
ハ其時ヲ以テ学籍ヲ脱ス

本学部ニ於テハ兵役ニ服スル場合ノ外休学ヲ許サス

四 選科生

第十三条 選科生ハ左ノ資格ヲ有スル者ニ限り試験ノ上入
学ヲ許可ス

一 中学校卒業業者及ヒ文部大臣ニ於テ中学校程度ノモノト
認メタル学校ノ卒業業者

二 師範学校卒業業者

三 教授会ニ於テ右諸学校卒業業者ト同等以上ノ学力アリト
認メタル者

第十四条 前条ノ試験ハ国語漢文及ヒ外国語(英語、仏語、
独語中ノ一國語)ニ就キ之ヲ行フ但シ教授会ニ於テ受験者
ノ履歴ニ依リ其学力ヲ認定シタル者ニ対シテハ試験ノ全
部又ハ一部ヲ免除スルコトアルヘシ

附 則

第一条 本規程ハ大正八年七月以後入学シタル者ニ之ヲ適
用ス但シ法学部ヨリ転学シタル者ニ対スル大正八年度及
ヒ大正九年度ノ試験ニ限り附則ノ規程ニ依リテ之ヲ行ヒ
特ニ規程セサル事項ニ就テノミ本規程ヲ適用又ハ準用ス
第二条 大正三年七月以後大正七年九月以前ニ法科大学政
治経済学科ニ入学シ現ニ法学部ニ在ル者本学部ニ転学セ
ントスルトキハ相当学年ニ之ヲ編入ス

大正三年六月以前ニ法科大学政治学科ニ入学シ現ニ法学部ニ在ル者本学部ニ転学セントスルトキハ教授会ノ決議ニ依リ相当ト認ムル学年ニ之ヲ編入ス但シ教授会ニ於テ必要ト認ムルトキハ或科目ニ就キ特ニ試験ヲ行フコトアルヘシ

第三条 他ノ学部ヨリ本学部ノ相当学年級ニ編入シタル者ハ第一学年ヨリ在学シタル者ト看做シ其在学期間ヲ計算ス

第四条 附則第二条第一項ノ規定ニ依リ本学部第一学年ニ転学セシ者ニ対シ大正八年六月ニ行フ試験ノ科目ハ左ノ如シ

必修科目

経済原論

植民政策

憲法

民法第一部

外国法及外国経済書講読

選択科目

経済史

経済原論上ノ特殊問題

刑法総論

国際公法第一部
国際公法第二部

選択科目ハ右ノ中ニ科目以上ヲ選ビ受験スヘシ

第五条 附則第二条第一項ノ規定ニ依リ本学部第二学年ニ転学セシ者ニ対シ大正八年六月ニ行フ試験ノ科目ハ左ノ如シ

必修科目

商業経済

農業経済

貨幣論

銀行論

統計学

行政法第一部

民法第二部

外国法及外国経済書講読

選択科目

経済学史

社会学

政治史

右選択科目ハ受験セサルコトヲ得

第六条 附則第二条第一項ノ規程^(ママ)ニ依リ本学部第三学年ニ

転学セシ者ニ対シ大正八年六月ニ行フ試験ハ之ヲ筆記試験ニ限り左ノ科目ニ就テ行フ

必修科目

工業経済

社会政策

财政学

民法第三部

商法第二部

外国法及外国経済書講読

選択科目

保険政策

行政法第二部

政治学

民法第四部

国際私法

選択科目ハ右ノ中一科目又ハ二科目以上ヲ選ヒ受験ス
ヘシ

第七条 附則第二条第二項ノ規定ニ依リ本学部ニ転学セシ者ニ対シ大正八年六月又ハ大正九年六月ニ行フ試験ハ教授会ノ決議ニ依リテ之ヲ定ム

第八条 大正九年六月ニ行フ第二学年ノ試験ニ限り其受験

科目中ニ必修科目トシテ統計学及ヒ行政法ヲ加フ

大正九年六月ニ行フ第二学年ノ試験ニ限り前年度ニ於テ経済原論上ノ特殊問題ノ試験ニ合格シタル者ニハ経済原論第二部ノ試験ヲ免除シ又前年度ニ於テ其以外ノ選択科目ニ就キ二科目以上ノ試験ニ合格シタル者ニハ本規程第二条末項ノ選択ヲ為ササルコトヲ得

第九条 大正九年六月ニ行フ第三学年ノ筆記試験ニ限り其受験科目中ニ必修科目トシテ工業経済学及ヒ财政学第一部ヲ加フ

大正九年六月ニ行フ第三学年ノ筆記試験ニ限り前年度ニ於テ貨幣論及ヒ銀行論ノ試験ニ合格シタル者ニハ金融論ノ試験ヲ免除シ経済学史ノ試験ニ合格シタル者ニハ経済学史ノ試験ヲ免除シ又政治史又ハ社会学ノ試験ニ合格シタル者ニハ本規程第二条末項ノ選択ヲ為スコトヲ免除ス

改正 大九・一一・五達示二〇号、大一一・二・一五達示六号、大

一二・一〇・一九達示六号、大一一・四・七達示三二号、一二・二八達示三二号、昭二・六・一達示一〇号、昭四・一一・二七達示九号、昭八・一・三〇達示一号、昭一一・一二・八達示二号、昭一三・二・二六達示二号、昭一四・四・一一、昭一五・一・一五、昭一七・八・一四達示一〇号、昭一八・九・一七達示六号、昭二一・六・一九達示八号

〔注〕一九四九・一一・五達示第二三三号で廃止。

四 国立学校設置法〔新制経済学部発足〕

〔二〕

法律第一五〇号

一九四九(昭和二十四)年五月三十一日

第三条 〔本文は二六頁参照〕

五 経済学部規程

〔六〕

達示第二三号

一九四九(昭和二十四)年一月五日

京都大学経済学部規程

第一 入 学

第一条 入学志望者は、二月十五日までに本学部所定の願書を最終の出身学校を経て提出しなければならない。

第二条 入学志望者に対する選抜方法は、教授会で定める。

第二 授 業

第三条 授業は、一般教養科目と専門科目に分ち行う。

第四条 一般教養科目に属するものを必須科目及び選択科目に分ち左の通りとする。

人文科学関係

必須科目

哲学、史学概論、現代世界史

第一外国語、第二外国語

選択科目

倫理学、心理学、教育学

論理学、宗教学、芸術学

人文地理学、言学、文学

社会科学関係

必須科目

政治学、経済学、社会学

統計学、法学

選択科目

生活科学

自然科学関係

必須科目

数 学

選択科目

自然科学A1、自然科学A2

体育関係

必須科目

保健教育、体育理論、実技

一般教養科目の配当は、分校の規程による。

第五条 専門科目に属するものを基本科目及び研究科目に

分ち左の通りとする。

基本科目

経済原論第一部、経済原論第二部、経済学史

経済史、経営学、統計学

農業経済論、工業経済論、商業経済論

世界経済論、交通論、金融論

財政学、経済政策、社会政策

外国経済書講読、経済学^(一六)習

研究科目

経済変動論、分配論、社会思想史

日本経済史、東洋経済史、西洋経済史

経営財務論、経営組織論、経営労務論

会計学、原価計算論、会計監査論

簿記学、予算統制論、経営比較論

外国為替論、企業形態論、生産管理論

国営企業論、理論統計学、数理統計学

経済統計学、貨幣論、保険論

海運論、計画経済論、日本貿易論

社会運動史、協同組合論、(経済学演習)

商品学、銀行経営論、商品取引所論

株式取引所論、各国経済事情、(外国経済書講読)

人口論、技術論、工学概論

経済地理学、経済社会学、経済心理学

経済哲学、憲法、行政法

民法第一部、民法第二部、民法第三部

商法第一部、商法第二部、商法第三部

刑法、国際法

第六条 前二条に掲げた科目の外必要に応じ、特定の科目を授業することがある。

第七条 各科目は、四ヶ年に配当して履修せしめる。

科目の配当及び授業時間数は、毎学期始め適宜定める。

第八条 第四条及び第五条に掲げた科目の外、他学部の日々の聴講を希望するものは、学期の始めに願ひ出でなければならぬ。

第三 試験

第九条 試験は、毎学期の終りに行う。但し、特別の事情があるときは、その時期を変更することがある。

第十条 試験を受けようとする者は、受験科目を届出でなければならぬ。前項の届出期日は予め揭示する。

第十一条 単位科目の成績は、百を満点とし、六十以上を合格点とする。

第十二条 一般教養科目の試験は、分校の規程による。

第十三条 四ヶ年以上在学し左記の単位を取得したものは、学士試験に合格したものとする。

一般教養科目 四十単位以上

体育 四十単位以上

専門科目 八十単位以上

右の専門科目八十単位中には、基本科目十六単位以上、外国経済書講読及び経済学演習各二単位以上を含めなければならぬ。

第四 在 学

第十四条 在学期間は、四ヶ年を原則とし、六ヶ年を超えることが出来ない。

但し、休学期間は、算入しない。

第五 転 学

第十五条 他の大学学生、又は本学他学部学生で本学部に転学を志望する者があるときは、選考の上教授会の議を経て許可することがある。

第六 聴 講 生

第十六条 特定の科目につき聴講を志望する者があるときは、教授会の議を経て聴講生として入学を許可することがある。

聴講生の取扱その他については、別に定める。

附 則

この規程は、昭和二十四年七月一日から、施行し、昭和二十四年四月一日から、適用する。

国立学校設置法附則第三項規定の実施に関して別段の定めをなすまでは、なお従前の規程による。

左の規程は、これを廃止する。

京都大学経済学部規程(大正八年五月三十一日制定)

改正 昭二五・一〇・二達示一六号、昭二八・四・七達示一九号、

昭二九・六・八達示一〇号、昭三〇・四・五達示一〇号、昭

三三・五・二八達示五号、昭三三・四・八達示二号、昭三四・

四・二二達示八号、昭四〇・一・二六達示一号、九・二八達

示一九号、昭四一・一二・二〇達示一七号、昭四四・七・八

達示一四号、昭四五・三・二五達示一〇号、六・二四達示二

四号、一二・二四達示三三号、昭四七・一・二五達示五号、

昭四八・一・二三達示五号、昭四九・一・二二達示五号、昭

五〇・一・二八達示四号、昭五一・二・一〇達示三号、昭五

二・二・一達示三号、昭五三・二・二一達示八号、昭五四・

二・二〇達示四号、昭五五・二・五達示四号、昭五六・二・

一〇達示四号、昭五七・二・九達示三号、昭五八・二・二二

達示三号、昭五九・五・一二達示八号、平二・三・六達示三

号、平三・一二・二四達示四一號、平五・一・一二達示四号、

三・一二達示二八号、一〇・一達示七〇号、一一・九達示七

六 大学院経済学研究科規程

〔六〕
達示第九号

一九五三(昭和二八)年四月七日

京都大学大学院経済学研究科規程

第一 專攻

第一条 修士、博士の兩課程に、次の專攻を置く。

理論経済学・経済史学

経済政策学

第二 入学

第二条 入学手続及び入学者選抜方法は、経済学部教授会で定める。

第三条 入学者の決定は、経済学部教授会で行う。

第三 転科

第四条 通則第三十四条により本研究科に転科を志望する者には、経済学部教授会の議を経て、許可することができる。

第四 授業及び学修方法

第五条 課程專攻に属する科目及び単位数は、次の通りとする。

修士課程

理論経済学・経済史学

古典経済学 (四単位)

社会主義経済学 (四〃)

近代経済学 (四〃)

統計学特論 (四〃)

経済統計論 (四〃)

貨幣論特論 (四〃)

金融経済論 (四〃)

歴史派経済学 (四〃)

経済学方法論 (四〃)

近代経済史 (四〃)

各国経済史(米国) (四〃)

日本経済史特論 (四〃)

比較経済史 (四〃)

各国経済史(英国) (四〃)

社会思想史特論 (四〃)

各国経済史(中国) (四〃)

会計学の経済学的研究 (四〃)

演習 (八〃)

経済政策学

工業政策論 (四単位)

企業集中論 (四〃)

經濟政策學原理	(四單位)	經濟史方法論	(四單位)
產業構造論	(四〃)	經濟哲學特論	(四〃)
財政政策論	(四〃)	日本經濟思想史特論	(四〃)
農業政策論	(四〃)	日本經濟史特論	(四〃)
社會政策論特論	(四〃)	中國經濟思想史	(四〃)
勞働組合論	(四〃)	中國經濟史特論	(四〃)
日本貿易論	(四〃)	演習	(八〃)
國際貿易論	(四〃)	經濟政策學	
人事管理論	(四〃)	工業政策論特論	(四單位)
財務管理論	(四〃)	產業統制論	(四〃)
保險論特論	(四〃)	經濟政策論特論	(四〃)
交通政策論	(四〃)	統制經濟論特論	(四〃)
演習	(八〃)	財政政策特論	(四〃)
博士課程		租稅論	(四〃)
理論經濟學・經濟史學		公企業論	(四〃)
古典經濟學特論	(四單位)	農業政策論特論	(四〃)
社會主義經濟學特論	(四〃)	農地政策論	(四〃)
近代經濟學特論	(四〃)	日本貿易論特論	(四〃)
經濟變動論特論	(四〃)	國際貿易論特論	(四〃)
貨幣論特論	(四〃)	人事管理論特論	(四〃)
金融經濟論	(四〃)	中小企業論	(四〃)

海運政策論

(四單位)

演習

(八〇〇)

第六條 前條の科目の外、必要に応じ、特定の科目を授業することがある。

第七條 科目の配当及び授業時間数は、毎学年の始め別に定める。

第八條 他研究科の科目の学修を希望する者は、学年始めに願ひ出でなければならぬ。

第九條 各学生につき、指導教授を定める。

2 学生は、学修につき、指導教授の指導を受けなければならない。

第十條 修士課程に必要な三十單位の中には、専攻に属する科目十五單位以上を含まなければならない。

2 右の三十單位中、八單位以内に限り、他研究科に設けられた修士課程の科目を加えることができる。

3 修士、博士の両課程における専攻に属する特殊研究は、必修とする。

第五 試験

第十一條 試験は、毎学年の終りに行う。但し、特別の事情があるときは、その時期を変更することがある。

第十二條 試験を受けようとする者は、受験科目を届け出

でなければならない。

2 前項の届出期日は、予め告知する。

第十三條 試験成績は百を満点とし、六十以上を合格点とする。

第六 論文審査

第十四條 研究論文は、研究科会議で定めた教官の調査の結果にもとづいて、研究科会議で審査する。

第十五條 通則第四十條第四項により学位を得ようとする者は、研究論文を提出し、且つ、専攻學術に關し、大学の博士課程を終えた者と同等以上の學識を有することを確認されなければならない。

第十六條 前條の専攻學術に關する學識の確認は、筆答試問及び口頭試問により行う。但し、研究科會議の議を経て他の方法によることができる。

2 提出論文の審査は、大学院の博士課程における論文審査と同一の手續による。

附則

この規程は、昭和二十八年四月一日から施行する。

改正 昭三〇・四・五連示六号、昭三一・一〇・一、昭三一・五・

一三総長裁定、五・二八連示六号、昭三八・四・二三連示一号、昭五二・三・一五連示二一號、昭六二・五・二〇連示

一一号、平二・六・二六達示三三三号、平五・三・一一達示三七号、平七・九・二六達示二八号、平八・二・二〇達示四号、三・二六達示七号、平九・三・一八達示五号

(二) 大学院経済学研究所・経済学部

一 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔経済学研究所長設置〕

文部省令第一二三号

一九九七(平成九)年三月三十一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第八条の二中〔中略〕「京都大学大学院法学研究科」を

「京都大学大学院法学研究科
京都大学大学院経済学研究科」に〔中略〕改める。

〔中略〕

附則

1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

〔以下略〕

八 大学院理学研究所・理学部

(一) 理工科大学

一 京都帝国大学理工科大学開設*

文部省令第八号

一九九七(明治三〇)年六月二十三日

京都帝国大学ノ理工科大学ハ本年九月十一日ヨリ開設シ土木工学及機械工学ノ二学科ヲ置ク

明治三十年六月二十三日

文部大臣 侯爵 峰須賀茂韶

二 京都帝国大学理工科大学講座ノ件

勅令第二一九号

一九九七(明治三〇)年六月二二日(官報六月二四日)

朕京都帝国大学理工科大学講座ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布

セシム

御名 御璽

明治三十年六月二十二日

文部大臣 侯爵 蜂須賀茂韶

勅令第二百十九号

京都帝国大学理工科大学ニ於ケル講座ノ種類及其ノ数ヲ定ムルコト左ノ如シ

理工科大学

数学

二講座

物理学

三講座

化学

四講座

土木工学

三講座

機械工学

三講座

電気工学

二講座

採鉱学

二講座

冶金学

二講座

改正 明三三勅令二〇三、明三三勅令一〇八、明三四勅令二三五、

明三五勅令一四七

〔注〕一九〇三・三・三二勅令第六八号で廃止。

三 理工科大学土木工学科及機械工学科課程

〔一三〕
達示第四号

一八九七(明治三〇)年九月三日

京都帝国大学理工科大学土木工学科及機械工学科課程

土木工学科課程

第一学年

毎週授業時間
第一学期 第二学期

数学(積分微分方程式)
最小二乗法

三

三

運動学及力学

一

一

材料及構造強弱学

三

三

蒸汽機関

二

二

機械学

一

一

水力学唧筒及水力
発動機

二

二

地質及鉱物学

二

一

建築材料

一

一

施工法

一

二

橋梁

一

二

道路

一

一

第7章 学部・大学院・教養部

第二学年		第二学期		第一学年		第一学期	
測量(講義)	三	每週授業時間	二	第一学年	每週授業時間	第一学期	二
図式力学	四一	第二学期	四一	第二学期	第一学年	第二学期	二
実地測量及製図	一六		一六				
河海工学	四		四				
鉄道	二		二				
橋梁	三		三				
隧道	一						
衛生工学	三		三				
家屋構造	一		一				
測地学	二						
地震学	一		一				
工業経済学	一		一				
土木行政法	二		二				
意匠及製図	二二		二二				
第三学年							
河海工学	一月ヨリ十週間ノ間						
鉄道	全上						
橋梁	全上						
意匠及製図	全上						
実地演習	三九						
卒業論文及計画	四月以降						
機械工学科課程	三九						
第一学年							
蒸汽機関	二						
工場用諸機械	二						
機械製造法	二						
機械学	一						
運動学及力学	一						
図式力学	二一						
製図	二一						
材料及構造強弱学	三						
数学	三						

水力學唧筒及水力發動機			
機械設計法	—	—	二
意匠製図及実験	二三	一一	
第二学年			
每週授業時間			
第一期	一	一	一
第二期	一	一	一
機関車	一	一	一
船用機関	一	一	一
機械運動學及機械力學	一	一	一
複動蒸汽機関	一、五	一、五	一
製造冶金學	二	二	二
發電機及發動機	二	二	二
水力機	一	一	一
起重機	一	一	一
熱學、熱氣瓦斯及石油機關	一	一	一
意匠製図及実験	二八、五	二七、五	二
第三学年			
每週授業時間			
第一期	一	一	一
第二期	一	一	一
実地実習	二九	二	
火兵論	二		

紡績及織物	二
工場建築法	一
工業經濟學	二
特別講義	一
設計及卒業論文	三一

改正 明三・一九・一六達示七号、明三・五・九・三達示一六号、一〇・一達示一九号

四 京都帝国大学理工科大学学科増設。

文部省令第一四号
一八九八(明治三二)年六月三〇日

京都帝国大学理工科大学中ニ数学、物理学、純正化学、製造化学、電気工学及探鉱冶金學ノ六学科ヲ増設シ本年九月十一日ヨリ授業ヲ開始ス

明治三十一年六月三十日

文部大臣 文学博士 外山正一

五 京都帝国大学理工科大学の数学科、物理学科および純正化学科を理学科に改称* (二)

文部省令第一七号

一九〇四(明治三七)年八月二十二日

京都帝国大学理工科大学ノ数学科、物理学科及純正化学科ヲ本年九月十一日ヨリ理学科ト改称ス

明治三十七年八月二十二日

文部大臣 久保田譲

六 理工科大学規程

(一三)
達示第八号
一九〇四(明治三七)年八月二十五日

京都帝国大学理工科大学規程

第一 授業

第一条 本学所定ノ学科左ノ如シ

- 一 理学科
- 一 製造化学科
- 一 土木工学科
- 一 機械工学科
- 一 電気工学科

一 採鉱冶金学科

第二条 各学科ニ於ケル授業科目及其時数ヲ定ムルコト左ノ如シ

理学科

第一授業科目

平面解析幾何学	一学年間毎週講義 二時
立体解析幾何学	一学年間毎週講義 二時
高等幾何学第一部	一学年間毎週講義 三時
高等幾何学第二部	一学年間毎週講義 三時
微積分	一学年間毎週講義 五時
積分	一学年間毎週講義 六時
普通微分方程式	一学年間毎週講義 三時
部分微分方程式	四ヶ月間毎週講義 三時
函数論第一部	一学年間毎週講義 三時
函数論第二部	一学年間毎週講義 三時
高等代数学	一学年間毎週講義 三時
数論	一学年間毎週講義 三時
剛体力学	一学年間毎週講義 四時
弾性体力学	一学年間毎週講義 四時
流体力学	四ヶ月間毎週講義 三時

理論物理学大要第一部	星学大要	誤差論	数学特論	第二授業科目		平面解析幾何学	立体解析幾何学	高等幾何学第一部	微積分方程式	普通微分方程式	部分微分方程式	函数論第一部	函数論第二部	電気磁気学	電磁波論	剛体力学	弾性体力学	流体力学	理論物理学大要第一部
一学年間毎週講義	一学年間毎週講義	四ヶ月間毎週講義	一学年間毎週講義			一学年間毎週講義	一学年間毎週講義	一学年間毎週講義	一学年間毎週講義	一学年間毎週講義	四ヶ月間毎週講義	一学年間毎週講義	一学年間毎週講義	一学年間毎週講義	六ヶ月間毎週講義	一学年間毎週講義	四ヶ月間毎週講義	一学年間毎週講義	一学年間毎週講義
四時	二時	二時	三時			二時	二時	三時	五時	六時	二時	三時	三時	五時	二時	四時	三時	四時	四時
理論物理学大要第二部	星学大要	誤差論	数学特論	第三授業科目		物理学普通実験第一部	物理学普通実験第二部	物理学普通実験第二部	立体解析幾何学	普通微分方程式	部分微分方程式	函数論第一部	函数論第二部	電気磁気学	電磁波論	剛体力学	弾性体力学	流体力学	理論物理学大要第二部
六ヶ月間毎週講義	六ヶ月間毎週講義	四ヶ月間毎週講義	四ヶ月間毎週講義			四ヶ月間毎週講義	一学年間毎週	一学年間毎週	一学年間毎週講義	一学年間毎週講義	四ヶ月間毎週講義	一学年間毎週講義	一学年間毎週講義	一学年間毎週講義	一学年間毎週講義	四ヶ月間毎週講義	一学年間毎週講義	一学年間毎週講義	六ヶ月間毎週講義
四時	二時	三時	二時			三時	六時	六時	二時	五時	六時	三時	三時	三時	三時	四時	三時	四時	四時
球函数	熱力学	気体論	光学	誤差論	星学大要	物理学普通実験第一部	物理学普通実験第二部	物理学普通実験第二部	立体解析幾何学	普通微分方程式	部分微分方程式	函数論第一部	函数論第二部	電気磁気学	電磁波論	剛体力学	弾性体力学	流体力学	理論物理学大要第二部
六ヶ月間毎週講義	六ヶ月間毎週講義	四ヶ月間毎週講義	四ヶ月間毎週講義	四ヶ月間毎週講義	一学年間毎週講義	四ヶ月間毎週講義	一学年間毎週	一学年間毎週	一学年間毎週講義	一学年間毎週講義	四ヶ月間毎週講義	一学年間毎週講義	一学年間毎週講義	一学年間毎週講義	一学年間毎週講義	四ヶ月間毎週講義	一学年間毎週講義	一学年間毎週講義	六ヶ月間毎週講義
四時	二時	三時	三時	二時	二時	三時	六時	六時	二時	五時	六時	三時	三時	三時	三時	四時	三時	四時	四時

熱力学	六ヶ月間毎週講義 二時	部分微分方程式	四ヶ月間毎週講義 三時
熱力学	四ヶ月間毎週講義 三時	剛体力学	六ヶ月間毎週講義 四時
光學	四ヶ月間毎週講義 三時	理論物理学大要第一部	一学年間毎週講義 四時
電氣磁気学	六ヶ月間毎週講義 二時	理論物理学大要第二部	一学年間毎週講義 四時
電磁波論	一学年間毎週講義 五時	熱力学	六ヶ月間毎週講義 二時
測定ノ理論	六ヶ月間毎週講義 二時	熱力学	六ヶ月間毎週講義 二時
誤差論	四ヶ月間毎週講義 二時	光學	四ヶ月間毎週講義 三時
星學大要論	四ヶ月間毎週講義 二時	電氣磁気学	六ヶ月間毎週講義 三時
理論及物理化学大要	一学年間毎週講義 二時	電氣磁気学	一学年間毎週講義 五時
交流理論	一学年間毎週講義 二時	理論及物理化学	一学年間毎週講義 三時
物理学普通実験第一部	一学年間毎週講義 一時	理論及物理化学特論	四ヶ月間毎週講義 三時
熱学及光学実験	四ヶ月間毎週 三時	無機化学	一学年間毎週講義 三時
電氣磁気学実験	六ヶ月間毎週 九時	有機化学各論	一学年間毎週講義 四時
星學演習	十二時	分析化学	一学年間毎週講義 二時
化学普通実験	一学年間毎週 十二時	応用電氣化学	一学年間毎週講義 二時
第四授業科目	一学年間毎週 三時	物理学普通実験第一部	一学年間毎週講義 二時
立体解析幾何学	一学年間毎週 六時	物理学普通実験第一部	四ヶ月間毎週 九時
微積分	一学年間毎週 六時	物理学普通実験第二部	六ヶ月間毎週 三時
普通微分方程式	一学年間毎週 五時	化学普通実験	六ヶ月間毎週 六時
普通微分方程式	一学年間毎週 六時	化学分析実験第一部	六ヶ月間毎週 十八時

化学分析実験第二部	六ヶ月間每週	十四時
化学高等実験	四ヶ月間每週	二十時
第五授業科目	六ヶ月間每週	二十六時
積分方程式	四ヶ月間每週講義	三時
微分方程式	六ヶ月間每週講義	二時
熱力学	六ヶ月間每週講義	二時
理論及物理化学	一学年間每週講義	三時
理論及物理化学特論	四ヶ月間每週講義	三時
無機化学	一学年間每週講義	三時
有機化学各論	一学年間每週講義	四時
有機化学特論	一学年間每週講義	二時
分析化学	一学年間每週講義	二時
応用電気化学	一学年間每週講義	二時
一般製造化学	一学年間每週講義	三時
化学普通実験	六ヶ月間每週	廿八時
化学分析実験第一部	一学年間每週	二十四時
化学分析実験第二部	四ヶ月間每週	三十時
化学高等実験	一学年間每週	三十四時
物理学普通実験	一学年間每週	三時

第六授業科目	積分	四ヶ月間毎週講義	三時
微分方程式	六ヶ月間毎週講義	二時	
理論及物理化学	一学年間毎週講義	三時	
理論及物理化学特論	四ヶ月間毎週講義	三時	
無機化学	一学年間毎週講義	三時	
有機化学各論	一学年間毎週講義	四時	
有機化学特論	一学年間毎週講義	二時	
分析化学	一学年間毎週講義	二時	
応用電気化学	一学年間毎週講義	二時	
一般製造化学	一学年間毎週講義	三時	
硫酸及其他酸類	四ヶ月間毎週講義	三時	
塩及アルカリ	四ヶ月間毎週講義	二時	
玻璃	四ヶ月間毎週講義	二時	
ポルトランドセメント	四ヶ月間毎週講義	二時	
礦油及其製品	四ヶ月間毎週講義	二時	
乾餾法及瓦斯製造法	六ヶ月間毎週講義	二時	
色素化学及染料	六ヶ月間毎週講義	二時	
色染及捺染	六ヶ月間毎週講義	二時	
醱酵論及造酒法	四ヶ月間毎週講義	二時	

化学普通実験	六ヶ月間毎週 二十二時	陶磁器	一学年間毎週講義 一時
化学分析実験第一部	{四ヶ月間毎週 二十時 一学年間毎週 二十時}	ポルトランドセメント	四ヶ月間毎週講義 二時
化学分析実験第二部	{四ヶ月間毎週 三十時 六ヶ月間毎週 三十五時}	燃料及築窯	六ヶ月間毎週講義 二時
化学高等実験	{四ヶ月間毎週 講義 一時 六ヶ月間毎週 講義 二時 六ヶ月間毎週 実験 二時}	顔料及築窯	四ヶ月間毎週講義 二時
鉱物学	四ヶ月間毎週 講義 一時 六ヶ月間毎週 講義 二時 六ヶ月間毎週 実験 二時	礦油及其製品	四ヶ月間毎週講義 二時
物理学普通実験	一学年間毎週 三時	乾餾法及瓦斯製造法	六ヶ月間毎週講義 二時
製造化学科		澱粉及糖類	四ヶ月間毎週講義 二時
第一授業科目		織維論	四ヶ月間毎週講義 二時
理論及物理化学大要	一学年間毎週講義 二時	紙	六ヶ月間毎週講義 一時
無機化学	一学年間毎週講義 三時	色素化学及染料	六ヶ月間毎週講義 二時
有機化学各論	一学年間毎週講義 四時	色染及捺染	六ヶ月間毎週講義 二時
分析化学	一学年間毎週講義 二時	油脂及其製品	四ヶ月間毎週講義 二時
応用電気化学	一学年間毎週講義 二時	醱酵論及造酒法	四ヶ月間毎週講義 二時
一般製造化学	一学年間毎週講義 三時	化学分析実験第一部	四ヶ月間毎週 二十二時
化学薬品	四ヶ月間毎週講義 二時	化学分析実験第二部	一学年間毎週 十八時
硫酸及其他酸類	四ヶ月間毎週講義 三時	工業分析実験	六ヶ月間毎週 二十時
塩及アルカリ	四ヶ月間毎週講義 二時	製造化学実験	{四ヶ月間毎週 二十五時 六ヶ月間毎週 三十時}
玻璃	四ヶ月間毎週講義 二時	製図第一部	{四ヶ月間毎週 三時 六ヶ月間毎週 六時}

製 図 第 二 部	六ヶ月間每週	三時	火 藥 學	六ヶ月間每週講義	一時
化學工場設計製図	四ヶ月間每週	六時	燃 料 及 築 窯	六ヶ月間每週講義	二時
化學工場整理法	二ヶ月間每週	一時	顏 料	四ヶ月間每週講義	二時
電 氣 冶 金 學	六ヶ月間每週講義	一時	磺 油 及 其 製 品	四ヶ月間每週講義	二時
機 械 工 學 大 要	一學年間每週講義	三時	乾 餾 法 及 瓦 斯 製 造 法	六ヶ月間每週講義	二時
工 場 建 築 法	六ヶ月間每週講義	一時	澱 粉 及 糖 類	四ヶ月間每週講義	二時
工 業 經 濟 學	六ヶ月間每週講義	二時	織 維 論	四ヶ月間每週講義	二時
實 地 演 習			紙	六ヶ月間每週講義	一時
第 二 授 業 科 目			色 素 化 學 及 染 料	六ヶ月間每週講義	二時
理論及物理化學大要	一學年間每週講義	二時	色 染 及 捺 染	六ヶ月間每週講義	二時
無 機 化 學	一學年間每週講義	三時	油 脂 肪 及 其 製 品	四ヶ月間每週講義	二時
有機化學各總論	一學年間每週講義	四時	革 及 膠	六ヶ月間每週講義	一時
有機化學特論	一學年間每週講義	二時	漆 及 仮 漆	一學年間每週講義	一時
分 析 化 學	一學年間每週講義	二時	醱 酵 論 及 造 酒 法	四ヶ月間每週講義	二時
応 用 電 氣 化 學	一學年間每週講義	二時	化學分析實驗第一部	四ヶ月間每週	二十二時
一般製造化學	一學年間每週講義	三時	化學分析實驗第二部	一學年間每週	十九時
化 學 藥 品	四ヶ月間每週講義	二時	工 業 分 析 實 驗	六ヶ月間每週	二十時
硫酸及其他酸類	四ヶ月間每週講義	三時	製 造 化 學 實 驗	四ヶ月間每週	二十四時
塩 及 アルカリ	四ヶ月間每週講義	二時		六ヶ月間每週	三十時
玻 璃	四ヶ月間每週講義	二時	製 図 第 一 部	四ヶ月間每週	三時

製 図 第 二 部	六ヶ月間毎週	三時	ボルトランドセメント	四ヶ月間毎週講義	二時
化学工場設計製図	四ヶ月間毎週	六時	石灰、漆灰及其応用	四ヶ月間毎週講義	一時
化学工場整理法	二ヶ月間毎週	一時	燃料及築窯	六ヶ月間毎週講義	二時
機械工学大要	一学年間毎週講義	三時	顔料	四ヶ月間毎週講義	二時
工場建築法	六ヶ月間毎週講義	一時	乾餾法及瓦斯製造法	六ヶ月間毎週講義	二時
工業経済学	六ヶ月間毎週講義	二時	化学分析実験第一部	四ヶ月間毎週	十八時
実地演習			化学分析実験第二部	六ヶ月間毎週	十六時
第三授業科目			工業分析実験	四ヶ月間毎週	二十時
理論及物理化学大要	一学年間毎週講義	二時	製造化学実験	六ヶ月間毎週	十八時
無機化学	一学年間毎週講義	三時	製図第一部	四ヶ月間毎週	二十六時
有機化学総論	一学年間毎週講義	四時	製図第二部	六ヶ月間毎週	三十時
分析化学	一学年間毎週講義	二時	化学工場設計製図	四ヶ月間毎週	六時
応用電気化学	一学年間毎週講義	二時	化学工場整理法	二ヶ月間毎週	一時
一般製造化学	一学年間毎週講義	三時	化学工場整理法	四ヶ月間毎週講義	一時
化学薬品	四ヶ月間毎週講義	二時	化学工場整理法	四ヶ月間毎週講義	一時
硫酸及其他酸類	四ヶ月間毎週講義	三時	化学工場整理法	四ヶ月間毎週講義	一時
塩及アルカリ	四ヶ月間毎週講義	二時	化学工場整理法	四ヶ月間毎週講義	一時
玻 璃	四ヶ月間毎週講義	二時	化学工場整理法	四ヶ月間毎週講義	一時
陶 磁	一学年間毎週講義	一時	電気冶金学	六ヶ月間毎週講義	一時
煉 化 石	六ヶ月間毎週講義	一時	試 金 術	一学年間毎週講義	一時
			機械工学大要	一学年間毎週講義	三時

工場建築法	六ヶ月間每週講義 一時	機械工学大要	一学年間每週講義 三時
工業經濟學	六ヶ月間每週講義 二時	木橋及石橋	六ヶ月間每週講義 三時
實地演習		鐵冶金學	一学年間每週講義 一時
土木工学科		鐵橋	一学年間每週講義 三時
積分	四ヶ月間每週講義 三時	鐵道及市街鐵道第一部	四ヶ月間每週講義 四時
微分方程式	六ヶ月間每週講義 二時	鐵道及市街鐵道第二部	六ヶ月間每週講義 三時
力學	四ヶ月間每週講義 二時	隧道	六ヶ月間每週講義 一時
誤差論	四ヶ月間每週講義 二時	河海工学	一学年間每週講義 五時
構造強弱學及圖式力学第一部	一学年間每週講義 四時	衛生工学第一部	一学年間每週講義 三時
材料強弱學	四ヶ月間每週講義 一時	衛生工学第二部	一学年間每週講義 三時
製図	四ヶ月間每週講義 六時	家屋構造	一学年間每週講義 一時
測量	四ヶ月間每週講義 三時	電氣工学大要	一学年間每週講義 二時
測量演習	四ヶ月間每週講義 六時	地震學	六ヶ月間每週講義 二時
測地學	六ヶ月間每週講義 三時	設計製図	二ヶ月間每週 二十五時
道路學	六ヶ月間每週講義 二時	工業經濟學	六ヶ月間每週講義 二時
土工法	一学年間每週講義 一時	土木行政法	六ヶ月間每週講義 二時
	四ヶ月間每週講義 二時	實地演習	
	六ヶ月間每週講義 三時	機械工学科	四ヶ月間每週講義 三時
		機械工学科	

工業 經濟 學	電氣 工學 大要	工場 建築 學	製造 冶金 學	鐵冶 金學	機械 製造 學	紡織 機械	起重 機械	揚水 機	水力 發動 機	鐵道 車輛	船舶 用機	熱力 發動 機	蒸氣 機	機械 學	材料 學	材料 強弱 學	力學	微分 方程式
六ヶ月間每週講義 二時	一學年間每週講義 二時	六ヶ月間每週講義 一時	六ヶ月間每週講義 三時	一學年間每週講義 一時	一學年間每週講義 二時	一學年間每週講義 二時	一學年間每週講義 二時	一學年間每週講義 一時	一學年間每週講義 二時	一學年間每週講義 二時	一學年間每週講義 二時	一學年間每週講義 二時	一學年間每週講義 三時	一學年間每週講義 四時	一學年間每週講義 二時	一學年間每週講義 二時	六ヶ月間每週講義 一時	六ヶ月間每週講義 二時
化學 實驗	電氣 冶金 學	應用 電氣 化學	機械 工學 製圖	熱力 發動 機	蒸氣 機	水力 發動 機	材料 強弱 學	力學	微分 方程式	積分 式	電氣 工學 科	實地 演習 第三部	實地 演習 第二部	實地 演習 第一部	設計 製圖 第三部	設計 製圖 第二部	設計 製圖 第一部	設計 製圖 第一部
六ヶ月間每週 六時	六ヶ月間每週講義 一時	一學年間每週講義 二時	四ヶ月間每週 十六時	一學年間每週講義 二時	一學年間每週講義 三時	一學年間每週講義 二時	一學年間每週講義 四時	一學年間每週講義 二時	六ヶ月間每週講義 一時	六ヶ月間每週講義 二時	四ヶ月間每週講義 三時	四ヶ月間每週 三時	一學年間每週 三時	一學年間每週 三時	六ヶ月間每週 三十三時	一學年間每週 二十時	六ヶ月間每週 十八時	六ヶ月間每週 二十時

電 氣 磁 氣 學	一學年間每週講義	三時	設計製図第二部	四ヶ月間每週講義	十三時
電 氣 磁 氣 測 定 法	一學年間每週講義	一時	工 場 建 築 法	六ヶ月間每週講義	十五時
交 流 理 論	一學年間每週講義	一時	工 業 經 濟 學	六ヶ月間每週講義	一時
電 氣 工 學 測 定 法	四ヶ月間每週講義	二時	電 氣 工 業 法 規	六ヶ月間每週講義	二時
發電機、電動機及変成機第一部	四ヶ月間每週講義	三時	實 地 演 習	六ヶ月間每週講義	一時
發電機、電動機及変成機第二部	六ヶ月間每週講義	三時	採 鋅 冶 金 學 科		
發電機、電動機及変成機第三部	四ヶ月間每週講義	二時	分 析 化 學	一學年間每週講義	二時
電 力 分 配 法	一學年間每週講義	三時	化 學 分 析 實 驗 第 一 部	四ヶ月間每週講義	十二時
電 氣 鐵 道	六ヶ月間每週講義	一時	化 學 分 析 實 驗 第 二 部	四ヶ月間每週講義	九時
電 燈	六ヶ月間每週講義	一時		六ヶ月間每週講義	十二時
電 話	一學年間每週講義	一時	鉍 物 學	四ヶ月間每週講義	十二時
電 信	一學年間每週講義	一時		六ヶ月間每週講義	二時
電 氣 器 具 構 造	六ヶ月間每週講義	二時		四ヶ月間每週講義	二時
發電所設計及整理	四ヶ月間每週講義	二時	地 質 學	六ヶ月間每週講義	二時
實 驗 第 一 部	四ヶ月間每週講義	三時	岩 石 學	一學年間每週講義	一時
實 驗 第 二 部	六ヶ月間每週講義	十五時	鉍 床 學	一學年間每週講義	一時
實 驗 第 三 部	一學年間每週講義	九時	道 路 學	一學年間每週講義	三時
設計製図第一部	一學年間每週講義	六時	鉍 測 量	一學年間每週講義	一時
		十三時	山 測 量	四ヶ月間每週講義	三時
				六ヶ月間每週講義	二時

電気工学大要	機械工学大要	工場建築法	構造強弱学	吹管分析	試金術	冶金学実験	冶金設計	製造冶金学	電気冶金学	鉄冶金学	冶金学各論	冶金学総論	撰鉦設計	撰鉦学計	採鉦学第二部	採鉦学第一部
一学年間毎週講義 二時	一学年間毎週講義 三時	六ヶ月間毎週講義 一時	一学年間毎週講義 二時	六ヶ月間毎週講義 三時	一学年間毎週講義 三時	二ヶ月間毎週 六時	二ヶ月間毎週 六時	六ヶ月間毎週講義 三時	六ヶ月間毎週講義 一時	一学年間毎週講義 一時	一学年間毎週講義 四時	四ヶ月間毎週講義 三時	六ヶ月間毎週 二時	一学年間毎週講義 二時	六ヶ月間毎週 二時	一学年間毎週講義 三時

- 製図第一部 一学年間毎週 六時
- 製図第二部 一学年間毎週 五時
- 工業経済学 六ヶ月間毎週講義 二時
- 鉦山法規 六ヶ月間毎週講義 二時
- 鉦山測量演習
- 実地演習
- 第三条 一学科ニ二以上ノ授業科目ヲ設クルモノニ付テハ
学生ハ其一ヲ選ムコトヲ得
- 第四条 第二条ノ授業科目ハ三学年ニ配当シテ之ヲ授ク
- 第五条 科目ノ修了ハ各学生ニ交付シタル受教簿ニ担任教官捺印シ之ヲ証ス
- 担任教官ニ於テ欠席多シト認メタル者ニハ前項ノ取扱ヲ為サス
- 第六条 病氣其他ノ事故ニ依リ二週間以上欠席セントスル
トキハ其旨学長ニ届出ツヘシ
- 第二 試問
- 第七条 試問ヲ分チテ科目試問及卒業試問トス
- 第八条 第五条第二項ニ当ル者ハ科目試問ヲ受クルヲ許サス
- 第九条 科目試問ノ及第ハ受教簿ニ担任教官捺印シ之ヲ証ス

実験製図等ノ科目ニ在テハ特ニ試問ヲ須キスシテ本条ノ

取扱ヲ為スコトアルヘシ

第十条 卒業試問ハ左ノ二種ノ一トス

一 論文ノ判定及口頭試問

一 筆記試問及口頭試問

第十一条 所定ノ各科目試問ニ及第シタル者ニアラサレハ

卒業試問ヲ受クルコトヲ得ス

第十二条 卒業試問ヲ受ケントスル者ハ受教簿ヲ添ヘ学長

ニ届出ツヘシ

第十三条 卒業試問ハ学長ノ指名シタル教官之ヲ行フ

第三 選科生

第十四条 選科生ハ其学力ヲ檢定シ教授会ニ於テ其選抜科

目ヲ修ムルニ堪フルト認ムル者ニ限り入学ヲ許可ス

第十五条 第五条第六条第八条及第九条ハ之ヲ選科生ニ準

用ス

附 則

第十六条 本規程ハ明治三十七年九月十一日ヨリ之ヲ施行

ス

改正

明三八・一二・二五達示六号、明三九・八・一六達示九号、

明四一・八・二六達示一三号、明四四・九・八達示一一号、

明四五・七・五達示一〇号、大二・一二・二二達示一三号、

大ニ・三・一八達示五号

七 京都帝国大学理工科大学の理学科を分ちて数学科、物

理学科、純正化学科に改称*

〔二〕

文部省令第二八号

一九〇八(明治四二)年九月二一日

京都帝国大学理工科大学ノ理学科ヲ分チテ本年九月十一日

ヨリ数学科、物理学科、純正化学科ト改称ス

明治四十一年九月十一日

文部大臣 小松原英太郎

(二) 理科大学

一 京都帝国大学ニ関スル件一部改正〔理工科大学を理科

大学、工科大学に分離〕

〔二〕

勅令第一四五号

一九一四(大正三)年七月四日(官報七月六日)

明治三十年勅令第二百九号中左ノ通改正ス

第二条 京都帝国大学ノ分科大学ハ法科大学、医科大学、

工科大学、文科大学及理科大学トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際休職京都帝国大学理工科大学教授及助教授ニ付テハ其ノ休職期間中仍其ノ官ヲ存置ス

二 明治三十六年勅令第六十八号一部改正〔理科大学に講

座設置〕

勅令第一四六号
一九一四(大正三)年七月四日(官報七月六日)

明治三十六年勅令第六十八号中左ノ通改正ス

「文科大学及理工科大学」ヲ「工科大学文科大学及理科大学」

ニ改ム

医科大学ノ部ノ次ニ左ノ如ク加フ

工科大学

土木工学 四講座

機械工学 五講座

電気工学 四講座

採鉱学 三講座

冶金学 三講座

材料強弱学 一講座

構造強弱学 一講座

建築学 一講座

工業化学 四講座

文科大学ノ部ノ次ニ左ノ如ク加ヘ理工科大学ノ部ヲ削ル

理科大学

数学 三講座

物理学 四講座

化学 四講座

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

三 理科大学規程

達示第一八号
一九一四(大正三)年七月七日

理科大学規程

第一 授業

第一条 本学ニ於テ授業スル学科目左ノ如シ

数論及代数学

幾何学

数学解析

力学

宇宙物理学

物理学

物理化学

無機化学

有機化学

分析化学

参考科目

哲学概論

教育学

機械工学大要

電気工学大要

工業化学

鉱物学及地質学

鉄冶金学

第二条 授業ハ普通講義特殊講義演習及実験トシ学科ノ種

類ニ応シ試問ヲ課ス

第三条 各科目ノ普通講義ハ毎学年之ヲ施行ス

第四条 特殊講義ノ題目ハ毎学年ノ始メニ於テ之ヲ公示ス

第五条 学修ニ関シテハ一定ノ課程ヲ設ケス学生ニ於テ各

自学修スヘキ科目ヲ選択スルモノトス

第六条 学修セル科目ハ受教簿ニ記入シテ担任教官之ヲ証明ス

第二 卒業

第七条 三年以上在学シテ若干科目ヲ学修シタル者ハ専攻セル科目ノ担任教官ニ就キ卒業試問ヲ請求スルコトヲ得前項ノ在学年限ニハ他ノ大学ニ於ケル在学年限ヲ通算スルコトアルヘシ

第八条 卒業試問ノ請求ヲ受ケタル教官ハ更ニ該学生ニ授業セル教官二名ヲ選定シ左ノ条項ニ準シ卒業資格ノ有無ヲ審査シ合議判定ノ結果ヲ学長ニ報告スルモノトス

一 学修セル科目

二 課業成績

三 専攻セル科目ニ関スル研究成績

四 特ニ施行セル口頭若クハ筆記試問成績

第九条 卒業資格ノ標準ハ便宜上模範例ヲ内定シ学生ニ公示ス

第三 選科生

第十条 選科生ニハ左ノ資格ヲ有スルモノニ就キ其学力ヲ検定シ教授会ニ於テ其選択科目ヲ修ムルニ堪フルト認ムル者ニ限り入学ヲ許可ス

一 師範学校中学校卒業者

二 教授会ニ於テ右学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト認メタル者

三 師範学校中学校高等女学校教員免許状ヲ有スル者

第十一条 第六条ハ之ヲ選科生ニ準用ス

附 則

第十二条 講義ノ題目及卒業資格模範例ハ毎年発刊スル理科大学学事要項ニ掲載スルモノトス

現在学生ニ対スル経過規程

一 旧理工科大学ノ数学科物理学科及純正化学科学生ハ理科大学学生トス

二 本学年中ハ旧理工科大学規程ニ拠ル

三 理科大学規程ハ次学年ヨリ之ヲ施行シ其以前ニ入学シタル学生ニ対シテハ既ニ修了シタル学科目ハ旧理工科大学受教簿ニ依リ理科大学規程ニ由ル受教簿ト共ニ卒業資格ノ有無判定ノ用ニ供ス

四 以上ノ規程ニ不備ノ点アルトキハ教授会ノ議決ヲ經テ学長其処置ヲ定ム

改正 大四・八・九達示一五号、大六・五・二八達示一一号、大八・

四・一達示五号、大一一〇・一・一四達示一号、大一一・二・

四達示一号、昭九・二・九達示一号、六・一九達示四号、昭

二一・六・二〇達示九号、昭三三・九・二〇達示九号、昭二四・五・二六達示七号

〔注〕一九一九・四・一達示第五号で理学部規程に改称。

一九五〇・七・一五達示第一〇号で廃止。

四 京都帝国大学工科大学土木工学科、機械工学科、電気

工学科、採鉱冶金学科および工業化学科ならびに理科大学授業開始*

〔二〕 文部省令第二三三号
一九一四(大正二年)八月二十九日

京都帝国大学工科大学土木工学科、機械工学科、電気工学科、採鉱冶金学科及工業化学科並理科大学ハ大正三年九月十一日ヨリ授業ヲ開始ス

大正三年八月二十九日

文部大臣 法学博士 一木喜徳郎

(三) 理 学 部

一 京都帝国大学官制一部改正〔附属臨海実験所、附属臨湖実験所、附属火山温泉研究所設置〕

〔二〕

一九三七(昭和一二)年一二月二四日(官報一二月二七日) 勅令第七三三号

第十条 〔本文は二九九頁参照〕

二 国立学校設置法〔新制理学部発足〕

〔二〕

法律第一五〇号
一九四九(昭和二四)年五月三十一日

第三、五条 〔本文は二六頁参照〕

三 理学部規程

〔六〕
達示第一〇号
一九五〇(昭和二五)年七月一五日

京都大学理学部規程

第一学 科

第一条 理学部に次の学科を置く。

数 学 科

物 理 学 科

宇 宙 物 理 学 科

地 球 物 理 学 科

化 学 科

動 物 学 科

植 物 学 科

地質学鉱物学科

第二条 学生は、学部で定めた時期にその属する学科の志望を申出るものとする。

第三条 学生の学科への分属は、各学科の收容可能な人員と志望者数とを調整して教授会で定める。

第二入 学

第四条 入学手続並びに入学者選考方法は、教授会で定める。

第五条 入学者の決定は、教授会で行う。

第三授 業

第六条 授業は、一般教養科目・専門科目及び体育に分つ。
第七条 一般教養科目及び体育の授業は、分校の定めると

ころによる。

第八条 専門科目の授業は、教授会で定める。

第九条 学生の履修すべき科目は、各学科について公示された例に準拠して、各自選択する。

2 選択した科目については、予め担当教官の承認を受けなければならない。

3 設備その他の都合により、科目の学修人員を制限することがある。

第十条 科目に対する単位数は、教授会で定める。

第四 学 士 試 験

第十一条 四年以上在学し、一般教養科目中、人文科学・社会科学及び自然科学の各系列に亘つて夫々二科目以上合計九科目以上を履修し、少くとも一般教養科目三十六単位以上、専門科目八十四単位以上及び体育四単位合計百二十四単位以上を取得した学生は、学士試験合格の認定を請求することができる。

2 前項の在学年限及び単位には、本学他学部又は他大学の在学年数及び履修した科目の単位数を通算することがある。

第十二条 前条第一項の認定は、教授会で行う。

第五 在 学

第十三条 在学は、七年を越えることができない。

第六 転学及び転科

第十四条 本学他学部又は他大学の学生で、本学部に転学を志望する者又は本学部学生で、転科を志望する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て許可することがある。

第七 聴 講 生

第十五条 本学部の授業科目中、特定の講義について聴講を願ひ出る者があるときは、教授会の議を経て許可することがある。

2 聴講生の取扱その他については、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和二十四年六月一日から、施行する。
- 2 昭和九年七月十日制定の理学部規程は、廃止する。
- 3 国立学校設置法附則第三項規定の実施については、別段の定めをなすまでは、なお、従前の規程による。

改正

昭二五・一〇・二達示一六号、昭二八・四・七達示二〇号、
昭三〇・四・五達示一一号、昭三四・三・二〇達示六号、昭
三九・二・一八達示二二号、昭四一・四・二五達示五号、昭四
五・七・七達示二五号、平五・一・一二達示五号、三・一二
達示二九号、平六・九・二七達示三三号

四 大学院理学研究科規程

(一六)
達示第一〇号

一九五三(昭和二八)年四月七日

京都大学大学院理学研究科規程

第一專攻

第一条 修士、博士の両課程に、次の專攻を置く。

地球物理学

物理学

宇宙物理学

地球物理学

化学

動物学

植物学

地質学鉱物学

第二条 前条の專攻ごとに、次の分科を置く。

数学

数学解析学

幾何学

位相解析学

物理学

固体液体物理学

電子学電波学

函数論

代数学及び数論

原子核物理学
量子力学原子核論
放射性論
輻射学放射学
素粒子論
非線型力学

宇宙物理学

宇宙物理学

天体物理学

位置天文学

測地学及び地殻物理学
地震学及び応用地球物理学

気象学
海洋物理学及び陸水物理学

地球電磁気学

化学

物理化学
無機化学

有機化学
量子化学

分析化学及び海洋化学
生物化学

金相学
化学物理

動物学

動物細胞学及び遺伝学
動物生理学及び生態学

動物発生学及び実験形態学
動物系統学

植物学

植物生理学及び植物生態学

植物細胞学及び植物組織学

植物分類学及び植物地理学

地質学 鉱物学

物理地質学 岩石学

地質学 地史学

鉱物学

第二 入学

第三条 入学手続及び入学者選抜方法は、理学部教授会で定める。

第四条 入学者の決定は、理学部教授会で行う。

第三 転科

第五条 通則第三十四条により本研究科に転科を志望する者があるときは、選考の上、理学部教授会の議を経て、許可することがある。

2 本研究科の学生で、特に研究の必要上専攻の変更を志望する者があるときは、欠員のある場合に限り、理学部教授会の議を経て、許可することがある。

第四 授業及び学修方法

第六条 科目、単位数及び授業時間数は、研究科会議で定める。

第七条 各学生につき、指導教授を定める。

2 学生は、学修につき、指導教授の指導を受けなければ

ならない。

第八条 転科前に、本学又は他大学の大学院で学修した科目、単位数及び在学年数の一部又は全部を、研究科会議の議を経て、通算することがある。

第五 試験

第九条 試験は、科目ごとに適宜行う。

第六 論文審査

第十条 研究論文は、研究科会議で定めた教官の調査の結果にもとづいて、研究科会議で審査する。

第十一条 通則第四十条第四項により学位を得ようとする者は、研究論文を提出し、且つ、専攻学術に関し、大学院の博士課程を終えた者と同等以上の学識を有することを確認しなければならない。

第十二条 前条の専攻学術に関する学識の確認は、筆答試問及び口頭試問により行う。但し、研究科会議の議を経て、他の方法によることができる。

2 提出論文の審査は、大学院の博士課程における論文審査と同一の手続による。

第七 外国学生、委託生・聴講生

第十三条 外国学生、委託生及び聴講生として入学を志望する者には、理学部教授会の議を経て、許可することが

ある。

附 則

この規程は、昭和二十八年四月一日から施行する。

改正

昭二九・一〇・五達示一四号、昭三一・一〇・一、昭三一・五・三総長裁定、五・二八達示七号、昭三四・一一・二四達示三三号、昭三六・三・七達示二二号、昭四〇・九・一四達示一七号、昭四六・四・一三達示一一号、昭四八・五・八達示二四号、昭四九・九・二四達示二九号、昭五二・三・一五達示一三三号、昭六一・五・二〇達示一一号、平二・六・二六達示二四号、平五・三・一一達示三八号、平六・九・二七達示三五号、平七・五・九達示一一号、九・二六達示二八号、平八・二・二〇達示四号

五 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔地震観測所設置〕

(一)

(二)

文部省令第六号

一九五四(昭和二九)年三月二日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和二十四年文部省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第三の次に次の表を加える。

別表第四

国立大学の名称		上欄の大学の学部	中欄の学部(に附属して設置される教育施設又は研究施設)
京都大学	農学部	農学部	農場、演習林
	医学部	病院、看護学校、助産婦学校	
	理学部	臨海実験所、臨湖実験所、火山温泉研究施設、地震観測所	

〔京大関係のみ〕

〔中略〕

附 則

この省令は、昭和二十九年四月一日から施行する。

六 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔天文台設置〕

(一)

(二)

文部省令第七号

一九五八(昭和二三)年三月二日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和二十四年文部省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

〔中略〕

別表第四〔中略〕京都大学の項中「地震観測所」の下に「天文台」を〔中略〕加え〔る〕。

〔中略〕

附則

この省令は、昭和三十三年四月一日から施行する。

七 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔火山温泉研究施設を地球物理学研究施設、火山研究施設に改組〕

〔一〕

文部省令第六号
一九五九（昭和三四）年三月三十一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則（昭和二十四年文部省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第五〔中略〕京都大学の項中「火山温泉研究施設」を「地球物理学研究施設、火山研究施設」に改め〔る〕。

〔中略〕

附則

この省令は、昭和三十四年四月一日から施行する。

八 国立学校設置法施行規則〔植物生態研究施設設置〕

〔一〕

文部省令第一号
一九六四（昭和三九）年四月一日

第二十條 〔本文は五〇頁参照〕

九 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔逢坂山地殻変動観測所設置〕

〔一〕

文部省令第二十二号
一九七〇（昭和四五）年四月一七日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項中「植物生態研究施設」の下に「逢坂山地殻変動観測所」を加える。

〔中略〕

附則

この省令は、公布の日から施行する。

一〇 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔地震観測所を阿武山地震観測所に改組、徳島地震観測所設置〕

〔二〕

文部省令第一九号

一九七二(昭和四七)年五月一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項中「地震観測所」を「阿武山地震観測所」に改め、「逢坂山地殻変動観測所」の下に「徳島地震観測所」を〔中略〕加え〔る〕。

〔中略〕

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

一一 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔地震予知観測地域センター設置〕

〔二〕

文部省令第一〇号

一九七三(昭和四八)年四月一二日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項中「徳島地震観測所」の下に「地震予知観測地域センター」を加え〔る〕。

〔中略〕

附則

この省令は、公布の日から施行する。

一二 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔機器分析センター設置〕

〔二〕

文部省令第八号

一九七五(昭和五〇)年四月一日

国立学校設置法施行規則等の一部を改正する省令

(国立学校設置法施行規則の一部改正)

第一条 国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項中「地震予知観測地域センター」の下に「機器分析センター」を〔中略〕加える。〕。

〔中略〕

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

一三 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔琵琶湖古環境実験施設、地磁気世界資料解析センター設置〕

〔二〕

文部省令第一一号
一九七七(昭和五二)年四月一八日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項中「機器分析センター」の下に「琵琶湖古環境実験施設、地磁気世界資料解析センター」を加える。〕。

〔中略〕

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の国立学校設置法施行規則(以下「新令」という。)別表第六に規定する〔中略〕京都大学理学部附属の琵琶湖古環境実験施設は、〔中略〕昭和六十二年三月三十一日まで存続するものとする。

〔以下略〕

一四 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔気候変動実験施設設置〕

〔二〕

文部省令第一六号
一九八一(昭和五六)年四月一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項中「地磁気世界資料解析センター」の下に「気候変動実験施設」を加え〔る〕。

〔中略〕

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

一五 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔琵琶湖古環境実験施設廃止〕

〔二〕
文部省令第一〇号

一九八七(昭和六二)年三月三一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令
国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項中「琵琶湖古環境実験施設」を削〔る〕。

〔中略〕

附則

1 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

〔以下略〕

一六 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔阿武山地震観測所、逢坂山地殻変動観測所、徳島地震観測所、地震予知観測地域センター廃止〕

〔二〕
文部省令第一五号

一九九〇(平成二)年六月八日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令
国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項中「阿武山地震観測所、天文台、植物生態研究施設、逢坂山地殻変動観測所、徳島地震観測所、地震予知観測地域センター」を「天文台、植物生態研究施設」に〔中略〕改め〔る〕。

〔中略〕

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

一七 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔気候変動実験施設廃止〕

〔一〕
文部省令第七号

一九九一(平成三)年三月二九日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項中「気候変動実験施設」を削〔る〕。

〔中略〕

附則

1 この省令は、平成三年四月一日から施行する。

〔以下略〕

一八 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔臨湖実験所、植物生態研究施設廃止〕

〔一〕
文部省令第一九号

一九九一(平成三)年四月一二日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項中「臨湖実験所」及び

「植物生態研究施設」を削〔る〕。

〔中略〕

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

一九 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔分子発生物学研究センター設置〕

〔一〕

文部省令第一七号

一九九三(平成五)年四月一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項中「地磁気世界資料解析センター」の下に「分子発生物学研究センター」を加

え(る)。

〔中略〕

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。〔中略〕

2 改正後の別表第六に規定する〔中略〕京都大学理学部附属の分子発生生物学研究センター〔中略〕は、平成十五年三月三十一日まで存続するものとする。

〔以下略〕

(四) 大学院理学研究科・理学部

一 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕(理学研究科長設置) (一)

文部省令第八号
一九九五(平成七)年三月三〇日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第八条の二中〔中略〕「京都大学大学院法学研究科」を

「京都大学大学院法学研究科
京都大学大学院理学研究科
京都大学大学院医学研究科」に改める。

〔中略〕

附 則

1 この省令は、平成七年四月一日から施行する。

〔以下略〕

二 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕(地球物理学研究施設、火山研究施設廃止、地球熱学研究施設設置) (二)

文部省令第一三三号
一九九七(平成九)年三月二一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項中〔中略〕「地球物理学研究施設、火山研究施設」を削り、「分子発生生物学研究センター」の下に「地球熱学研究施設」を加え(る)。

〔中略〕
附則

1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。
〔以下略〕

九 大学院医学研究科・医学部

(一) (京都)医科大学

一 京都帝国大学法科大学及医科大学講座ノ件〔抄〕 〔二〕

勅令第三二二号
一八九九(明治三二)年七月三日(官報七月四日)

朕京都帝国大学法科大学及医科大学講座ノ件ヲ裁可シ茲ニ
之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十二年七月三日

文部大臣 伯爵 樺山資紀

勅令第三百二十一号

第一条 京都帝国大学法科大学及医科大学ニ置クヘキ講座

ノ種類及其ノ数左ノ如シ

〔中略〕

医科大学

解剖学

二講座

胎生学

一講座

生理学

一講座

医化学

一講座

病理学

一講座

病理解剖学

一講座

薬物学

二講座

内科学

三講座

産科学

一講座

婦人科学

一講座

小兒科学

一講座

外科学

三講座

眼科学

一講座

皮膚病学、微毒学

一講座

精神病学

一講座

衛生学

二講座

法医学

二講座

耳鼻咽喉科学

一講座

齒科学

一講座

第二条 明治三十二年九月ヨリ開始スヘキ講座ノ種類及其

ノ数左ノ如シ

〔中略〕

医科大学

解剖学

一講座

生理学

一講座

医化学

一講座

衛生学

一講座

内科学

二講座

外科学

二講座

改正 明三勅令一〇七、明三四勅令一三四、明三五勅令一五一

〔注〕一九〇三・三・三一勅令第六八号で廃止。

二 京都帝国大学法科大学および医科大学開設* 〔二〕

文部省令第三五号

一八九九(明治三二)年七月四日

京都帝国大学ノ法科大学及医科大学ハ本年九月十一日ヨリ開設シ法科大学ニハ法律学科及政治学科医科大学ニハ医学

科ヲ置ク

明治三十二年七月四日

文部大臣 伯爵 樺山資紀

三 医科大学規程

〔二三〕

達示第八号

一八九九(明治三二)年九月一日

京都帝国大学医科大学規程

第一条 医科大学ニ於ケル最短在学期ヲ四学年トス

但在学ハ八学年以上ニ亘ルコトヲ得ス

第二条 医科大学ニ於ケル卒業試問ハ論文試問トス

第三条 各科目試問ニ及第シタル者ハ一学科ヲ撰ミ卒業論文ヲ作り審査ヲ請フモノトス

第四条 卒業論文ノ審査ハ其学科担当ノ教授之ヲ行フモノトス

トス

第五条 医科大学ニ於テハ聴講生ヲ専修生ト称シ相当ノ学

業履歴ヲ有スル者ハ聴講学力試問ヲ行ハサルコトアルベシ

第六条 分科大学通則第十六条及第十七条ハ本学ニ之ヲ適用セス

改正

明三五・三・六達示五号、一二・一三達示三二号、明三六・二・一〇達示三号、明三七・八・二五達示七号、明三九・八・一六達示九号、明四〇・三・二九達示三号、一一・一達示一八号、明四一・四・二八達示一〇号、明四三・七・一八達示一〇号、明四四・一〇・一九達示一四号、大元・八・一七達示一号、大四・八・九達示一六号、大六・二・二二達示四号、五・五達示一〇号、一二・二五達示三〇号、大七・四・二達示四号、大八・四・一達示五号、八・二達示二九号、一一・一、大一〇・三・二二達示一〇号、大一一・五・二四達示二二号、大一二・四・一八、昭四・四・六達示五号、昭一〇・一・九達示一号、昭一一・一・一六達示一号、昭一三・三・二八達示七号、昭一四・三・三一達示四号、昭一五・三・二五達示六号、昭一八・四・一達示一号、昭一九・四・一達示四号、昭二一・五・一八達示六号、昭二二・四・二二達示一号、六・三〇達示二号、昭二三・八・三達示五号、昭二四・六・二九達示一〇号

〔注〕

一九一九・四・一達示第五号で医学部規程に改称。
一九五〇・二・二二達示第五号で廃止。

四

医科大学学科課程

〔二三〕

達示第八号

一八九九(明治三三)年九月一日

医科大学々科課程

第一学年

解剖学

秋季每週十二時
春季每週六時

解剖学実習

秋季每週十二時

組織学

秋季每週二時

組織学実習

春季每週五時

生理学及医化学

秋季每週六時
春季每週六時

医化学実習

春季每週(六時)

第二学年

解剖学実習

秋季每週十時

胎生学

秋季每週一時

局处解剖学

秋季每週三時

薬物学

秋季每週四時

病理惣論

秋季每週四時

病理解剖学

秋季每週四時

病理解剖学実習

秋季時々六時

病理組織学実習

秋季每週四時

微菌学及実習

春季每週四時

診断学

春季每週二時

外科総論

春季每週四時

眼科学	春季每週 四時	内科外来患者臨床講義	秋季每週 (六時)
内科各論	春季每週 四時	外科臨床講義	秋季每週 六時
外科各論	春季每週 四時	外科手術實習	春季每週 二時
繃帶学實習	春季每週 二時	外科外来患者臨床講義	秋季每週 (六時)
第三学年		眼科臨床講義	春季每週 四時
内科各論	秋季每週 四時	眼科臨床講義	春季每週 六時
内科臨床講義	秋季每週 六時	眼科臨床講義	春季每週 (六時)
内科外来患者臨床講義	秋季每週 (六時)	眼科臨床講義	春季每週 四時
外科各論	秋季每週 四時	眼科臨床講義	春季每週 六時
外科臨床講義	秋季每週 六時	眼科臨床講義	春季每週 (六時)
外科外来患者臨床講義	秋季每週 (六時)	眼科臨床講義	春季每週 四時
眼科臨床講義	春季每週 四時	眼科臨床講義	春季每週 六時
檢眼鏡用法	春季每週 (六時)	眼科臨床講義	春季每週 (六時)
婦人科学	秋季每週 三時	眼科臨床講義	春季每週 二時
産科学	春季每週 三時	眼科臨床講義	春季每週 二時
衛生学	秋季每週 二時	眼科臨床講義	春季每週 二時
第四学年		眼科臨床講義	春季每週 二時
内科臨床講義	秋季每週 六時	眼科臨床講義	春季每週 二時

合 計	婦 人 科 學	產 科 學	產 科 模 型 演 習	衛 生 學	微 菌 學 實 習			檢 驗 鏡 用 法 及 規 模 檢 查 法
四	一	二		三				
四	一	二	二	二	四			二
五	一	二	二		四			
	皮膚病、微毒學及皮膚病講義	皮膚病、微毒學及皮膚病講義	耳鼻喉科學及耳鼻喉科講義	耳鼻喉科學及耳鼻喉科講義	臨牀講義	種痘實習	精神病學及臨牀講義	法醫學
六	二	二	二	二	二	一	二	二
六	二	二	二	二	二	一	二	二
六	二	二	二	二	二	一	二	二

但時間ニ括弧ヲ付シタル者ハ当該学年ノ学生ヲ數組ニ分チ
授業スル者ナリ

第二試問

第二條 試問ヲ分チテ前試問及後試問トス

第三條 前試問ハ第二学年ヲ終リタル後左ノ科目ニ付之ヲ

施行ス

一藥 一醫 一生 一組 一解
物 化 理 織 剖
學 學 學 學 學

一 病理学及病理解剖学
 後試問ハ第四学年ヲ終リ

第四条

施行ス

一外
科
学

一内科学

一眼科学

一 婦人科学及産科学

一、衛生學

一
法
医
学

衛生学及法医学ハ第四学年ノ終ニ学生ヲシテ抽籤セ

シメ当籤ノ一科目ニ付試問ヲ施行ス

第五條 左ノ科目ノ試問ハ學生ノ要求ニ依リ之ヲ施行ス

一
小
兒
科
學

一 皮膚病微生物学

一耳鼻咽喉科学

一 精神病学

第六條 前試問ハ毎年九月二後試問ハ毎年九月ヨリ十二月

迄ノ間ニ於テ之ヲ施行ス

試問ノ順序及時日ハ學長予メ之ヲ定ム

第七條 試問ハ試問科目担任ノ教官ヲ以テ試問委員トシ之

ヲ施行ス

第八条 試問ノ及第及落第ハ試問委員ノ報告ニ依リ学長之ヲ定ム

第九条 試問ノ成績ハ甲乙丙丁ノ四等トシ丙以上ノ成績ヲ得タル者ヲ及第トス

第十条 前試問ニ落第シタル科目ニ付テハ三箇月以内ニ於テ再試問ヲ施行ス再試問ニ落第シタル者ハ次ノ試問期迄該科目ノ授業ニ出席スルニアラサレハ第三回ノ試問ヲ受クルコトヲ得ス

第十一条 後試問ニ落第シタル科目ニ付テハ翌年一月ヨリ三月迄ノ間ニ於テ再試問ヲ施行ス再試問ニ落第シタルトキハ次ノ試問期迄該科目ノ授業ニ出席スルニアラサレハ第三回ノ試問ヲ受クルコトヲ得ス

衛生学若クハ法医学ニ於テ再試問ヲ要スル者ハ別ニ抽籤ヲ行ハス同一科目ニ付テ之ヲ施行ス

第十二条 学生ニシテ試問ノ当日病氣若クハ已ムヲ得サル事故アリテ出席スルコト能ハサルトキハ医師ノ診断書ヲ差出シ若クハ其理由ヲ学長ニ具申シ当該委員ノ承認ヲ経タル者ニ限り更ニ日ヲ期シテ試問ヲ施行ス

前項ノ手続ヲ為サ、ル者若クハ其手続ヲ為スモ指定ノ期日ニ至リ尚ホ欠席シタル者ハ次ノ試問期ニアラサレハ試問ヲ受クルコトヲ得ス

第三 選科生

第十三条 各学科目ニ於ケル選科生ノ員數ハ毎学年ノ始メニ於テ當該科目担任教官之ヲ定ム

第十四条 選科生タラントスル者ハ左ノ資格ノ一ヲ有スルコトヲ要ス

一 官公立医学専門学校及専門学校令ニ拠ル私立医学校卒業生

一 旧高等学校医学部及旧高级中学医学部卒業生

一 旧京都大阪愛知医学校卒業生

一 旧別課医学卒業生

一 旧甲種医学校卒業生

一 外国医科大学ニ於テ学位ヲ得タル者

第十五条 前条ノ資格ナキモ医術開業免狀ヲ有スル者ニハ学力試問ノ上入学ヲ許可ス

第十六条 入学ノ許可ハ左ノ順位ニ依ル

一 第十四条ノ資格ヲ有スル者

二 第十五条ニ依リ学力試問ニ及第シタル者

入学志望者ノ員數定員ニ超過スルトキハ第十四条ノ資格ヲ有スル者ニ付テモ選抜試問ヲ施行ス

第十七条 学力試問及選抜試問ハ當該科目担任教官ヲシテ之ヲ施行セシム

第十八条 選科生ノ在学ハ一箇年トス但更ニ専修ヲ継続セ

ント欲スル者ハ延期ヲ願出テ許可ヲ請フヘシ

第十九条 選科生ハ当該科目担任教官ノ承認ナクシテ患者

ヲ取扱ヒ又ハ諸器械藥品ヲ使用スルヲ許サス

第二十条 選科生ニハ願ニ依リ其専修科目ニ付証明書ヲ付
与ス

六 医科大学講習科規程

〔八〕

医科大学講習科規程

第一条 本科ハ医学ノ新知識ヲ与フルヲ以テ目的トス

第二条 本科ハ毎年十月ヨリ翌年二月迄ノ間ニ於テ開始シ

凡ソ四週間ヲ以テ終了ス

第三条 講習者ノ人員ハ各科十名以上五十名以下トス

第四条 講習志願者ハ医術開業免状ヲ有スル者ニ限ル

第五条 講習者ニハ講習料トシテ一科目ニ付金拾円ヲ前納

セシム

但開講セサル場合ノ外既納ノ講習料ハ還付セス

第六条 講習科目及時期ハ凡ソ二箇月前ニ公告ス

〔注〕 制定年月日不明。一九〇九年一一月に最初の講習開催

〔以文会誌〕第一号。

七 医科大学研究科規程

〔一五〕

一九一五(大正四)年六月二十五日

研究科規程

第一条 京都帝国大学医科大学ニ研究科ヲ置キ特種ノ事項
ヲ研究セントスル者ヲ研究科学生トシテ收容ス

第二条 研究科学生ノ入学ハ一ヶ年以上本学選科生タリシ
者若クハ之ニ相当スル学歴ヲ有スル者ニ就キ教授会ノ議
ヲ経テ之ヲ許可ス

他ノ分科大学卒業生若クハ之ニ相当スル学力ヲ有スル者
ニシテ研究科学生タラントスルトキハ特ニ之ヲ許可スル
コトアルヘシ

第三条 研究科学生ノ指導教官ハ教授会ノ議ヲ経テ学長之
ヲ決ス

第四条 研究科学生ノ在学ハ一ヶ年トス但シ更ニ研究ヲ繼
続セント欲スル者ハ延期ヲ願出ツルコトヲ得

第五条 入学ノ許可ヲ得タル者ハ入学金五円ヲ納付スヘ
シ

第六条 研究科ハ一ケ年金五拾円トシ之ヲ前納セシム

既納ノ研究科ハ之ヲ還付セス

第七条 研究ニ要スル材料及薬品ハ研究科学生ノ自弁トス

第八条 研究科学生ハ指導教官ノ許可ナクシテ患者ヲ取扱

ヒ又ハ備附ノ器械材料薬品等ヲ使用スルコトヲ得ス

第九条 本学通則第十二条ノ二十六条第二十九条乃至第

三十一条第五十一条ハ之ヲ研究科学生ニ準用ス

(二) 福岡医科大学

一 京都帝国大学ニ関スル件一部改正〔福岡医科大学設置〕

一九〇三(明治三六)年三月二四日(官報三月二五日) 勅令第五四号

明治三十年勅令第二百九号中左ノ通改正ス

第二条 京都帝国大学ノ分科大学ハ帝国大学令第九条ニ依

ラス法科大学第一医科大学第二医科大学文科大学及理工

科大学トシ第二医科大学ハ之ヲ福岡ニ置ク

第一医科大学ヲ京都帝国大学京都医科大学ト称シ第二医

科大学ヲ京都帝国大学福岡医科大学ト称ス

二 京都帝国大学福岡医科大学開設*

文部省令第八号
一九〇三(明治三六)年三月二六日

京都帝国大学福岡医科大学ハ本年四月一日ヨリ開設シ医学
科ヲ置ク

明治三十六年三月二十六日

文部大臣 理学博士 男爵 菊池大麓

三 明治三十六年勅令第六十八号(抄)〔福岡医科大学に講

座設置〕

一九〇三(明治三六)年三月三〇日(官報三月三一日) 勅令第六八号

京都帝国大学法科大学医科大学及理工科大学ニ於ケル講座
ノ種類及其ノ数左ノ如シ

〔中略〕

福岡医科大学

解剖学 一講座

内科学 一講座

外科学 一講座

眼科学 一講座

〔中略〕

附則

本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔以下略〕

四 福岡医科大学規程および学科課程は当分京都医科大学

規程および学科課程を適用*

〔二五〕

一九〇三(明治三六)年八月三日

本學規程及學科課程ハ當分京都医科大学規程及學科課程ヲ
適用スルコトニ相成候ニ付テハ試問細則モ亦全大學ノ分ヲ
適用致候条此段及開申候也

明治三十六年八月三日

京都帝國大學福岡医科大学長 醫學博士 大森治豊印

京都帝國大學總長法學博士木下廣次殿

五 京都帝國大學ニ関スル件一部改正〔京都医科大学を医

科大学に改組〕

〔二〕

勅令第四四号

一九一(明治四四)年三月三〇日(官報三月三一日)

明治三十年勅令第二百九号中左ノ通改正ス

第二条 京都帝國大學ノ分科大学ハ帝國大學令第九条ニ依

ラス法科大学、医科大学、文科大学及理工科大学トス

附則

本令ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

京都帝國大學京都医科大学ハ本令施行ノ日ヨリ京都帝國大

學医科大学トス

六 九州帝國大學ニ関スル件一部改正〔福岡医科大学を九

州帝國大學医科大学に改組〕

〔二〕

勅令第四五号

一九一(明治四四)年三月三〇日(官報三月三一日)

朕明治四十三年勅令第四百四十八号中改正ノ件ヲ裁可シ茲
ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十四年三月三十日

内閣総理大臣 侯爵 桂 太 郎
文 部 大 臣 小松原英太郎

勅令第四十五号

明治四十三年勅令第四百四十八号中左ノ通改正ス

第三条及第四条ヲ削ル

附 則

本令ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

京都帝国大学福岡医科大学ハ本令施行ノ日ヨリ九州帝国大学医科大学トス

(三) 医 学 部

一 国立学校設置法〔新制医学部発令〕

法律第一五〇号
一九四九(昭和二四)年五月三十一日

第三、五条 〔本文は二六頁参照〕

二 学校教育法一部改正〔抄〕〔医・歯学の履修資格を規定〕

法律第一七九号
一九四九(昭和二四)年六月一日

学校教育法の一部を改正する法律

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五十六条に次の一項を加える。

医学又は歯学の学部を置く大学に入学し、医学又は歯学を履修することのできる者は、前項の規定にかかわらず、その大学の他の学部又は他の大学に一年以上在学し、監督庁の定める課程を履修した者又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者でなければならぬ。但し、主として薬学を履修するために、大学に入学しようとする者については、この限りでない。

〔中略〕

附 則

この法律中第五十六条の改正規定は、公布の日から〔中略〕施行する。

三 医学部規程

(六)

達示第五号

一九五〇(昭和二五)年二月二一日

京都大学医学部規程

第一部医学部医学科

第一 入 学

第一条 本学部医学科の入学資格は、修業年限四年の大学において二年以上の課程を終了し、^(マ)別に定める単位を取得したものとする。

第二条 入学志望者に対する選抜方法は、教授会で定める。

第二 授 業

第三条 授業科目は、左の通りとし、すべて必修とする。

解剖学	生理学	医学	化学
微生物学	薬理学	病理学 ^(医用動物学も含む)	
法医学	衛生学	公衆衛生学	
内科学	外科学	整形外科学	
婦人科学産科学	耳鼻咽喉科学	小児科学	
眼科学	皮膚病学微生物学	泌尿器科学	
精神医学	放射線医学	口腔外科学	

2、前項に掲げた科目の外必要に応じ、特定の科目を授

業することがある。

第四条 前条の科目は、四年に配当する。

2、科目の配当及び授業時数は、教授会で定める。

第三 試 験

第五条 試験は、必修授業科目について行う。

第六条 受験資格、試験の期日及び方法は、教授会で定める。

第七条 四年以上在学し、全試験に合格した者は、学士試験に合格した者とする。

第四 在 学

第八条 在学期間は、八年を超えることができない。

第五 転 学

第九条 他の大学医学科学生で本学部医学科に転学を志望する者があるときは、欠員のある場合に限り、教授会の議を経て選考の上転学を許可することがある。

第六 専修科生

第十条 医学について一定の事項を研究しようとする者は、専修科生として收容する。

第十一条 専修科生は、左の資格を有する者について学力を檢定し、教授会の議を経て入学を許可する。

一 医師免許証を有する者、又はその資格がある者。

二 他の学部卒業生、又はこれに相当する学力を有する者。

第十二条 専修科入学志望者は、戸籍抄本及び履歴書に入学検定料金四百円を添え学長に願ひ出でなければならぬ。

2、入学を許可された者は、入学料金四百円を納入しなければならぬ。

3、一旦納入した入学検定料及び入学料は、返還しない。

第十三条 専修科生の指導者は、教授会の議を経て学部長が定める。

第十四条 専修科生の在学は、一年とする。但し、更に研究を継続したい者は、延期を願ひ出ることが出来る。

第十五条 専修科生は、一年金三千円の研究料を前納しなければならぬ。

2、既納の研究料は、返還しない。

第十六条 専修科生で、研究料納付の義務を怠る者は、除名する。

第十七条 研究に要する材料及び薬品は、自弁とする。

第十八条 専修科生は、指導者の許可を得ないで患者を取扱ひ、又は器械を使用することはできない。

第十九条 本学通則第十八条第二十七条及び第二十八条の

規定は、専修科生に準用する。

第二部医学部薬学科

第一 入学

第一条 入学志望者に対する選抜方法は、教授会で定める。

第二 授業

第二条 授業は、一般教養科目と専門科目に分けて行ふ。

第三条 一般教養科目は、左の通りとする。

人文科学関係

哲学 心理学 教育学 第一外国語

第二外国語

社会科学関係

法学 経済学 社会学

自然科学関係

数学 物理学 化学 生物学 図学

地学

体育関係

保健教育 体育理論及び実技

第四条 専門科目は、左の通りとする。

薬化学(無機及び有機) 薬品分析学 生薬学

生薬化学 薬品製造学(無機及び有機) 薬剤学

衛生化学(裁判化学を含む) 生物薬品化学 薬理学

生理及び解剖学 病理学 公衆衛生学 生化学

物理化学 薬制 薬業経済

第五条 前二条に掲げた科目の外必要に応じ、特定の科目を授業することがある。

第六条 各科目は、四年に配当する。

2、科目の配当及び授業時数は、教授会で定める。但し、一般教養科目については、分校の定めるところによる。

第七条 第四条及び第五条に掲げた科目の外他学部の科目の聴講を希望する者は、学期の始めに願出でなければならない。

第三 試 験

第八条 専門科目の受験資格、試験の期日及び方法は、教授会で定める。

第九条 四年以上在学し、一般教養科目三十六単位以上、専門科目八十四単位以上、体育四単位以上、合計百二十四単位以上を取得した者は、学士試験に合格した者とする。

2、一般教養科目の試験については、分校の定めるところによる。

第四 在 学

第十条 在学は、八年を超えることができない。

第五 転 学

第十一条 他の大学、又は本学他学部学生で、本学部薬学科に転学を志望する者があるときは、欠員のある場合に限り、教授会の議を経て選考の上転学を許可することがある。

第六 聴 講 生

第十二条 特定の科目につき聴講を志望する者があるときは、教授会の議を経て聴講生として入学を許可することがある。

2、聴講生の取扱いその他については、別に定める。

第七 専 修 科 生

第十三条 薬学について一定の事項を研究しようとする者は、専修科生として收容する。

第十四条 専修科生は、左の資格を有する者について学力を検定し、教授会の議を経て入学を許可する。

- 一、薬剤師免許証を有する者、又はその資格がある者。
- 二、他の学部卒業生、又はこれに相当する学力を有する者。

第十五条 専修科入学志望者は、戸籍抄本及び履歴書に入

学検定料金四百円を添え学長に願ひ出でなければならぬ。

2、入学を許可された者は、入学料金四百円を納入しなければならぬ。

3、一旦納入した入学検定料及び入学料は返還しない。

第十六条 専修科生の指導者は、教授会の議を経て学部長が定める。

第十七条 専修科生の在学は、一年とする。但し、更に研究を継続したい者は、延期を願ひ出ることが出来る。

第十八条 専修科生は、一年金三千円の研究料を前納しなければならぬ。

2、既納の研究料は、返還しない。

第十九条 専修科生で、研究料納付の義務を怠る者は、除名する。

第二十条 研究に要する材料及び薬品は、自弁とする。

第二十一条 専修科生は、指導者の許可を得ないで器械を使用することはできない。

第二十二条 本学通則第十八条第二十七条及び第二十八条の規定は、専修科生に準用する。

附 則

1、この規程は、昭和二十四年六月一日から、施行する。

2、国立学校設置法第三項規定の実施に関して別段の定めをなすまでは、なお従前の規程による。

3、左の規程は、廃止する。

医学部規程（明治三十二年九月一日制定）

改正 昭二五・五・二達示八号、一〇・二達示一六号、昭二八・四・

七達示二号

〔注〕一九五四・九・二一達示第一二号で廃止。

四 学校教育法一部改正（抄）（医・歯学部六年制を規定）

〔二〕

法律第十九号

一九五四（昭和二九）年三月三十一日

学校教育法の一部を改正する法律

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五十五条に次の二項を加える。

医学又は歯学の学部において医学又は歯学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年以上とし、四年の専門の課程とこれに進学するための二年以上の課程とする。

特別の事情のあるときは、監督庁の定めるところにより、医学若しくは歯学の学部、前項の規定にかかわらず、同項に規定する専門の課程のみを置き、又は医学若しくは歯学の学部以外の学部と同項に規定する二年以上の課程を置くことができる。

第五十六条第二項を次のように改める。

前条第二項に規定する専門の課程に進学することのできる者は、同項に規定する二年以上の課程を修了した者又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

〔中略〕

附則

1 この法律中、第九十三条の改正規定は昭和二十九年四月一日から、その他の規定は昭和三十年四月一日から施行する。

〔以下略〕

五 医学部規程

〔六〕
達示第二二号
一九五四(昭和二九)年九月二日

京都大学医学部規程

第一部 医学部医学科

第一 課程

第一条 本学部医学科に次の課程をおく。

医学進学課程

専門課程

第二 入学

第二条 入学者の選抜方法は、教授会で定める。

第三条 入学者の決定は、教授会で行う。

第三 授業

第四条 授業は、進学課程における一般教育科目、補助科目(外国語)、体育と、専門課程における専門科目に分けて行う。

第五条 一般教育科目、補助科目(外国語)及び体育の配当並びに授業時数は、教養部の定めるところによる。

第六条 専門科目は、左の通りとする。

解剖学、生理学、医化学、薬理学、病理学(医用動物学を含む)、微生物学、衛生学、公衆衛生学、法医学、内科学、

精神医学、小児科学、放射線医学、外科学、整形外科、皮膚病学、微生物学、泌尿器科学、眼科学、耳鼻咽喉科学、婦人科学、産科学、口腔外科学

第七条 前条に掲げた科目の外、必要に応じ、特定の科目を授業することがある。

第八条 専門科目の配当及び授業時数は、教授会で定める。

第四 試験

第九条 進学課程における試験については、教養部の定めるところによる。

第十条 進学課程に二年以上在学し、所定の単位を取得した者は、進学課程を修了した者とする。

2 前項の認定は、教授会で行う。

第十一条 専門科目の受験資格、並びに試験の期日及び方法は、教授会で定める。

第十二条 専門課程に四年以上在学し、全試験に合格した者は、学士試験に合格した者とする。

第五 在学

第十三条 在学期間は、進学課程四年、専門課程八年を超えることができない。

第六 転学及び転科

第十四条 本学他学部又は他の大学の学生で本学部医学科

に転学を志望する者、又は本学部薬学科学生で転科を志望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、教授会の議を経て許可することがある。

第七 研究生

第十五条 医学について特定の事項を研究しようとする者は、研究生として入学を許可する。

2 研究生は、指導者の指導を受け、研究に従事する。

第十六条 研究生は、次の資格を有する者について学力を検定し、教授会の議を経て、入学を許可する。

一 医師免許証を有する者、又はその資格がある者

二 歯科医師免許証を有する者、又はその資格がある者

三 薬剤師免許証を有する者、又はその資格がある者

四 本学及び他大学の卒業生、又はこれに相当する学力を有する者

2 研究生の許可は、毎学期の始めとする。但し、特別の事情があるときは、この限りでない。

第十七条 研究生として入学を志望する者は、研究事項を記載した願書に戸籍抄本及び履歴書を添え、総長に願出で、且つ、検定料金二百五十円を納付しなければならぬ。

2 受理した検定料は、返還しない。

第十八条 入学を許可された者は、入学金二百五十円を納付しなければならない。

2 受理した入学金は、返還しない。

第十九条 研究生の指導者は、教授会の議を経て定める。

第二十条 研究生の在学は、一年とする。但し、更に研究を継続したい者は、延期を願ひ出ることが出来る。

2 延期は、教授会の議を経て、許可する。

3 在学期間は、七年を超えることができない。

第二十一条 研究生は、一年金四千二百円の研究料を前納しなければならない。

2 特別の事由あるものについては、別に定める減免又は分納規程による。

3 既納の研究料は、返還しない。

第二十二条 研究に要する材料及び薬品は、自弁とする。

第二十三条 本学通則第十一条、第十九条、第二十七条及び第二十八条の規定は、研究生に適用する。

第二部 医学部薬学科

第一 入学

第二十四条 入学者の選抜方法は、教授会で定める。

第二十五条 入学者の決定は、教授会で行う。

第二 授業

第二十六条 授業は、一般教育科目、補助科目(外国語)、体育と専門科目に分けて行う。

第二十七条 一般教育科目、補助科目(外国語)及び体育の配当並びに授業時数は、教養部の定めるところによる。

第二十八条 専門科目は、左の通りとする。

薬化学(無機及び有機) 薬品分析化学 生薬学

生薬化学 薬品製造学(無機及び有機) 薬剤学

衛生化学(裁判化学を含む) 生物薬品化学 薬理学

生理学 解剖学 病理学 公衆衛生学 生化学

物理化学 薬業経済 薬制

第二十九条 前条に掲げた科目の外、必要に応じ特定の科目を授業することがある。

第三十条 専門科目の配当及び授業時数は、教授会で定める。

第三 試験

第三十一条 専門科目の受験資格、並びに試験の期日及び方法は、教授会で定める。

第三十二条 四年以上在学し、一般教育科目中、人文科学、社会科学、自然科学の三系列に亘つて、それぞれ三科目十二単位以上、合計九科目三十六単位以上、専門科目八十四単位以上、体育四単位以上、合計百二十四単位以上、

外に英語、独語、仏語の内二つについて、それぞれ八単位以上を取得した者は、学士試験に合格した者とする。

2 一般教育科目、補助科目(外国語)、体育の試験については、教養部の定めるところによる。

第四 在学

第三十三条 在学は、八年を超えることができない。

第五 転学及び転科

第三十四条 本学他学部又は他の大学の学生で本学部薬学科に転学を志望する者、又は本学部医学科学生で、転科を志望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、教授会の議を経て許可することがある。

第六 聴講生

第三十五条 特定の科目につき聴講を志望する者があるときは、教授会の議を経て、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生の取扱いはその他については、別に定める。

第七 研究生

第三十六条 薬学に関する研究生については、第一部医学科第七研究生の規定を準用する。

附則

1 この規程は、昭和三十年四月一日から施行する。

2 昭和二十五年二月二十一日制定医学部規程は、廃止する。但し、旧規程による入学者については、別段の定めをなさない限り、なお旧規程を適用する。

改正

昭三〇・四・五達示一二号、昭三一・三・二〇達示六号、四・一〇達示一号、昭三四・一・二七達示一号、四・二達示九号、昭三五・四・一一達示八号、昭三六・七・四達示九号、昭三八・四・二三達示八号、昭三九・六・二三達示一号、昭四〇・四・二三達示七号、昭四一・三・二二達示八号、昭四二・七・四達示一七号、昭四五・七・七達示二六号、昭四七・五・二三達示二〇号、昭五〇・五・六達示二〇号、昭五一・三・二六達示八号、昭六〇・三・二七達示二号、昭六二・一一・一六達示二二号、平三・一二・二三達示一号、平四・三・一一達示七号、一一・一二・二三達示六二号、平五・三・一一達示三〇号、平六・三・二九達示五号

六 大学院医学研究科規程

〔六〕

達示第一七号
一九五五(昭和三〇)年七月一九日

京都大学大学院医学研究科規程

第一 専攻

第一条 博士課程に次の専攻を置く。

生理系

病理系

社会医学系

内科系

外科系

第二入 学

第二条 入学手続及び入学者選抜方法は、医学部教授会で定める。

第三条 入学者の決定は、医学部教授会で行う。

第三 転 科

第四条 通則第三十四条により本研究科に転科を志望する者には、医学部教授会の議を経て許可することがある。

第四 授業及び学修方法

第五条 科目、単位数及び授業時間数は、研究科会議で定める。

第六条 各学生の指導教授は、研究科会議で定める。

2 学生は、学修につき指導教授の指導を受けなければならない。

第七条 学生は、毎学年の始めに学修する科目を定め、承認を受けなければならない。

第八条 他研究科の科目の学修を希望する者は、学年始めに願い出なければならない。

2 他研究科の科目の学修については、当該研究科の規程による。

第九条 転科前に、本学又は他大学の大学院で学修した科目、単位数及び在学年数の一部又は全部を研究科会議の議を経て通算することができる。

第五 試 験

第十条 試験は、科目ごとに適宜行う。

2 試験を行う教官については、研究科会議で定める。

第十一条 試験を受けようとする者は、受験科目を届け出なければならない。

2 前項の届出期日は、あらかじめ告知する。

第六 論文審査

第十二条 研究論文は、研究科会議で定めた教官の調査の結果にもとずいて、研究科会議で審査する。

第十三条 通則第四十条第四項により学位を得ようとする者は、研究論文を提出し、且つ、専攻学術に関し、大学の博士課程を終えた者と同等以上の学識を有することを確認しなければならない。

第十四条 前条の専攻学術に関する学識の確認は、筆答試験及び口頭試験により行う。ただし、研究科会議の議を経て他の方法によることができる。

2 提出論文の審査は、大学院の博士課程における論文審査と同一の手続による。

第七 外国学生、委託生、聴講生

第十五条 外国学生、委託生及び聴講生として入学を志望する者には、医学部教授会の議を経て許可することがある。

2 聴講生は、願出により聴講した科目について受験することができ、合格した科目に対しては、医学研究科会議の議を経て証明書を交付する。

附則

この規程は、昭和三十年七月十九日から施行し、昭和三十年四月一日から適用する。

改正

昭三二・一〇・一総長裁定、昭三三・五・三総長裁定、七・九達示一〇号、昭三四・一・二四達示二四号、昭四九・三・二六達示二三号、昭五二・三・一五達示一四号、昭五四・一・二一八達示三二号、昭六〇・五・二二達示八号、平二・六・二六達示二五号、平五・三・一二達示三九号、平七・一・二二四達示四号、平八・二・二〇達示四号、三・二六達示八号

七 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔皮膚病特別研究施設設置〕

文部省令第七号

一九五七(昭和三十三年)四月一〇日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和二十四年文部省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第四〔中略〕京都大学の項中「助産婦学校」の下に「皮膚病特別研究施設」を〔中略〕加える。

〔中略〕

附則

この省令は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

八 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔脳神経研究施設設置〕

〔中略〕

文部省令第一一号

一九六七(昭和四十二年)五月二日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六京都大学の項中「皮膚病特別研究施設」の下に「脳神経研究施設」を〔中略〕加え〔る〕。

〔中略〕

附則

1 この省令は、昭和四十二年六月一日から施行する。

〔以下略〕

九 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔動物実験施設

設置〕

文部省令一九号

一九七二(昭和四七)年五月一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一

号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項中〔中略〕「脳神経研究施設」の下に「動物実験施設」を〔中略〕加え〔る〕。

〔中略〕

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

一〇 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔代謝研究施設設置〕

文部省令第一〇号

一九七三(昭和四八)年四月二日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一

号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項中〔中略〕

医学部	看護学校、助産婦学校、臨床検査技師学校、皮膚病特別研究施設、脳神経研究施設、動物実験施設
	を

医学部	看護学校、助産婦学校、臨床検査技師学校、皮膚病特別研究施設、脳神経研究施設、代謝研究施設、動物実験施設
薬学部	薬用植物園

に改め(る)。

〔中略〕

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

一一 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔先天異常標

本解析センター設置〕

文部省令第八号
一九七五(昭和五〇)年四月一日

国立学校設置法施行規則等の一部を改正する省令

(国立学校設置法施行規則の一部改正)

第一条 国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項中〔中略〕「動物実験施設」の下に「先天異常標本解析センター」を加え(る)。

〔中略〕

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

一二 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔代謝研究施設を免疫研究施設に改組〕

文部省令第二十一号
一九七七(昭和五二)年四月一八日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項中〔中略〕「代謝研究施設」を「免疫研究施設」に改め(る)。

〔中略〕

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

一三 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔総合解剖センター設置〕

文部省令第八号

一九七九(昭和五四)年三月三十一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項中〔中略〕「先天異常標本解析センター」の下に「総合解剖センター」を加え〔る〕。

〔中略〕

附則

1 この省令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

〔以下略〕

一四 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔皮膚病特別研究施設廃止〕

文部省令第九号

一九八五(昭和六〇)年四月一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項中「皮膚病特別研究施設」を削〔る〕。

〔中略〕

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

一五 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔脳神経研究施設廃止〕

文部省令第十五号

一九九〇(平成二)年六月八日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項中〔中略〕「脳神経研究施設、免疫研究施設」を「免疫研究施設」に改め〔る〕。

〔中略〕

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

（四） 大学院医学研究科・医学部

一 国立学校設置法施行規則一部改正（抄）〔医学研究科長

設置〕

〔二〕

一六 国立学校設置法施行規則一部改正（抄）〔免疫研究施設

廃止〕

〔二〕

文部省令第一七号

一九九三（平成五）年四月一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一

号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第八条の二中〔中略〕「京都大学大学院法学研究科」を

「京都大学大学院法学研究科

京都大学大学院理学研究科

に改める。

京都大学大学院医学研究科」

〔中略〕

附則

1 この省令は、平成七年四月一日から施行する。

〔以下略〕

号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六〔中略〕「京都大学の項中〔中略〕」〔免疫研究施設、

を削（る）。

〔中略〕

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

(五) 附属病院

一 医科大学附属医院規程

達示第二二号
一八九九(明治三二)年二月一日

附属医院規程

第一条 本院ハ医学ノ研究及授業ノ目的ヲ以テ患者ヲ治療スル所トス

第二条 患者ヲ分テ入院患者及外来患者ノ二種トス

第三条 入院患者ハ施療ヲ主トシ傍ラ私費入院ヲモ許可スルモノトス

但私費患者ニ要スル費用ハ別ニ之ヲ定ム

第四条 外来患者ノ費用ハ患者ノ自弁トス

但病症ニ依リ治療上一切ノ費用ヲ徴収セサルコトアル

ヘシ

第五条 本規程ノ施行ニ関スル細則ハ大学総長之ヲ定ム

[注] 一九一九・四・一達示第五号で医学部附属医院規程に改称。
一九五〇・二・二一達示第二号で廃止。

二 医学部附属医院協議会規程

(二四)

一九四六(昭和二一)年九月二三日

医院協議会規程

一、医院ニ医院協議会ヲ設ケ部長並ニ薬局長、事務長ヲ以テ組織ス

一、医院協議会ハ院務ニ関スルコトヲ協議ス

一、医院協議会ハ毎月一回医院長之ヲ召集ス

但必要アル場合ハ臨時ニ召集スルコトヲ得

一、医院協議会ハ現員ノ二分一以上出席スルニアラサレバ開会スルコトヲ得ズ

一、医院協議会ハ出席者ノ二分ノ一以上ノ賛成ヲ得ルニアラサレバ議決スルコトヲ得ズ

改正

昭三四・五・二〇、昭三七・四・二三、昭四一・一二・一九、
昭四三・二・一九、昭四九・六・二五、平六・五・二四

三 国立学校設置法(附属病院を規定)

(二)

法律第一五〇号
一九四九(昭和二四)年五月三十一日

第五条

[本文は二七頁参照]

四 医学部附属病院規程

〔六〕
達示第二号

一九五〇（昭和二五）年二月二一日

第一条 本院は、医学の研究及び授業の目的を以て患者を診療する所とする。

第二条 患者に要する経費は国費及び私費とする。但し、私費患者の費用については別に定める。

第三条 本規程の施行に関する細則は、学長が之を定める。

附 則

1 明治三十二年十二月十一日制定の附属医院規程は廃止する。

2 本規程は、昭和二十四年六月一日より施行する。

〔注〕一九六六・一二・二〇達示第一八号で廃止。

五 医学部附属病院規程

〔六〕
達示第一八号

一九六六（昭和四一）年二月二〇日

京都大学医学部附属病院規程

第一条 この規程は、京都大学医学部附属病院（以下「病院」

という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第一条 病院に、病院長を置く。

2 病院長は、医学部の専任の教授をもつてあてゐる。

3 病院長は、病院の院務を掌理する。

第三条 病院に、次の診療科を置く。

第一内科

第二内科

第三内科

第一外科

第二外科

眼科

産科婦人科

小児科

皮膚科

泌尿器科

耳鼻咽喉科

整形外科

精神科神経科

歯科口腔外科

放射線科

麻酔科

脳神経外科

第四条 診療科に、部長および副部長を置く。

2 部長は、医学部の当該講座担当の教授をもつてあてゐる。

3 部長は、診療科の業務をつかさどる。

4 副部長は、医学部の当該講座または当該診療科の助教授または講師をもつてあてゐる。

5 副部長は、部長の職務を助ける。

第五条 診療科に、外来医長および病棟医長を置く。

2 外来医長および病棟医長は、当該診療科の講師をもつてあてゐる。ただし、やむを得ない事情があるときは、当該診療科の助手をもつてあてゐることができる。

3 外来医長は外来患者の診療を、病棟医長は入院患者の診療をそれぞれ分掌する。

第六条 病院に、中央診療施設として中央検査部、中央手術部、中央放射線部および中央材料部ならびに理学的療法部および麻酔部を置く。

2 部の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 中央検査部 患者の診療に必要な各種の臨床検査に關すること。

二 中央手術部 手術の実施および手術室の利用に關すること。

三 中央放射線部

レントゲン部門 放射線発生装置を用いる患者の診療および同装置の利用に關すること。

同位元素部門 放射性同位元素を用いる患者の診療および同元素の保管に關すること。

四 中央材料部 診療に要する器具、材料等の消毒および供給に關すること。

五 理学的療法部 理学療法による患者の診療ならびにその器材および施設の利用に關すること。

六 麻酔部 手術患者の麻酔に關すること。

第七条 前条の部に、部長を置く。

2 部長は、医学部の専任の教授をもつてあてゐる。

3 部長は、部の業務をつかさどる。

4 特に必要があると認められるときは、部に副部長を置くことができる。

5 副部長は、医学部または病院の助教授または講師をもつてあてゐる。

6 副部長は、部長の職務を助ける。

第八条 病院に、看護部を置く。

第九条 看護部に、総看護婦長、副総看護婦長、看護婦長および看護長を置く。

2 総看護婦長、副総看護婦長、看護婦長および看護長は、技術職員をもつてあてゐる。

3 総看護婦長は、看護に関する業務をつかさどる。

4 副総看護婦長は、総看護婦長の職務を助ける。

5 看護婦長および看護長は、所属の看護職員を指揮し、看護に関する業務を処理する。

第十条 病院に、薬剤部を置く。

第十一条 薬剤部に、薬剤部長および副薬剤部長を置く。

2 薬剤部長は、医学部または薬学部の教授をもつてあてゐる。

3 薬剤部長は、薬剤部の業務をつかさどる。

4 副薬剤部長は、技術職員をもつてあてゐる。

5 副薬剤部長は、薬剤部長の職務を助ける。

第十二条 病院に、栄養治療室および狂犬病治療室を置く。

2 前項の室に、主任を置く。

3 主任は、医学部または病院の助教授をもつてあてゐる。

4 主任は、室の業務をつかさどる。

第十三条 病院に、病院運営に関する重要事項を協議するため、協議会を置く。

2 協議会は、診療科の部長、薬剤部長、事務部長および医学部の臨床系附属研究施設の長をもつて組織する。

3 協議会の議事の運営に関する事項は、協議会の議に基づき病院長が定める。

第十四条 病院の事務組織については、京都大学分課規程の定めるところによる。

第十五条 この規程に定めるもののほか、病院の内部組織については、病院長が定める。

附則

1 この規程は、昭和四十二年一月一日から施行する。

2 京都大学医学部附属病院規程(昭和二十五年二月二十一日達示第二号制定)は、廃止する。

3 麻酔科には、第五条第一項の規定にかかわらず、当分の間、病棟医長を置かないものとする。

改正

昭四三・一二三達示二号、昭四五・三・二五達示八号、六・九達示二二号、昭四八・五・八達示三三三号、昭四九・六・一一達示二五号、九・二四達示一八号、昭五一・五・二五達示二六号、一〇・二六達示三八号、昭五二・一一・八達示三七号、昭五三・一〇・三一達示四二二号、昭五五・二・一九達示九号、五・二〇達示一七号、昭五六・五・一九達示二二二号、昭五七・五・二五達示一二三三号、昭五八・一二・六達示二四号、昭六〇・六・二五達示一六号、昭六一・六・一七達示二六号、昭六二・七・七達示一六号、平元・六・二七達示一六号、一二・二達示二八号、平三・四・三〇達示一二三三号、平五・五・一一達示五四号、平六・五・二四達示九号、平七・五・九達

示一八号、平九・五・一三達示四〇号

一〇 大学院薬学研究科・薬学部

(一) 薬学部

一 大学院薬学研究科規程

達示第一一号
一九五三(昭和二八)年四月七日

京都大学大学院薬学研究科規程

第一 専攻

第一条 修士、博士の両課程に、次の専攻を置く。

薬学

第二 入学

第二条 入学手続及び入学者選抜方法は、医学部教授会で定める。

第三条 入学者の決定は、医学部教授会で行う。

第三 転科

第四条 通則第三十四条により本研究科に転科を志望する

者には、医学部教授会の議を経て、許可することがある。

第四 授業及び学修方法

第五条 科目、単位数及び授業時間数は、研究科会議で定める。

第六条 学生は、毎学年の始めに学修する科目を定め、承認を受けなければならない。

第七条 他研究科の科目の学修を希望する者は、学年始めに願い出でなければならない。

第八条 各学生につき、指導教授を定める。

2 学生は、学修につき、指導教授の指導を受けなければならない。

第九条 転科前に、本学又は他大学の大学院で学修した科目、単位数及び在学年数の一部又は全部を研究科会議の議を経て、通算することができる。

第五 試験

第十条 試験は、毎学年の終りに行う。但し、特別の事情があるときは、その時期を変更することができる。

第十一条 試験を受けようとする者は、受験科目を届け出でなければならない。

2 前項の届出期日は、予め告知する。

第六 論文審査

第十二条 研究論文は、研究科会議で定めた教官の調査の結果にもとづいて、研究科会議で審査する。

第十三条 通則第四十条第四項により学位を得ようとする者は、研究論文を提出し、且つ、専攻学術に関し、大学院の博士課程を終えた者と同等以上の学識を有することを確認されなければならない。

第十四条 前条の専攻学術に関する学識の確認は、筆答試問及び口頭試問により行う。但し、研究科会議の議を経て他の方法によることができる。

2 提出論文の審査は、大学院の博士課程における論文審査と同一の手続による。

附則

この規程は、昭和二十八年四月一日から施行する。

改正 昭三〇・一・二五達示二号、昭三二・一〇・一、昭三二・五・二三総長裁定、昭三四・一一・二四達示二五号、昭三五・四・一二達示一一号、昭四〇・五・一一達示九号、昭四九・五・一四達示二二号、昭五二・三・一五達示一五号、平二・六・二六達示二六号、平五・三・一二達示四〇号、六・一二達示五九号、平七・一二四達示四号、九・二六達示二八号、平八・二・二〇達示四号、平九・三・一八達示六号

二 国立学校設置法一部改正〔抄〕〔薬学部設置〕〔一〕

法律第一六号
一九六〇（昭和三五）年三月三十一日

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法（昭和二十四年法律第一百五十号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第三条の表〔中略〕京都大学の項中「医学部」を「医学部薬学部」に改め〔る〕。

〔中略〕

附則

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

〔以下略〕

三 薬学部規程

〔二六〕
達示第九号
一九六〇（昭和三五）年四月二二日

京都大学薬学部規程

第一学 科

第一条 本学部に薬学科を置く。

第二 入学

第二条 入学者の選抜方法は、教授会で定める。

第三条 入学者の決定は、教授会で行なう。

第三 修学

第四条 四年の修学期間を前期二年および後期二年に分け、一般教育科目、外国語科目、基礎教育科目および保健体育科目は、前期二年に、専門教育科目は、後期二年に配当する。ただし、若干の専門教育科目を前期二年に配当することがある。

第五条 一般教育科目、外国語科目、基礎教育科目および保健体育科目の配当並びに授業時数は、教養部の定めるところによる。

第六条 前期二年において、次の単位を修得した者でなければ、後期二年における専門教育科目を履修することができない。

一般教育科目 人文科学、社会科学、自然科学の三系列にわたり、それぞれ三科目十二単位以上、合計三十六単位以上
外国語科目 英語およびドイツ語、又は英語およびフランス語のいずれか二か国語につき、そ

れぞれ八単位以上、合計十六単位以上

基礎教育科目 十四単位以上

保健体育科目 講義および実技それぞれ二単位以上、合計四単位以上

計四単位以上

2 前項に定める単位のうち、一般教育科目につき四単位以内、外国語科目につき一科目に限り二単位以内、基礎教育科目につき二単位以内、保健体育科目につき二単位以内不足する者は、前項の規定にかかわらず後期における専門教育科目を履修することができる。

3 前項の不足単位の修得については、別に定める。

第七条 専門教育科目の学修は、科目の学修および特別実習とする。

第八条 専門教育科目およびその授業時数の配当、並びに単位数は、教授会で定める。

第四 試験

第九条 専門教育科目の試験の期日および方法は、教授会で定める。

2 一般教育科目、外国語科目、基礎教育科目および保健体育科目の試験については、教養部の定めるところによる。

第十条 四年以上在学し、第六条第一項に定める単位のは

か、専門教育科目を八十四単位以上修得した者は、学士試験に合格した者とする。

第五 在学

第十一条 在学は、八年を超えることができない。

第六 転学

第十二条 本学の他学部学生又は他大学の学生で本学部に転学を志望する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て許可することがある。

第七 聴講生

第十三条 特定の科目につき、聴講を志望する者があるときは、教授会の議を経て、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生の取り扱いその他については、別に定めるところによる。

第八 研究生

第十四条 薬学に関する特定の事項を研究しようとする者は、研究生として入学を許可する。

2 研究生は、指導教授の指導を受け研究に従事する。

第十五条 研究生は、次の資格を有する者について学力を検定し、教授会の議を経て、入学を許可する。

一 大学を卒業した者、又はこれに相当する学力を有す

ると認めた者

二 薬剤師の免許証を有する者、又はその資格がある者
2 研究生の入学は、毎学期の初めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

第十六条 研究生として入学を志望する者は、研究事項を記載した願書に戸籍抄本、履歴書および検定料金五百円を添え、総長に願い出なければならない。

2 既納の検定料は、返還しない。

第十七条 入学を許可された者は、入学金五百円を納付しなければならない。

2 既納の入学金は、返還しない。

第十八条 研究生の指導教授は、教授会で定める。

第十九条 研究生の在学は、一年とする。ただし、更に研究を継続したい者は、在学の延期を願い出ることができる。

2 延期は、教授会の議を経て、許可する。

3 在学期間は、七年を超えることができない。

第二十条 研究生は、一年金七千二百円の研究料を前納しなければならない。

2 既納の研究料は、返還しない。

第二十一条 研究に要する材料および薬品は、研究生の自

弁とする。

第二十二條 本學通則第十一條、第十九條、第二十七條および第二十八條の規定は、研究生に準用する。

附則

1 この規程は、昭和三十五年四月十二日から施行し、昭和三十五年四月一日から適用する。

2 昭和三十五年三月三十一日現在医学部薬学科に在学する学生、聴講生又は研究生は、別段の定めをしない限り、昭和三十五年四月一日付で、薬学部薬学科の学生、聴講生又は研究生として転学させるものとする。

3 前項の規定により薬学部薬学科に転学されたものについては、医学部薬学科における在学年限は、薬学部薬学科における在学年限とみなし、医学部薬学科において履修した科目の単位は、薬学部薬学科において履修したものとみなす。

4 附則第二項の規定により薬学部薬学科に転学された研究生のうち昭和三十一年三月三十一日以前に入学したものの研究科については、第二十條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

改正 昭三六・五・九達示六号、昭三八・四・二三達示九号、昭四一・一二・一二達示八号、昭四五・七・七達示二七号、昭四七・

四・一八達示一四号、昭四八・三・六達示一一号、昭五〇・五・六達示二二号、昭五一・三・二六達示九号、昭五八・二・二三達示四号、平五・一・一二達示六号、三・一二達示三二号、一〇・一達示七一号、平九・三・一八達示三号

四 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔薬用植物園設置〕

文部省令第一〇号
一九七三(昭和四八)年四月一二日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令
国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項中〔中略〕

を

医学部	看護学校、助産婦学校、臨床検査技師学校、皮膚病特別研究施設、脳神経研究施設、動物実験施設
医学部	看護学校、助産婦学校、臨床検査技師学校、皮膚病特別研究施設、脳神経研究施設、動物実験施設、代
薬学部	薬用植物園

に改め〔る〕。

〔中略〕

附則

この省令は、公布の日から施行する。

(二) 大学院薬学研究科・薬学部

一 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔薬学研究科長設置〕

文部省令第一三三号
一九九七(平成九)年三月三十一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第八条の二中〔中略〕「京都大学大学院医学研究科」を

「京都大学大学院医学研究科」
「京都大学大学院薬学研究科」に〔中略〕改める。

〔中略〕

附則

1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

〔以下略〕

一一 大学院工学研究科・工学部

(一) 理工科大学

〔理工科大学時代の法令・規則は、本章「八 大学院理学研究科・理学部」参照〕

(二) 工科大学

一 京都帝国大学ニ関スル件一部改正〔理工科大学を理科大学、工科大学に分離〕

勅令第一四五号
一九一四(大正三)年七月四日(官報七月六日)

明治三十年勅令第二百九号中左ノ通改正ス

第二条 京都帝国大学ノ分科大学ハ法科大学、医科大学、工科大学、文科大学及理科大学トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際休職京都帝國大学理工科大学教授及助教授ニ付テハ其ノ休職期間中仍其ノ官ヲ存置ス

二 明治三十六年勅令第六十八号一部改正（工科大学に講座設置）

（一）

勅令第一四六号

一九一四（大正三）年七月四日（官報七月六日）

明治三十六年勅令第六十八号中左ノ通改正ス

「文科大学及理工科大学」ヲ「工科大学文科大学及理工科大学」ニ改ム

工科大学

医科大学ノ部ノ次ニ左ノ如ク加フ

土木工学

機械工学

電気工学

採 鉱 学

冶 金 学

材料強弱学

材料強弱学

四講座

五講座

四講座

三講座

三講座

一講座

構造強弱学

建築学

工業化学

工科大学ノ部ノ次ニ左ノ如ク加ヘ理工科大学ノ部ヲ削ル

理科大学

数 学

物 理 学

化 学

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一講座

一講座

四講座

三講座

四講座

四講座

三 工科大学規程

工科大学規程

第一 授業

第一条 本学所定ノ学科左ノ如シ

土木工学科

機械工学科

電気工学科

採鉱冶金学科

一九一四（大正三）年七月七日

（一五）

工業化学科

第二条 各学科ニ於ケル科目及時数ヲ定ムルコト左ノ如シ
土木工学科

鉄 冶 金 学	機 械 工 学 大 要	隧 工 道 法	施 工 法	道 路 学	測 地 学	測 量 学	建 築 材 料	學 第 二 部	學 第 一 部	學 第 一 部	誤 差 論	力 学	数 学 第 二 部	数 学 第 一 部	週 数	每 週 時 数
三五	三五	九	二〇 二六	二〇 二六	二〇 二六	二〇 二六	一五	三五	三五	一五	二〇 二五	二〇	一五	一五	二	三
一	三	二	二 三	二 一	二	二	三	三	五	二	一	二	二	三		

測 量 演 習	製 木 行 政 法	土 業 經 濟 学	工 業 震 学	地 震 学	材 料 試 驗 法	電 氣 工 学 大 要	建 築 構 造	衛 生 工 学 第 一 部	衛 生 工 学 第 二 部	河 海 工 学 第 一 部	河 海 工 学 第 二 部	河 海 工 学 第 三 部	鐵 道 及 市 街 鐵 道 第 三 部	鐵 道 及 市 街 鐵 道 第 二 部	鐵 道 及 市 街 鐵 道 第 一 部	橋 梁 第 三 部	橋 梁 第 二 部	橋 梁 第 一 部
二 四	一 五	二 三	二 〇	一	二 二	二 五	二 五	三 五	三 五	一 五	一 五	一 五	二	二 四	三 〇	三 〇	二 〇	二 〇
三 六	六	二	二	二	三 一	二	四	六	四	三 五	二	四	三	三 四	三	三	三	三

橋梁設計製図第一部	橋梁設計製図第二部	橋梁設計製図第三部	河海工学設計製図	衛生工学設計製図	※実地演習第一部	※実地演習第二部	機械工学科	数学第一部	数学第二部	力学	材料強弱学第一部	材料強弱学第二部	機械設計法	水力学及水力発動機	蒸気機関	機械製造法
二九	一五	一二	一一	九	七	一三		一五	二〇	二〇	三五	三五	三五	三五	二五	二五
週数																
每週時数																
三六	一五	一二	九六	一二	一	一		三	二	二	一二	二	一	三	三	二
実験工学	材料学	熱力学及熱力発動機	機械運動学及力学	鉄道車輛	船用機関	紡織機	揚水機	起重機	送風機	暖房及換気法	電氣工学大要	鉄冶金学	製造冶金学	工場建築法	工業経済学	設計製図第一部
三五	三五	二五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	二〇	二〇	二〇	三五	二〇	二〇	二〇	三五
設計製図第三部	設計製図第二部	設計製図第一部														
二〇	三五	三五														
一	一	二四	一	二	二	二	二	二	二	二	四	一	三	二	二	一八
二	一六	二														二八

[illegible]

実験 第二部	四九	九	電気工学大要	二〇五	四二	二〇五	四二
設計製図第一部	二〇五	三三	採鉱学第一部	三五	三	三五	三
設計製図第二部	四〇五	二八	採鉱学第二部	三五	二	三五	二
※実地演習	一七		採鉱学第三部	三五	二	三五	
採鉱冶金学科	○印ノモノハ其中二科ヲ必修科目トシ(随)印ノモノハ随意科目トス		鉦山機械	三五	三	三五	三
第一科	週数	毎週時数	火薬学	二〇	講義 実験 合計		八一
	週数	毎週時数	選鉦学	二〇五	二	二〇五	二
第二科	週数	毎週時数	冶金学総論	三五	二	三五	二
	週数	毎週時数	冶金学各論第一部	二〇五	二	二〇五	二
鉦物学	三五	二二	冶金学各論第二部	二〇五	二	二〇五	二
地質学第一部	二〇	一一	電気冶金学	三五		三五	
地質学第二部	二〇	二二	鉄冶金学	三五	一	二〇五	二
鉦床学	三五	二	製造冶金学	一	三	二〇	三
測量	一五	三二	金属組織学			〇	二
鉦山測量	二〇	二	試金術	三五	二	二〇五	二
構造強弱学	三五	二一		三五	二	二〇五	二
工場建築法	二〇	二		三五	二	二〇五	二
機械工学大要	三五	三		三五	二	二〇五	二

吹管分析	一五	講義	三一	一五	講義	三一	地質学実地演習	二	二
瓦斯及工業分析	一一	講義	三一	一一	講義	三一	鉍山測量演習	二	二
石油 鉍業	九	實驗	三一	一一	實驗	三一	※実地演習第一部	五	五
採鉍計画	一一						※実地演習第二部		
鉍山法規	二〇						※特別講義		
工業經濟学	二〇						物理化学(隨)		三五
設計製図第一部	三五						無機工業化学(隨)		二〇
設計製図第二部	三五						工業化学科		
化学分析実験第一部	九一五						◎及○印ヲ付シタルモノハ其一組ヲ選ムモノトシ □及△印ヲ付シタルモノハ其一ヲ選ムモノトス	第一科	第二科
化学分析実験第二部	一五						物理化学	週数	週数
化学分析実験	九一五						分析化学	每週時数	每週時数
※電気工学実験	九						無機化学	三五	三五
鉍床学実験	一一						有機化学	三五	三五
採鉍学実験	九						無機工業化学	二〇	二〇
選鉍学実験	二二						大要	二	二
冶金学実験	一一						有機工業化学	一五	一五
電気冶金学実験	八						大要第一部	二	二
冶金学実験	八						有機工業化学	二〇	二〇
鐵冶金学実験	八						大要第二部	二	二
	八						燃料論及築窯法	二〇	二〇

瓦斯製造工業	一五	三	一五	三	澱粉及糖類	一五	三
石灰セメント	三五	二	三五	二	醸造化学及其 応用	二〇	一五
煉瓦及耐火物	二〇	一	二〇	二	醸造化学特論□	一五	一五
製紙工業	一五	二	一五	二	油、脂肪及其 応用	二〇	二
工業用藥品製 造法	三五	一	三五	一	火藥學	二〇	二
応用電気化学 大要	三五	二	三五	二	製造冶金学	二〇	二
応用電気化学 ◎	一五	一	一五	一	工場建築法	三五	二
特論	三五	一	三五	一	機械工学大要	二〇	二
応用電気化学 ◎	三五	一	三五	一	電気工学大要	二〇	二
写真術及写真 製版術	三五	一	三五	一	応用鉱物岩石 学実験	二〇	二
写真化学及其 応用	三五	二	三五	二	無機化学実験	一五	一
写真化学特論○	一五	一	一五	一	有機化学実験	一五	一
無機酸類人造肥料 及アルカリ工業	三五	二	三五	二	化学分析実験	二〇	二
ガラス、エナ メル及陶磁器	三五	二	三五	二	工業分析実験	一五	一
纖維論	三五	一	三五	一	工業化学実験	二〇	二
染色化学及其 応用	三五	一	三五	一	特別実験	二〇	二
染色化学特論△	一五	二	一五	二	設計製図	一五	一

製図第一部 三五 三 三五 三
製図第二部 二〇 六 二〇 六

第三条 各学科ノ科目ハ三学年ニ配当シテ之ヲ授ク

第四条 第一学年ノ課程ヲ修了セシ者ニアラサレハ第二学年以後ノ科目ノ授業ヲ受クルコトヲ許サス

但特別ノ事由アルトキハ教授会ノ議ヲ經テ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第五条 第一学年ノ課程ヲ修了セサル者ハ試問未了又ハ不合格ノ科目全部ヲ再ヒ学習スルヲ要ス

但前条但書ニ依リ許可ヲ得タル場合ハ此限りニアラス
第六条 病氣其他ノ事項ニ依リ出席スルコト能ハサル者ハ其旨教室ニ届出ツヘシ

第二 試問

第七条 試問ヲ分チテ科目試問及卒業試問トス

第八条 試問ノ成績ハ百点ヲ以テ満点トシ六十点以上ヲ以テ合格トス

第九条 科目試問ハ各科目ニ就キ聴講ヲ了ヘタル者ニ対シテ之ヲ行フ

第十条 実験製図等ノ科目ノ評点ハ試問ヲ行ハスシテ之ヲ附スルコトアルヘシ

第十一条 記号※ヲ附シタル科目ニアリテハ評点ヲ附セス

第十二条 第一学年ノ課程及第二第三兩学年ノ課程ノ各科目試問ニ合格点ヲ得タル者ハ該課程ヲ終了シタルモノトス

前項ノ資格ヲ完備セサル者ト雖モ其成績ニ依リ教授会ノ議ヲ經テ修了者ト認定スルコトアルヘシ

第十參条 卒業試問ハ全部ノ課程ヲ修了シ且記号※ヲ附シタル科目ヲ履修シタル者ニ対シ学長ノ指名シタル試問委員之ヲ行フ

第十四条 卒業試問ヲ受ケントスル者ハ其旨学長ニ申出ツ

ヘシ

第十五条 卒業試問ハ論文ノ判定及口頭試問又ハ筆記試問及口頭試問トス

但口頭試問ハ試問委員ノ見込ニ依リ特ニ之ヲ行ハサルコトアルヘシ

第十六条 卒業者ノ席次ハ各科目試問ノ平均点ヲ三倍シ卒業試問ノ評点ヲ加ヘ四分シタル数ニ依リ之ヲ定ム

第三 在学

第十七条 第一学年ノ課程ノ修了ハ二ヶ年ヲ超ユルコトヲ得ス

但第四条但書ニ依リ許可セラレタル場合ハ三ヶ年ニ亘ルコトヲ得

第十八条 在学ハ六年以上ニ亘ルコトヲ許サス

第十九条 兵役ノ為メ授業若クハ試問ニ出席スルコトヲ得サルモノハ第十七条及第十八条ノ規定ニ依ラサルコトアルヘシ

第四 選科生

第二十条 選科生ハ其学力ヲ検定シ教授会ニ於テ其選択科目ヲ修ムルニ堪フルト認メタル者ニ限り入学ヲ許可ス

第二十一条 選科生ノ在学ハ一ケ年トス

但更ニ専修ヲ継続セント欲スル者ハ延期ヲ願出テ許可ヲ受クヘシ

第二十二条 選科生ニハ願ニ依リ其専修科目ニ対スル証明書ヲ付与ス

附 則

本規程ハ大正三年九月十一日ヨリ之ヲ施行ス

現在学生ニ対スル経過規程

一 理工科大学製造化学科ハ工業化学科ニ相当スルモノトス

二 分離以前ニ入学シタル学生中

(イ)土木工学科、機械工学科及電気工学科ニ属スル者ニ在リテ分離ノ際分割、合同ヲナシ又ハ名称ヲ變更シタル学科目ヲ旧課程ニ依リ履修シタル者ニハ旧課程ニ依リ

試問ヲ行ヒ未タ履修セサル者ニハ新課程ニ依リ之ヲ授ケ分離ノ際新設シタル学科目ハ必修科目トセス

(ロ)採鉱冶金学科及工業化学科ニ属スルモノニハ旧課程ニ依リ授業及試問ヲ行フ

三 以上ノ事項ニ該当セサルカ又ハ特別ノ事由アル場合ニハ教授会ノ議決ヲ經テ学長其処置ヲ定ム

改正

大六・七・五達示一五号、大八・二・一九達示一号、四・一達示五号、大九・八・二一達示一〇号、大一一・二・一九達示四号、大一一・三・一〇達示八号、大一二・一・八達示一号、大一二・一・三三達示一号、大一二・一・一六達示一九号、大一二・二八達示三〇号、昭二・二・一〇達示六号、昭五・二・七達示一号、昭六・三・一二達示二号、八・二二達示六号、昭八・一・三〇達示三号、一二・二七達示七号、昭一〇・一・九達示二号、昭一二・二・二三達示一号、昭一三・三・一二五達示四号、昭一四・三・三三達示五号、昭一五・四・一達示七号、一二・三達示一四号、昭一六・二・二一〇達示一号、三・一五達示三号、昭一七・三・二七達示六号、昭一八・八・三達示二号、昭一九・一・一〇三達示五号、昭二一・三・三〇達示二号、昭二二・四・一七達示一〇号、昭二三・五・五達示二号、一〇・八達示一四号、昭二四・六・一達示八号

〔注〕一九一九・四・一達示第五号で工学部規程に改称。

一九四九・八・一五達示第一五号で廃止。

四 京都帝国大学工科大学土木工学科、機械工学科、電気

工学科、採鉱冶金学科および工業化学科ならびに理科
大学授業開始*

〔二〕 文部省令第二三三号

一九一四(大正三)年八月二十九日

京都帝国大学工科大学土木工学科、機械工学科、電気工学科、採鉱冶金学科及工業化学科並理科大学ハ大正三年九月十一日より授業ヲ開始ス

大正三年八月二十九日

文部大臣 法学博士 一木喜徳郎

(三) 工 学 部

一 国立学校設置法〔新制工学部発足〕

〔二〕

法律第一五〇号

一九四九(昭和二四)年五月三十一日

第三条 〔本文は二六頁参照〕

二 工学部規程

〔二三〕

達示第一五号
一九四九(昭和二四)年八月一五日

工学部規程

第一 学 科

第一条 本学部の学科は次の通りである

土木工学科

機械工学科

電気工学科

鉱山学科

冶金学科

工業化学科

建築学科

燃料化学科

化学機械学科

繊維化学科

応用物理学科

第二 入 学

第二条 入学志望者は二月十五日までに本学部で定めた書

式による願書を出身学校を経て提出しなければならない

第三条 入学志望者には入学許可の前に身体検査を行う

第四条 入学者選定方法は教授会で定める

第三 修学

第五条 一カ年の修学期間を二期に分ける

第六条 修学は科目の学修及び特別研究(特別計画を含む)とし各学科の科目を分けて必修科目及び選択科目とする

第七条 科目には授業時間数に応じて各々単位数を定める
但し科目によつては単位数をつけないことがある

第八条 学生は学修する科目を定め予め担当教官の承認を受けなければならない

第九条 設備その他の都合によつて科目の学修人員数を制限することがある

第十条 特別研究を行う学生は予め指導教官の承認を受けなければならない

第四 試験

第十一条 科目試験の評点は百を以つて満点とし、六十以上を以つて合格点とする

科目によつては評点をつけないことがある

評点は公表しない

第十二条 演習、実習、実験及び製図の評点は試験を行わずにつけることがある

第十三条 特別研究はその業績の判定と口頭試験とによつ

て合格を定める

口頭試験は省略することがある

第十四条 四年以上在学し一般教養科目中人文科学関係、

社会科学関係、自然科学関係の三つの系列に亘つて夫々

二科目以上合計九科目以上を履修し少くとも一般教養科目三十六単位、専門科目特別研究を含む八十四単位、体育四単位、合計百二十四単位を取得した者は学士試験に合格したものとする

但し必修外国語は一科目と見なす

第五 在学

第十五条 在学は八年を超えることができない

但し特別の事由があるときは教授会の議を経て延長することができ

第六 転学及び転科

第十六条 他の大学又は本学他学部学生であつて、本学部に転学を志望する者又は本学部学生で転科を志望する者があるときは選考のうえ教授会の議を経て許可することがある

第七 聴講生

第十七条 本学部の授業科目中五科目(実験、実習、演習、製図等を除く)までの聴講を願ひ出る者があるときは教授

会の議を経て許可することがある

聴講生は一科目につき金一八〇円を納付しなければなら
ない

但し聴講した科目につき受験することはできない

第十八条 聴講出願期間は三月十日より三月三十一日まで
とする

但し後期に開講せられる科目については九月卅日まで願
書を受理することがある

第八 内地研究員

第十九条 再教育のため本学部において研修を志望する者
があるときは教授会の議を経て許可することがある

第二十条 研修の願書は随時受理する

第二十一条 研修に要する特別の費用は研究員の負担とする

附則

この規定は昭和二十四年六月一日からこれを施行する
(ママ)

工学部規程(昭和八年四月一日制定)は廃止する

国立学校設置法附則第三項規定の実施に関しては別段の定
めをなすまではなお従前の規定による

改正 昭二五・一・七達示一号、二・二二達示四号、一〇・二達示

一六号、昭二八・四・七達示二二号、昭二九・四・二〇達示

五号、昭三〇・四・五達示一三号、七・一九達示一八号、昭

三 大学院工学研究科規程

〔六〕
達示第一二二号

一九五三(昭和二八)年四月七日

京都大学大学院工学研究科規程

第一 専攻

第一条 修士、博士の両課程に、次の専攻を置く。

土木工学

機械工学

電気工学

三一・一二二達示三号、七・一七達示一三号、昭三三・四・
二六達示四号、昭三四・五・一二達示一三号、昭三五・四・
一二達示一〇号、昭三六・六・二〇達示八号、昭三七・五・
八達示七号、昭三八・四・二三達示一〇号、昭三九・四・二
八達示四号、昭四一・三・二三達示八号、昭四二・四・二五
達示六号、昭四五・七・七達示二八号、昭四七・一・二五達
示二号、四・一八達示一五号、昭五〇・九・二三〇達示三号、
昭五一・三・二六達示一〇号、昭五六・一一・八達示二八号、
昭六三・一二・六達示四〇号、平四・三・一七達示四号、平
五・二・九達示八号、三・一二達示三二二号、五・一一達示五
五号、平六・九・二七達示三四号、平七・五・九達示一五号、
平八・三・二六達示一三号

鉱山学

冶金学

工業化学

建築学

燃料化学

化学機械学

繊維化学

応用物理学

第二 入学

第二条 入学手続及び入学者選抜方法は、工学部教授会で定める。

第三条 入学者の決定は、工学部教授会で行う。

第三 転科

第四条 通則第三十四条により本研究科に転科を志望する者には、工学部教授会の議を経て、許可することがある。

2 本研究科学生で専攻の変更を志望する者には、工学部教授会の議を経て、許可することがある。

第四 授業及び学修方法

第五条 授業は、講義、演習、特別実験（設計計画を含む。）及び研究実験とする。

第六条 科目、単位数及び授業時間数は、研究科会議で定

める。

第七条 各学生につき、指導教授を定める。

2 学生は、学修につき、指導教授の指導を受けなければならない。

第八条 転科前に、本学又は他大学の大学院で学修した科目、単位数及び在学年数の一部又は全部を、研究科会議の議を経て、通算することができる。

第五 試験

第九条 試験は、毎学年の終りに行う。但し、特別の事情があるときは、その時期を変更することがある。

第十条 試験を受けようとする者は、受験科目を届け出なければならない。

2 前項の届出期日は、予め告知する。

第六 論文審査

第十一条 研究論文は、研究科会議で定めた教官の調査の結果にもとづいて、研究科会議で審査する。

第十二条 通則第四十条第四項により学位を得ようとする者は、研究論文を提出し、且つ、専攻学術に関し、大学院の博士課程を終えた者と同等以上の学識を有することを確認されなければならない。

2 前項の専攻学術に関する学識の確認は、筆答試問及び

口答試問により行う。但し、研究科会議の議を経て、他の方法によることができる。

3 提出論文の審査は、前条の手続による。

第七 外国学生、委託生、聴講生

第十三条 外国学生、委託生及び聴講生として入学を志望する者には、選考の上、工学部教授会の議を経て、許可することがある。

附則

この規程は、昭和二十八年四月一日から施行する。

改正 昭三一・一〇・一総長裁定、昭三三・四・二三達示三号、五・

一三総長裁定、昭三三・四・二六達示五号、昭三四・五・一

一達示一四号、昭三七・六・一九達示八号、昭三八・四・二

三達示一二号、昭三九・九・二九達示一四号、昭四〇・五・

一一達示一〇号、昭四一・三・二二達示七号、昭四二・二・

二一達示二号、昭四三・四・三〇達示七号、昭四五・四・二

八達示一九号、昭四九・三・二六達示一四号、五一・四達示

二三号、昭五二・三・一五達示一六号、昭五四・五・一達示

一三号、昭五八・五・二四達示一四号、昭六二・五・二〇達

示一三号、平二・六・二六達示二七号、平三・五・二八達示

二三号、平五・三・一一達示四一号、六・二二達示六〇号、

平六・九・二七達示三六号、平七・一・二四達示四号、五・

九達示二号、平八・二・二〇達示四号、三・二六達示九号

四 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔オートメーシ

ョン研究施設設置〕

〔二〕

文部省令第六号

一九五九(昭和三四)年三月三十一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令
国立学校設置法施行規則(昭和二十四年文部省令第二十
三号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第五〔中略〕京都大学の項中〔中略〕

医学部
校、病院、看護学校、助産婦学
校、皮膚病特別研究施設

を

工学部
病院、看護学校、助産婦学校、衛生
検査技師学校、皮膚病特別研究施設
オートメーション研究施設

に改める。

附則

この省令は、昭和三十四年四月一日から施行する。

五 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔電離層研究施設設置〕

〔二〕 文部省令第七号

一九六一年(昭和三〇)年四月一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和二十四年文部省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第五〔中略〕京都大学の項中「オートメーション研究施設」の下に「電離層研究施設」を加える。

〔中略〕

附則

この省令は、公布の日から施行する。

六 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔超高温プラズマ研究施設設置〕

〔二〕 文部省令第二十二号

一九六六年(昭和四一)年四月五日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一

号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項中「電離層研究施設」の下に「超高温プラズマ研究施設」を加える。

〔中略〕

附則

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

七 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔超高温プラズマ研究施設廃止〕

〔二〕 文部省令第一八号

一九七六年(昭和五一年)五月一〇日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項中「超高温プラズマ研究施設」を削る。

〔中略〕

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

九 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔電離層研究施設廃止〕

〔二〕

文部省令第一六号

一九八一（昭和五六）年四月一日

八 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔イオン工学実験施設設置〕

〔二〕

文部省令第一〇号

一九七八（昭和五三）年四月一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則〔昭和三十九年文部省令第十一号〕の一部を次のように改正する。

〔中略〕

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項中〔中略〕「電離層研究施設」を削（る）。

〔中略〕

附則

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令
（国立学校設置法施行規則の一部改正）

第一条 国立学校設置法施行規則〔昭和三十九年文部省令第十一号〕の一部を次のように改正する。

〔中略〕

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項中〔中略〕「電離層研究施設」の下に「イオン工学実験施設」を加え（る）。

〔中略〕

〔中略〕

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

一〇 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔環境微量汚染制御実験施設設置〕

〔二〕

文部省令第九号

一九八五（昭和六〇）年四月一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項中〔中略〕「イオン工学実験施設」の下に、「環境微量汚染制御実験施設」を加え〔る〕。

〔中略〕

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔中略〕

3 新令別表第六に規定する京都大学工学部附属の環境微量汚染制御実験施設〔中略〕は、昭和七十年三月三十一日まで存続するものとする。

〔以下略〕

号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項中「環境微量汚染制御実験施設」の下に、「重質炭素資源転換工学実験施設」を加え〔る〕。

〔中略〕

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の国立学校設置法施行規則(以下「新令」という)別表第六に規定する〔中略〕京都大学工学部附属の重質炭素資源転換工学実験施設〔中略〕は、昭和七十一年三月三十一日まで存続するものとする。

〔以下略〕

一一 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔重質炭素資源

源転換工学実験施設設置〕

〔二〕

文部省令第二十一号

一九八六(昭和六二)年四月五日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一

一二 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔オートメー

ション研究施設を高度情報開発実験施設に改組〕

〔二〕

文部省令第二十四号

一九八九(平成元)年五月二九日

国立学校設置法施行規則等の一部を改正する省令

(国立学校設置法施行規則の一部改正)

第一条 国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

(中略)

別表第六〔中略〕京都大学の項中「オートメーション研究施設」を「高度情報開発実験施設」に改め〔る〕。

(中略)

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

(中略)

3 新令別表第六に規定する〔中略〕京都大学工学部附属の高度情報開発実験施設〔中略〕は、平成十一年三月三十一日まで存続するものとする。

(以下略)

一三 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔メゾ材料研究センター設置〕
〔二〕

文部省令第一四号

一九九二(平成四)年四月一〇日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

(中略)

別表第六〔中略〕京都大学の項中「重質炭素資源転換工学実験施設」の下に、「メゾ材料研究センター」を加え〔る〕。

(中略)

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の国立学校設置法施行規則(以下「新令」という。)別表第六に規定する〔中略〕京都大学工学部附属のメゾ材料研究センター〔中略〕は、平成十四年三月三十一日まで存続するものとする。

(以下略)

一四 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔環境微量汚染制御実験施設廃止、環境質制御研究センター設置〕
〔二〕

文部省令第八号

一九九五(平成七)年三月三〇日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

(中略)

別表第六〔中略〕京都大学の項中「環境微量汚染制御実験施設」を削り、「メソ材料研究センター」の下に「環境質制御研究センター」を加え〔る〕。

(中略)

附則

1 この省令は、平成七年四月一日から施行する。

2 改正後の別表第六に規定する京都大学工学部附属の環境質制御研究センター〔中略〕は、平成十七年三月三十一日まで存続するものとする。

〔以下略〕

(四) 大学院工学研究科・工学部

一 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔工学研究科長設置〕

文部省令第八号
一九九六(平成八)年三月三十一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

(中略)

第八条の二中〔中略〕「京都大学大学院医学研究科」を

「京都大学大学院医学研究科
京都大学大学院工学研究科
京都大学大学院エネルギー科学研究科」に〔中略〕改める。

(中略)

附則

1 この省令は、平成八年四月一日から施行する。

〔以下略〕

二 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔重質炭素資源
転換工学実験施設廃止〕

文部省令第八号

一九九六（平成八）年三月二日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一
号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項中「重質炭素資源転換

工学実験施設」を削る。

〔中略〕

附則

1 この省令は、平成八年四月一日から施行する。

〔以下略〕

三 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔高度情報開
発実験施設廃止〕

文部省令第一三三号

一九九七（平成九）年三月二日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一
号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項中〔中略〕〔高度情報開
発実験施設〕を削〔る〕。

〔中略〕

附則

1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

〔以下略〕

一二 大学院農学研究科・農学部

（一）農学部

一 帝国大学及其ノ学部ニ関スル件一部改正〔農学部設置〕

勅令第四八九号

一九三三（大正一二）年一月二七日（官報一一月二八日）

大正八年勅令第十三号中左ノ通改正ス

京都帝国大学ノ部中「経済学部」ノ次ニ「農学部」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二 京都帝国大学各学部ニ於ケル講座ニ関スル件一部改正

一一

一九二三(大正一二)年十一月二七日(官報一二月二八日) 勅令第四九〇号

大正八年勅令第十五号中左ノ通改正ス

経済学部ノ部ノ次ニ左ノ如ク加フ

農学部

林 学

二講座

農林化学

二講座

農林生物学

一講座

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

三 農学部規程

一九二四(大正一三)年一月二六日 〔八〕

農学部規程

一 学科及科目

第一条 本学部ニ左ノ六学科ヲ置ク

農作園芸学科

林 学 科

農林化学科

農林生物学科

農林工学科

農林経済学科

第二条 各学科ノ科目ハ分チテ必修科目及選択科目トシ之ヲ三年ニ配当ス其ノ科目左ノ如シ

農作園芸学科

必修科目

育 種 学

作 物 学

園 芸 学

園 芸 利用 学

栽 培 汎 論

園 芸 学 特 論

養蚕学大意	畜産学大意	選択科目	論	応用昆虫学実験	植物病理学実験	農場実習	園芸学実験	作物学実験	育種学実験	農林生物化学	植物生理生態学	農業経営学	農林気象学	応用昆虫学	植物病理学	農具学	肥料学	土壌学	土地改良耕地整理学	造園学
-------	-------	------	---	---------	---------	------	-------	-------	-------	--------	---------	-------	-------	-------	-------	-----	-----	-----	-----------	-----

植物細胞学実験	植物外部形態学実験	植物内部形態学実験	農林植物分類学実習	農林地質学実験	農史	農政学	農林動物分類学	農業経済学	経済原論	栄養化学	醗酵生理学	植物細胞学	植物外部形態学	植物内部形態学	農林植物分類学	農林地質学	農産製造学	農林器械学	農林土木汎論	林学大意
---------	-----------	-----------	-----------	---------	----	-----	---------	-------	------	------	-------	-------	---------	---------	---------	-------	-------	-------	--------	------

以上ノ外他学科ノ科目ヲモ随意ニ選択スルコトヲ得

林 学 科

必修科目

造林学
森林利用学
森林施業学
造林园学
森林保护学
材積測定及林価算法
農林地質学
土壤学
農林生物化学
応用昆虫学
農林植物分類学
樹木生理学
樹木病理学
運材学
製材学
農林測量学
農林政治学
農林气象学

選択科目

農林地質学実験
農林化学実験
応用昆虫学実験
農林植物学実験
森林生産学実習
森林施業学実習
農林測量実測製図
演習林実習
論文
狩猟学
木材加工法
園芸学
農作園芸学大意
肥料学
林産製造学
植物内部形態学
植物外部形態学
農林土木汎論
森林理水砂防学
農林器械学

農政学	農業経営学	林業経済学	植物内部形態学実験	以上ノ外他学科ノ科目ヲモ随意ニ選択スルコトヲ得				農林化学科	必修科目	農作園芸学大意	林学大意	農林生物化学	農林生物化学特論	醱酵生理学	応用菌学	農産製造学	土壌学	土壌学特論	肥料学	肥料学特論	栄養化学	林産製造学	有機化学
分析化学	物理化学	顕微化学及実験	農林地質学	植物生理生態学	農林動物分類学	農林化学実験	応用菌学実験	論	選択科目	畜産学大意	養蚕学大意	農林学(マメ)象	無機化学	膠質化学	電気化学	工業化学	繊維学	油脂	機械工学	農林地質学実験			

農林器械学

以上ノ外他学科ノ科目ヲモ随意ニ選択スルコトヲ得

農林生物学科

必修科目

農作園芸学大意

林学大意

養蚕学大意

農林植物分類学

農林動物分類学

植物生理生態学

動物生理生態学

植物病理学

植物病理学特論

応用昆虫学

昆虫学特論

樹木病理学

樹木生理学

遺伝学

育種学

土壤学

植物内部形態学

植物細胞学

動物細胞組織学

植物病理学実験

応用昆虫学実験

植物生理生態学実験

農林植物分類学実習

農林動物分類学実習

農林化学実験

論文

選択科目

畜産学大意

作物学

園芸学

肥料学

農林生物化学

農林気象学

園芸利用学

醸酵生理学

栄養化学

応用菌学

動物分類学特論

植物外部形態学	農林地質学	顕微化学及実験	応用菌学実験	育種学実験	植物内部形態学実験	植物細胞学実験	動物細胞組織学実験	農林地質学実験	生物学野外実習	以上ノ外他学科ノ科目ヲモ随意ニ選択スルコトヲ得										
農林工学科																				
必修科目																				
農作園芸学大意																				
林学大意																				
農林土木汎論																				
土地改良耕地整理学																				
灌溉及排水法																				
運材学																				
製材学																				
森林理水砂防学																				
											</									

[illegible]

論	演	農	社	殖	統	經	商	財	行	民	民	農	憲	經	經	林	農	森	農	林
習	習	場	會	民						法	法					業	業	林	業	
林	林	實	政	政	計	濟		政	政	第	第			策	濟	經	施	經	政	
實	實	實	策	策						二	一			汎	原	濟	業	業	營	學
文	習	習	策	策	學	史	法	學	法	部	部	史	法	論	論	學	學	學	學	學

選択科目

造 林 学
森 林 利 用 学
狩 猟 学
土 壌 学
農 林 地 質 学
肥 料 学
農 林 動 物 分 類 学
農 林 植 物 分 類 学
農 具 学
土 地 改 良 耕 地 整 理 学
刑 法 総 論
土 木 行 政
哲 学
社 会 学
生 物 学 野 外 実 習
農 政 学 演 習
林 政 学 演 習
以上ノ外他学科ノ科目ヲモ随意ニ選択スルコトヲ得
選択科目ハ三学年ヲ通シテ五科目以上トシ毎学年ノ始メ
ニ於テ之ヲ選ハシム

第三条 必修科目及選択科目ノ配当並授業時間数ハ教授会
ニ於テ之ヲ定ム

二 在 学

第四条 在学ハ六年以上ニ亘ルコトヲ得ス但シ休学期間ハ
之ヲ在学期間ニ算入セス

学士試験ニ合格シタル者ハ其ノ時ヲ以テ学籍ヲ脱ス

三 試 験

第五条 試験ハ大学令第十条ニ依リ学士ノ称号ヲ得ント欲
スル者ニ対シテ之ヲ行フ

第六条 試験ハ毎学年ノ終ニ於テ各学年ニ配当シタル必修
科目及選択科目ニ就キ之ヲ行フ

但シ科目ニ依リ教授会ノ議ヲ經テ試験期ヲ変更スルコ
トアルヘシ

第七条 各年ニ於ケル試験ノ合格不合格ハ教授会ニ於テ之
ヲ定ム

各年ノ試験ニ合格シタル者ニアラサレハ次年ノ試験ヲ受
クルコトヲ得ス

第八条 試験ヲ受ケントスル者ハ毎年一月末日迄ニ其旨ヲ
届出ツヘシ

第九条 実験、演習及実習ハ担任教官ノ意見ニ依リ試験ヲ
施行セスシテ成績ヲ定ムルコトアルヘシ

第十条 各学年ノ試験ニ合格シタル者ヲ以テ学士試験ノ合格者トス

四 選 科 生

第十一条 選科生ハ教授会ニ於テ資格ヲ審査シ学力検定ノ上入学ヲ許可ス

附 則

本規程ハ即時之ヲ施行ス

改正 大・一・一・二八達示二号、昭二・一・三一達示二号、昭四・三・三〇達示四号、昭五・二・一七達示二号、昭八・一・三〇達示二号、昭一五・二・一〇、昭一八・九・三〇達示七号、昭一九・四・一、昭二一・四・二〇達示五号、昭二二・四・一達示一六号、五・二九達示一七号、昭三三・七・一二達示三号、八・三達示六号、昭二四・六・一達示九号

〔注〕一九五〇・二・二一達示第六号で廃止。

四 国立学校設置法〔新制農学部発足〕

〔二〕
法律第一五〇号

一九四九(昭和二四)年五月三十一日

第三、五条 〔本文は二六頁参照〕

五 農学部規程

〔六〕
達示第六号
一九五〇(昭和二五)年二月二一日

京都大学農学部規程

一 学 科

第一条 本学部ニ左の七学科を置く。

農 学 科

林 学 科

農 芸 化 学 科

農 林 生 物 学 科

農 業 工 学 科

農 林 經 済 学 科

水 産 学 科

二 入 学

第二条 入学者の選定は、教授会で行う。

三 修 学

第三条 授業は、一般教養科目、専門科目及体育に分つ。

第四条 授業科目、その必修選択の別及び授業時数は、教授会で定める。

第五条 学生は、学期の始に履修する科目を定め、学部長の承認を受けなければならない。

第六条 学生は、学部長の許可を受けて、第四条により定める科目以外の科目を選択履修することができる。

前項の科目は、これを第四条により定める選択履修科目に算入することができる。

第七条 設備その他の都合により、学科及学科目の履修人員を制限することができる。

四 試 験

第八条 試験は、科目試験及論文試験とする。

第九条 試験の成績は、合格不合格とする。

第十条 科目試験は、毎学期の終に行う。

但し、時宜により試験期を変更することができる。

実験、実習及び演習については、担任教官の意見により試験を行わず成績を定めることがある。

第十一条 論文試験は、所定の科目試験に合格した者に対して行う。

第十二条 一般教養科目中、人文科学、社会科学及び自然科学の各系列に亘つて夫々二科目以上合計九科目以上を履修し、一般教養科目三十六単位以上、専門科目論文を含む八十四単位以上及び体育四単位合計百二十四単位以上を取得した者を学士試験に合格した者とする。

五 在 学

第十三条 在学は、八年を超えることができない。

第十四条 四年以上在学し、学士試験に合格した者は、その時を以つて学籍を脱する。

六 転学及び転科

第十五条 他の大学、又は本学他学部学生であつて、本学部に転学を志望する者、又は本学部学生で、転学又は転科を志望する者がある時は教授会の議を経て、許可することがある。

七 聴 講 生

第十六条 専門科目について、聴講を出願する者があるときは、五科目以内に限り、教授会の議を経て聴講を許可することがある。

聴講生の取扱いについては、別に定める。

附 則

この規程は、昭和二十四年六月一日から、施行する。

従前の農学部規程は、廃止する。

国立学校設置法附則第三項規定の実施に関して別段の定めをなすまではなお従前の規程による。

改正 昭二五・一〇・二達示一六号

(注) 一九五三・四・七達示第二三号で廃止。

六 大学院農学研究科規程

(二六)
達示第一三〇

一九五三(昭和二八)年四月七日

京都大学大学院農学研究科規程

第一 專攻

第一条 修士、博士の両課程に、次の專攻を置く。

農 学

林 学

農芸化学

農林生物学

農業工学

農林経済学

水産学 但し、水産学專攻の博士課程は、一部の専門

種目(水産化学)のみとする。

第二 入学

第二条 入学手続及び入学者選抜方法は、農学部教授会で定める。

第三条 入学者の決定は、農学部教授会で行う。

第三 転科

第四条 通則第三十四条により本研究科に転科を志望する者には、農学部教授会の議を経て許可することがある。

第四 授業及び学修方法

第五条 科目、単位数及び授業時間数は、研究科会議で定める。

第六条 学生は、毎学年の始めに学修する科目を定め、承認を受けなければならない。

第七条 各学生につき、指導教授を定める。

2 学生は、学修につき、指導教授の指導を受けなければならない。

第八条 転科前に、本学又は他大学の大学院で学修した科目、単位数及び在学年数を、研究科会議の議を経て、通算することがある。

第五 試験

第九条 試験は、毎学年の終りに行う。但し、特別の事情があるときは、その時期を変更することがある。

第十条 試験を受けようとする者は、受験科目を届け出なければならない。

2 前項の届出期間は、予め告知する。

第六 論文審査

第十一条 研究論文は、研究科会議で定めた教官の調査の結果にもとづいて、研究科会議で審査する。

第十二条 通則第四十条第四項により学位を得ようとする

者は、研究論文を提出し、且つ、専攻学術に関し、大学の博士課程を終えた者と同等以上の学識を有することを確認されなければならない。

第十三条 前条の専攻学術に関する学識の確認は、筆答試験及び口頭試験により行う。但し、研究科会議の議を経て、他の方法によることができる。

2 提出論文の審査は、大学院の博士課程における論文審査と同一の手続による。

第七 外国学生、委託生、聴講生

第十四条 外国学生、委託生及び聴講生として入学を志望する者には、農学部教授会の議を経て、入学を許可することがある。

附則

この規程は、昭和二十八年四月一日から施行する。

改正

昭三〇・七・一九達示一九号、昭三一・一〇・一、昭三二・五・三総長裁定、昭三四・一二・四達示二六号、昭四四・四・二二達示六号、昭四六・四・二七達示一四号、昭四八・五・八達示二五号、昭四九・三・一二達示一一号、昭五二・三・一五達示一七号、昭五六・五・一九達示二二号、平二・六・二六達示二八号、平五・三・一二達示四二号、六・二・二二達示六一号、平七・一・二四達示四号、五・九達示一三三、九・二六達示二八号、平八・二・二六達示一〇号、平九・三・

一八達示七号

七 農学部規程

〔二〕
達示第二三号
一九五三(昭和二八)年四月七日

京都大学農学部規程

一 学科

第一条 本学部には左の七学科を置く。

農 学 科

林 学 科

農芸化学科

農林生物学科

農業工学科

農林経済学科

水産学科

二 入学

第一条 入学手続及び入学者の選抜方法は、教授会で定める。

第三条 入学者の決定は、教授会で行う。

三 修学

第四条 授業は、一般教育科目、専門科目、補助科目（外国語）及び体育に分つ。

第五条 一般教育科目、補助科目（外国語）及び体育の授業については、分校の定めるところによる。

第六条 専門科目、その必修選択の別及び単位数は、教授会で定める。

第七条 学生は、学期の始めに履修する科目を定め、学部長の承認を受けなければならない。

第八条 学生は、学部長の許可を受けて、第四条により定める科目以外の科目を選択履修することができる。

2 前項の科目は、これを第四条により定める選択履修科目に算入することができる。

第九条 設備その他の都合により、学科及び学科目の履修人員を制限することができる。

四 試験

第十条 試験は、科目試験及び論文試験とする。

第十一条 試験の成績は、合格不合格とする。

第十二条 科目試験は、毎学期の終に行う。但し、時宜により試験期を変更することがある。実験、実習及び演習については、担任教官の意見により試験を行わず、成績を定めることがある。

2 一般教育科目、補助科目（外国語）及び体育の試験は、分校の定めるところによる。

第十三条 論文試験は、所定の科目試験に合格した者に対して行う。

第十四条 一般教育科目中、人文科学、社会科学及び自然科学の三系列に亘つて、夫々三科目十二単位以上、合計九科目三十六単位以上、専門科目（卒業論文を含む）八十単位以上及び体育四単位、合計百二十四単位以上、外に補助科目（英、独二外国語各八単位以上）十六単位以上を取得した学生は、学士試験に合格した者とする。

五 在学

第十五条 在学は、八年を超えることができない。

第十六条 四年以上在学し、学士試験に合格した者は、その時をもつて学籍を脱する。

2 前項の在学年数及び第十四条の所定単位には、他大学又は本学他学部に於ける在学年数及び学修した科目の単位数を、教授会の議を経て、通算することがある。

六 転学及び転科

第十七条 他の大学、又は本学他学部学生であつて、本学部に転学を志望する者又は、本学部学生で、転学又は転科を志望する者があるときは、教授会の議を経て、許可

することがある。

七 聴講生

第十八条 専門科目について、聴講を出願する者があるときは、五科目以内に限り、教授会の議を経て、聴講を許可することがある。

聴講生の取扱いについては、別に定める。

附則

1 この規程は、昭和二十六年四月一日から適用する。

2 昭和二十六年三月三十一日以前の入学者については、単位の取得につき、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

3 昭和二十五年二月二十一日達示第六号制定の京都大学農学部規程は廃止する。

改正 昭三〇・四・五達示一四号、昭三一・四・三達示二号、昭

三四・四・二達示一〇号、九・一五達示二一號、昭三七・

三・二〇達示五号、昭三九・九・二九達示一三號、昭四〇・

七・六達示一四号、昭四一・四・二五達示七号、昭四三・一・

二三達示一号、昭四五・七・七達示二九号、昭四七・五・九

達示一六号、昭四九・三・二六達示一二号、昭五一・七・六

達示三五号、昭五八・二・二二達示五号、平五・一・一二達

示七号、三・一二達示三三號、平七・五・九達示一六号、一

一・一四達示三〇号、平九・三・一八達示四号

八 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔農業簿記研究施設設置〕

(二)

文部省令第七号

一九五八(昭和三十三年三月三十一日)

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和二十四年文部省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第四〔中略〕京都大学の項中〔中略〕「演習林」の下に「、農業簿記研究施設」を加える。

〔中略〕

附則

この省令は、昭和三十三年四月一日から施行する。

九 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔農業研究施設設置〕

(二)

文部省令第一号

一九六三(昭和三八)年四月一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和二十四年文部省令第二十

三号)の一部を次のように改める。

〔中略〕

別表第四京都大学の項中「農業簿記研究施設」の下に「農業研究施設」を加え〔る〕。

〔中略〕

附則

この省令は、昭和三十八年四月一日から施行する。

1 この省令は、昭和四十二年六月一日から施行する。

〔以下略〕

一一 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔植物生殖

研究施設設置〕

〔二〕

文部省令第一三三
一九七一(昭和四六)年三月三十一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

一〇 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔亜熱帯植物

実験所設置〕

〔二〕

文部省令第一一
一九六七(昭和四二)年五月三十一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一

号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六京都大学の項中〔中略〕「農業研究施設」の下に

「亜熱帯植物実験所」を加え〔る〕。

〔中略〕

附則

一二 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔水産実験所設置〕

文部省令第一九号

一九七二(昭和四七)年五月一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項中〔中略〕「植物生殖質研究施設」の下に「水産実験所」を加え(る)。

〔中略〕

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

一三 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔牧場設置〕

〔二〕

文部省令第一二三号

一九七四(昭和四九)年四月一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項中「演習林」の下に「牧場」を加え(る)。

〔中略〕

附則

この省令は、公布の日から施行する。

一四 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔生物細胞生産制御実験センター設置〕

〔二〕

文部省令第四号

一九八二(昭和五七)年三月三十一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項中「水産実験所」の下に「生物細胞生産制御実験センター」を加え(る)。

〔中略〕

附則

- 1 この省令は、昭和五十七年四月一日から施行する。
- 2 この省令による改正後の国立学校設置法施行規則（以下「新令」という。）別表第六に規定する〔中略〕京都大学農学部附属の生物細胞生産制御実験センター〔中略〕は、昭和六十七年三月三十一日まで存続するものとする。

〔以下略〕

- 一五 国立学校設置法施行規則一部改正（抄）（生物細胞生産制御実験センター廃止）

〔二〕

文部省令第一五号

一九九〇（平成二）年六月八日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一

号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項中〔中略〕「生物細胞生産制御実験センター」を削〔る〕。

〔中略〕

附則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

- 一六 国立学校設置法施行規則一部改正（抄）（農業簿記研究施設廃止）

〔二〕

文部省令第八号

一九九五（平成七）年三月三〇日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一

号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項中〔中略〕「農業簿記研究施設」を削〔る〕。

〔中略〕

附則

- 1 この省令は、平成七年四月一日から施行する。

〔以下略〕

一七 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔植物生殖質

研究施設廃止〕

〔二〕
文部省令第一八号

一九九六(平成八)年五月一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一

号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六京都大学の項中「植物生殖質研究施設」を削

〔る〕。

〔中略〕

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

〔二〕 大学院農学研究科・農学部

一 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔農学研究科長

設置〕

〔二〕
文部省令第一三三

一九九七(平成九)年三月三十一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一

号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第八条の二中(中略)「京都大学大学院エネルギー科学研

究科」を「京都大学大学院エネルギー科学研究科」に〔中

略〕改める。

〔中略〕

附 則

1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

〔以下略〕

二 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔農業研究施設
廃止〕

文部省令第一三三號
一九九七(平成九)年三月二日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令
国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一
号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項中〔中略〕「農業研究施設」を削(る)。

〔中略〕

附則

1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

〔以下略〕

(三) 附属農場

一 京都帝国大学官制一部改正(附属農場設置) 〔二〕

勅令第一三三號
一九二四(大正一三)年五月二八日(官報五月二九日)

第十一条 〔本文は二九八頁参照〕

二 農学部附属農場運営委員会規程 〔二二〕

一九六一(昭和三六)年二月一日

京都大学農学部附属農場運営委員会規程

第一条 農場の運営および農場における研究に関する重要
事項を審議するために農場運営委員会を置く。

第二条 農場長は農学部教授の中から若干名を委員に委嘱
する。

第三条 農場長は必要に応じ委員会を招集する。

第四条 委員会は委員の過半数が出席しなければ開会でき
ない。

第五条 議事は委員会で決める。

第六条 農場長は主事および事務長に幹事を命じ、会務を処理させる。

第七条 この規程の改廃は委員会に附議しなければならぬ。

附則

この規程は、昭和三十六年十二月一日から施行する。

〔注〕一九七六・二・一九農学部附属農場協議員会内規で廃止。

三 農学部附属農場協議員会内規

〔九、一四〕
教授会決定
一九七六（昭和五二）年二月一九日

京都大学農学部附属農場協議員会内規

第一条 京都大学農学部附属農場（以下「農場」という。）に關する重要事項を審議するため農場に協議員会を置く。

第二条 協議員会は、次の者で組織する。

一 農場長

二 京都大学農学部在職の教官のうちから農場長が委嘱した者 若干名

三 大学院農学研究科及び農学部の専任教官のうちから

農場長が委嘱した者 若干名

第三条 前条第二号及び第三号に定める協議員の任期は二年とする。但し重任を妨げない。

第四条 農場長は、協議員会を召集し、その議長となる。

2 農場長に事故のある場合は、協議員のうち最年長者が前項の職務を代行する。

第五条 協議員会は、協議員の半数以上の出席がなければ開会することができない。

第六条 協議員会に幹事を置き、農場事務長を充てる。

第七条 この内規に定めるもののほか、協議員会の運営については、協議員会が定める。

第八条 この内規の改廃は、協議員会に附議しなければならない。

附則

1 この内規は、昭和五十一年四月一日から施行する。

2 京都大学農学部附属農場運営委員会規程（昭和三十六年十二月一日施行）は、廃止する。

改正 平九・四・一

(四) 附属演習林

一 京都帝国大学官制一部改正〔附属演習林設置〕〔二〕

勅令第一三三二号
一九二四(大正一三)年五月二八日(官報五月二九日)

第十一条 (本文は二九八頁参照)

二 農学部附属演習林協議会規程

〔四〕
教授会承認
一九六二(昭和三七)年一月二五日

京都大学農学部附属演習林協議会規程

第一条 京都大学農学部附属演習林に関する重要事項を審議するため演習林に協議員会を置く。

第二条 協議員会は左に掲げるもので組織する。

一 演習林長および演習林専任教授

二 演習林長の委嘱した京都大学教授若干名

第三条 前条第二号の協議員の任期は二か年とする。

但し重任を妨げない。

第四条 演習林長が必要と認めるときは演習林助教を協議員会に出席させることができる。

第五条 演習林長は協議員会を招集し、その議長となる。

第六条 協議員会は協議員半数以上の出席がなければ開会することができない。

第七条 演習林長は演習林事務長に協議員会の幹事を命じ会務を処理せしめる。

第八条 議事の運営は協議員会において定める。

附 則

この規程は昭和三十七年一月二十五日から施行する。

改正 昭四六・七・八、昭五二・三・一九、平三・一一・二二、平九・四・一

一三 大学院人間・環境学研究科

一 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔人間・環境学研究科長設置〕〔二〕

文部省令第七号
一九九一(平成三)年三月二九日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第八条の二中〔中略〕「静岡大学大学院電子科学研究科」

を「静岡大学大学院電子科学研究科
名古屋大学大学院国際開発研究科
京都大学大学院人間・環境学研究科」に改める。

〔中略〕

附則

1 この省令は、平成三年四月一日から施行する。

〔以下略〕

二 国立学校設置法施行令一部改正(抄)〔人間・環境学研究科設置〕

〔二〕

政令第八〇号

一九九一(平成三)年三月三〇日

国立学校設置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)

第三条の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

国立学校設置法施行令(昭和五十九年政令第二百三十号)

の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第二条の表〔中略〕京都大学の項を次のように改める。

京都大学							
文学研究科	教育学研究科	法学研究科	経済学研究科	理学研究科	医学研究科	薬学研究科	工学研究科
農学研究科	人間・環境学研究科	博士課程					
							修士課程

〔中略〕
附則

(施行期日)

1 この政令は、平成三年四月一日から施行する。

〔以下略〕

三 大学院人間・環境学研究科運営協議会要項

(一四)

総長裁定

一九九一(平成三)年四月一日

京都大学大学院人間・環境学研究科運営協議会要項
 第一 京都大学大学院人間・環境学研究科(以下「研究科」という。)に運営協議会を置く。

第二 運営協議会は、研究科の管理運営に関する重要事項について審議するとともに、必要に応じて、研究科及び研究科に関係する部局間に係る重要事項について協議する。

第三 運営協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 研究科長

二 関係部局長

三 研究科の教授 若干名

四 その他総長が必要と認める教授 若干名

2 前項第二号から第四号までの委員は、総長が委嘱する。

第四 研究科長は、運営協議会を招集し、議長となる。

2 研究科長に事故があるときは、あらかじめ研究科長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第五 運営協議会が必要と認めたときは、委員以外の者を運営協議会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

る。

第六 運営協議会に関する事務は、研究科において処理する。

第七 この要項に定めるもののほか、運営協議会の議事の運営その他必要な事項は、運営協議会が定める。

附 則

この要項は、平成三年四月十二日から実施する。

[注] 一九九一・六・三〇総長裁定で廃止。

四 大学院人間・環境学研究科規程

(一六)

達示第一七号

一九九一(平成三)年五月二八日

京都大学大学院人間・環境学研究科規程

第一 専攻

第一条 本研究科に次に掲げる専攻を置く。

人間・環境学専攻

第二 入学

第二条 入学手続及び入学者選抜方法は、人間・環境学研究科会議(以下「研究科会議」という。)で定める。

第三条 入学者の決定は、研究科会議で行う。

第三 転学及び転科

第四条 京都大学通則(以下「通則」という。)第三十五条第一項の規定により本研究科に転学又は転科を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

第四 授業、研究指導及び学修方法

第五条 科目、その単位数、授業時間数及び研究指導に関する事項は、研究科会議で定める。

第六条 各学生につき、指導教授を定める。

2 学生は、学修につき、指導教授の指導を受けなければならない。

第七条 通則第三十九条第一項の規定により他の研究科の科目を学修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教授の承認を得て、所定の期日までに人間・環境学研究科長に願い出なければならない。

第八条 通則第四十条第一項又は第二項の規定により他の大学の大学院の科目を学修し、又は休学することなく外国の大学の大学院に留学し、その科目を学修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

2 通則第四十一条第一項の規定により他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学す

ることなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

3 前二項の規定による許可の願い出については、前条の規定を準用する。

第九条 次の各号に掲げる科目、単位数、研究指導及び在学年数は、研究科会議の議を経て、修士課程の修了に必要な科目、単位数、研究指導又は在学年数として認定することができる。

一 転学又は転科前に、本学又は他の大学の大学院で学修した科目、単位数、受けた研究指導及び在学年数の一部又は全部

二 前二条の規定により学修した科目、単位数及び受けた研究指導の一部又は全部

第五 試験

第十条 科目の試験は、学年の終わりに行う。ただし、特別の事情があるときは、その時期を変更することがある。

2 試験を受けようとする者は、受験科目を届け出なければならない。

3 前項の届出期日は、あらかじめ告知する。

第六 論文審査及び課程修了の認定

第十一条 修士論文の審査及び試験は、京都大学学位規程の定めるところにより、研究科会議で行う。

第十二条 修士論文の提出の時期及び要件並びに試験実施の時期及び方法は、研究科会議で定める。

第十三条 修士課程の修了の認定は、研究科会議で行う。

第七 外国学生、委託生、聴講生、特別聴講生及び特別研究学生

第十四条 外国学生、委託生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のうえ、研究科会議の議を経て、許可することがある。

第十五条 通則第五十五条第一項又は第二項の規定により特別聴講学生又は特別研究学生として入学を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

附 則

この規程は、平成三年五月二十八日から施行し、平成三年四月一日から適用する。

改正 平四・一〇・二〇達示三九号、平五・三・一二達示四三号、六・一二達示六三号、平七・一・二四達示四号、平八・二・二〇達示四号、三・二六達示一一号、平九・三・一八達示八号

五 大学院人間・環境学研究科顧問会議要項

〔一四〕
総長裁定

一九九二(平成四)年六月三〇日

京都大学大学院人間・環境学研究科顧問会議要項

第一 京都大学大学院人間・環境学研究科(以下「研究科」という。)に顧問会議を置く。

第二 顧問会議は、研究科の独立研究科という性格に鑑み、京都大学全体の見地から、研究科の将来構想及び運営方法等の重要事項について助言を行い、研究科の発展に寄与することを目的とする。

第三 顧問会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 研究科長

二 関係部局長

三 研究科の教授 二名

四 その他総長が必要と認める教授 若干名

2 前項第二号から第四号の委員は、総長が委嘱する。

第四 顧問会議に議長及び副議長を置き、委員のうちから総長が指名する。

第五 議長は、顧問会議を招集する。

2 副議長は、議長を補佐し、及び議長に事故があるときは、前項の職務を代行する。

第六 顧問会議が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

第七 顧問会議に関する事務は、研究科において処理する。
第八 この要項に定めるもののほか、顧問会議の議事の運営その他必要な事項は、顧問会議が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成四年十月一日から実施する。
2 京都大学大学院人間・環境学研究科運営協議会要項（平成三年四月十一日総長裁定）は、廃止する。

六 国立学校設置法施行令一部改正（抄）（人間・環境学研究科に博士課程設置）

政令第五六号
一九九三（平成五）年三月二六日

国立学校設置法施行令の一部を改正する政令
内閣は、国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）
第三条の二第二項及び第三条の三第三項の規定に基づき、
この政令を制定する。

国立学校設置法施行令（昭和五十九年政令第二百三十号）
の一部を次のように改正する。

〔中略〕
第二条の表京都大学の項を次のように改める。

京都大学							
文学研究科	教育学研究科	法学研究科	経済学研究科	理学研究科	医学研究科	薬学研究科	工学研究科
農学研究科	人間・環境学研究科	博士課程					

〔中略〕
附 則
（施行期日）

- 1 この政令は、平成五年四月一日から施行する。
〔以下略〕

一四 大学院エネルギー科学研究科

一 国立学校設置法施行令一部改正(抄)〔エネルギー科学研究科設置〕

政令第四八号
一九九六(平成八)年三月二七日

二 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔エネルギー科学研究科長設置〕

文部省令第八号
一九九六(平成八)年三月三一日

国立学校設置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国立学校設置法(昭和二十四年法律第五百十号)第三条の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

国立学校設置法施行令(昭和五十九年政令第二百三十号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第二条の表京都大学の項中

工学研究科

を

工学研究科
エネルギー科学研究科

に改め(る)。

〔中略〕

附則

(施行期日)

1 この政令は、平成八年四月一日から施行する。

〔以下略〕

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令
国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第八条の二中〔中略〕「京都大学大学院医学研究科」を

「京都大学大学院医学研究科
京都大学大学院工学研究科
京都大学大学院エネルギー科学研究科」

に〔中略〕改める。

〔中略〕

附則

1 この省令は、平成八年四月一日から施行する。

〔以下略〕

三 大学院エネルギー科学研究科規程

(二六)
達示第一五号

一九九六(平成八)年四月一日

京都大学大学院エネルギー科学研究科規程

第一 専攻

第一条 本研究科に次に掲げる専攻を置く。

エネルギー社会・環境科学専攻

エネルギー基礎科学専攻

エネルギー変換科学専攻

エネルギー応用科学専攻

第二 入学

第二条 入学手続及び入学者選抜方法は、エネルギー科学研究科会議(以下「研究科会議」という。)で定める。

2 京都大学通則(以下「通則」という。)第三十六条の二第一項ただし書の規定による入学に関する事項は、研究科会議で定める。

第三条 入学者の決定は、研究科会議で行う。

第三 転学、転科及び転専攻

第四条 通則第四十条第一項の規定により本研究科に転学又は転科を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

2 本研科学生で転専攻を志望する者には、研究科会議の議を経て、欠員のある場合に限り、許可することがある。

第四 授業、研究指導及び学修方法

第五条 科目、その単位数、授業時間数及び研究指導に関する事項は、研究科会議で定める。

第六条 各学生につき、指導教官を定める。

2 学生は、学修につき、指導教官の指導を受けなければならない。

第七条 通則第四十四条第一項の規定により他の研究科の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教官の承認を得て、所定の期日までにエネルギー科学研究科長に願い出なければならない。

第八条 通則第四十五条第一項又は第二項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は休学することなく外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

2 通則第四十六条第一項の規定により他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学

し、研究指導を受けることを志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

3 前二項の規定による許可の願い出については、前条の規定を準用する。

第九条 次の各号に掲げる科目、単位数、研究指導及び在学年数の一部又は全部は、研究科会議の議を経て、それぞれ修士課程又は博士後期課程の修了に必要な科目、単位数、研究指導又は在学年数として認定することができる。

一 転学、転科又は転専攻前に、本学又は他の大学の大学院で履修した科目、単位数、受けた研究指導及び在学年数

二 前二条の規定により履修した科目、単位数及び受けた研究指導

三 通則第四十六条の二第一項の規定により本研究科に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位数（大学院設置基準 昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十一条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。）

第五 試験

第十条 科目の試験は、授業が行われた学期の終わりに行う。ただし、特別の事情があるときは、その時期を変更することがある。

第六 学位論文の審査及び課程修了の認定等

第十一条 通則第五十条第三項の規定により、博士後期課程においては、研究科会議の定める科目につき四単位以上を修得するものとする。

第十二条 修士論文及び博士論文の審査及び試験は、京都大学学位規程の定めるところにより、研究科会議で行う。

第十三条 修士課程及び博士後期課程の修了の認定は、研究科会議で行う。

第十四条 通則第五十七条の規定により博士の学位を得ようとする者は、博士論文を提出し、かつ、専攻学術に関し、大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学識を有することの確認を経なければならぬ。

2 前項の専攻学術に関する学識の確認は、筆答試問又は口頭試問により行う。ただし、研究科会議の議を経て、他の方法によることができる。

3 提出論文の審査及び試験は、第十二条の手続による。

第十五条 本研究科博士後期課程に所定の年限在学し、必要な研究指導を受けて退学した者が、通則第五十七条の

規定により学位の授与を申請したときは、研究科会議の議を経て、前条の学識確認のための試問を免除することができる。

第七 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、

特別聴講学生及び特別研究学生

第十六条 外国学生、委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のうえ、研究科会議の議を経て、許可することがある。

第十七条 通則第六十三条第一項又は第二項の規定により特別聴講学生又は特別研究学生として入学を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

附 則

この規程は、平成八年四月一日から施行する。

一五 大学院アジア・アフリカ地域研究

研究科

一 国立学校設置法施行令一部改正(抄)(アジア・アフリカ地域研究研究科設置)

〔二〕
政令第六九号

一九九八(平成一〇)年三月二七日

国立学校設置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)

第二条第二項、第三条第二項及び第三条の二第二項の規定

に基づき、この政令を制定する。

国立学校設置法施行令(昭和五十九年政令第二百三十号)

の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第二条の表〔中略〕京都大学の項中

人間・環境学研究科

を

アジア・アフリカ地域研究研究科
人間・環境学研究科
情報学研究科

に改め「る」。

〔中略〕

附 則

〔施行期日〕

1 この政令は、平成十年四月一日から施行する。

〔以下略〕

二 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔アジア・アフリカ地域研究研究科長設置〕

〔二〕

文部省令第七号

一九九八（平成一〇）年三月三十一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一

号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第八条の二中〔中略〕「京都大学大学院農学研究科」を

「京都大学大学院農学研究科
京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科」に〔中

略〕改める。

〔中略〕

附 則

1 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

〔以下略〕

三 大学院アジア・アフリカ地域研究研究科規程 〔二〕

達示第一一号

一九九八（平成一〇）年四月一日

京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科規程

第一 専攻

第一条 本研究科に次に掲げる専攻を置く。

東南アジア地域研究専攻

アフリカ地域研究専攻

第二 入学

第二条 入学手続及び入学者選抜方法は、アジア・アフリカ地域研究研究科会議（以下「研究科会議」という。）で定める。

2 京都大学通則（以下「通則」という。）第三十六条の二第

一項ただし書の規定による入学に関する事項は、研究科会議で定める。

第三条 入学者の決定は、研究科会議で行う。

第三 転学、転科及び転専攻

第四条 通則第四十条第一項の規定により本研究科に転学又は転科を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

2 本研究科学生で転専攻を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

第四 授業、研究指導及び学修方法

第五条 科目、その単位数、授業時間数及び研究指導に関する事項は、この規程に定めるもののほか、研究科会議で定める。

第六条 各学生につき、指導教官を定める。

2 学生は、学修につき、指導教官の指導を受けなければならない。

第七条 通則第四十四条第一項の規定により他の研究科の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教官の承認を得て、所定の期日までにアジア・アフリカ地域研究研究科長に願い出なければならない。

第八条 通則第四十五条第一項又は第二項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は休学することなく外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

2 通則第四十六条第一項の規定により他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

3 前二項の規定による許可の願い出については、前条の規定を準用する。

第九条 次の各号に掲げる科目、単位数、研究指導及び在学年数は、研究科会議の議を経て、課程の修了に必要な科目、単位数、研究指導又は在学年数として認定することができる。

一 転学、転科又は転専攻前に、本学又は他の大学の大学院で履修した科目、単位数、受けた研究指導及び在学年数の一部又は全部

二 前二条の規定により履修した科目、単位数及び受けた研究指導の一部又は全部

三 通則第四十六条の二第一項の規定により本研究科に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位数(大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)第十五条において準用する大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第三十一条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。)の一部又は全部

第五 試験

第十条 科目の試験は、学期の終わりに行う。ただし、特別の事情があるときは、その時期を変更することがある。

2 試験を受けようとする者は、受験科目を届け出なければならない。

3 前項の届出期日は、あらかじめ告知する。

第六 論文審査及び課程修了の認定等

第十一条 通則第五十条第三項の規定により研究科会議の定める科目につき、十単位以上を修得するものとする。

第十二条 博士論文の審査及び試験は、京都大学学位規程の定めるところにより、研究科会議で行う。

第十三条 博士論文の提出の時期及び要件並びに試験実施の時期及び方法は、研究科会議で定める。

第十四条 課程の修了の認定は、研究科会議で行う。

2 通則第五十五条第二項の規定により修士の学位を授与する場合の修士課程の修了に相当する要件を満たすことの認定は、研究科会議で行う。

第十五条 通則第五十七条の規定により学位の授与を申請した者の博士論文の審査及び試験については、第十二条及び第十三条の規定を準用する。

第十六条 前条に規定する者については、専攻学術に関し、博士課程を修了した者と同等以上の学識を有することを確認しなければならない。

2 前項の専攻学術に関する学識の確認は、筆答試問又は口頭試問により行う。ただし、研究科会議の議を経て、他の方法によることができる。

第十七条 本研究科に所定の年限在学し、必要な研究指導を受けて退学した者が、通則第五十七条の規定により学位の授与を申請したときは、研究科会議の議を経て、前条の試問を免除することができる。

第七 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び特別研究学生

第十八条 外国学生、委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のうえ、研究科会議の議を経て、許可することがある。

第十九条 通則第六十三条第一項又は第二項の規定により

特別聴講学生又は特別研究学生として入学を志望する者
には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

附 則

この規程は、平成十年四月一日から施行する。

一六 大学院情報学研究科

一 国立学校設置法施行令一部改正(抄)〔情報学研究科設
置〕

〔一〕

政令第六九号

一九九八(平成一〇)年三月二七日

国立学校設置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)

第二条第二項、第三条第二項及び第三条の二第二項の規定
に基づき、この政令を制定する。

国立学校設置法施行令(昭和五十九年政令第二百三十号)
の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第二条の表〔中略〕京都大学の項中

人間・環境学研究科

アジア・アフリカ地域研究研究科

人間・環境学研究科

情報学研究科

を

に改め〔る〕。

〔中略〕

附 則

〔施行期日〕

1 この政令は、平成十年四月一日から施行する。

〔以下略〕

二 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔情報学研究科
長設置〕

〔一〕

文部省令第七号

一九九八(平成一〇)年三月三十一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一
号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第八条の二中〔中略〕「京都大学大学院人間・環境学研究

「京都大学大学院人間・環境学研究所」を「京都大学大学院情報学研究科」に〔中略〕改める。

〔中略〕

附則

1 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

〔以下略〕

三 大学院情報学研究科規程

〔六〕
達示第一三〇号

一九九八（平成一〇）年四月一日

京都大学大学院情報学研究科規程

第一 専攻

第一条 本研究科に次に掲げる専攻を置く。

知能情報学専攻

社会情報学専攻

複雑系科学専攻

数理工学専攻

システム科学専攻

通信情報システム専攻

第二 入学

第二条 入学手続及び入学者選抜方法は、情報学研究科会議（以下「研究科会議」という。）で定める。

2 京都大学通則（以下「通則」という。）第三十六条の二第一項ただし書の規定による入学に関する事項は、研究科会議で定める。

第三条 入学者の決定は、研究科会議で行う。

第三 転学、転科及び転専攻

第四条 通則第四十条第一項の規定により本研究科に転学又は転科を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

2 本研究科学生で転専攻を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

第四 授業、研究指導及び学修方法

第五条 科目、その単位数、授業時間数及び研究指導に関する事項は、研究科会議で定める。

第六条 各学生につき、指導教官を定める。

2 学生は、学修につき、指導教官の指導を受けなければならない。

第七条 通則第四十四条第一項の規定により他の研究科の

科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教官の承認を得て、所定の期日までに情報学研究科長に願ひ出なければならぬ。

第八条 通則第四十五条第一項又は第二項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は休学することなく外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

2 通則第四十六条第一項の規定により他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けることを志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

3 前二項の規定による許可の願ひ出については、前条の規定を準用する。

第九条 次の各号に掲げる科目、単位数、研究指導及び在学年数の一部又は全部は、研究科会議の議を経て、それぞれ修士課程又は博士後期課程の修了に必要な科目、単位数、研究指導又は在学年数として認定することができる。

一 転学、転科又は転専攻前に、本学又は他の大学の大学

学院で履修した科目、単位数、受けた研究指導及び在学年数

二 前二条の規定により履修した科目、単位数及び受けた研究指導

三 通則第四十六条の二第一項の規定により本研究科に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位数(大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)第十五条において準用する大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第三十一条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。)

第五 試験

第十条 科目の試験は、授業が行われた学期の終わりに行う。ただし、特別の事情があるときは、その時期を変更することがある。

第六 学位論文の審査及び課程修了の認定等

第十一条 通則第五十条第三項の規定により、博士後期課程においては、研究科会議の定める科目につき六単位以上を修得するものとする。

第十二条 修士論文及び博士論文の審査及び試験は、京都大学学位規程の定めるところにより、研究科会議で行う。

第十三条 修士課程及び博士後期課程の修了の認定は、研

究科会議で行う。

第十四条 通則第五十七条の規定により博士の学位を得ようとする者は、博士論文を提出し、かつ、専攻学術に関し、大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学識を有することの確認を経なければならない。

2 前項の専攻学術に関する学識の確認は、筆答試問又は口頭試問により行う。ただし、研究科会議の議を経て、他の方法によることができる。

3 提出論文の審査及び試験は、第十二条の手続による。

第十五条 本研究科博士後期課程に所定の年限在学し、必要な研究指導を受けて退学した者が、通則第五十七条の規定により学位の授与を申請したときは、研究科会議の議を経て、前条の学識確認のための試問を免除することができる。

第七 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、

特別聴講学生及び特別研究学生

第十六条 外国学生、委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のうえ、研究科会議の議を経て、許可することがある。

第十七条 通則第六十三条第一項又は第二項の規定により特別聴講学生又は特別研究学生として入学を志望する者

には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

附則

この規程は、平成十年四月一日から施行する。

一七 教養部

(一) 分校

一 国立学校設置法施行規則〔分校設置を規定〕

(二)

文部省令第三三三号

一九四九(昭和二四)年六月二二日

第四条 〔本文は三〇頁参照〕

二 分校規程

(三)

達示第一七号

一九四九(昭和二四)年八月二五日

京都大学分校規程

第一条 京都大学に分校を置く。

分校は所在により吉田分校及び宇治分校とする。

第二条 分校では一般教養に関して教授する。

第三条 分校を通じて主事一人を置く。

必要あるときは副主事一人を置くことができる。

副主事は教授であるものを充てる。

第四条 主事は、学長の統督の下に校務をつかさどる。

副主事は、主事を補佐する。

第五条 分校に分校審議会を置く。

分校審議会は、主事、副主事、学部教授各一人、輔導部長及び一般教養講座担任の教授若干名で組織し、分校に

関する重要な事項を審議する。

第六条 主事は、学長の承認を得て分校運営に関する細則を設けることができる。

附 則

この規程は、昭和二十四年八月二十五日から、施行する。

改正 昭三六・二・二達示一号

(注) 一九五四・三・二三達示第四号で廃止。

三 分校審議会規程

一九四九(昭和二十四)年二月一〇日

分校審議会規程

第一条 分校審議会(以下審議会という)は、左に掲げる事項を審議する。

一 分校に関して学長から諮問した事項

二 分校に関して審議員から提議した事項

第二条 審議員の任期は、二年とする。但し、職務上当然

審議員である者を除く。

2 審議員に欠員を生じたときの補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 分校主事は、審議会を招集し、議長となる。

2 分校主事に事故があるときは、出席した審議員の互選によって議長を定める。

第四条 審議員二名以上の請求があつたときは、分校主事は、審議会を招集しなければならない。

第五条 審議会は審議員の過半数が出席しなければ開会することができない。

2 審議会の議事は、出席した審議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

第六条 審議会の議事は、事務長が記載し、審議会の承認

を得るものとする。

第七条 審議会が必要があるときは、本学職員の会議出席を求めて意見を聴くことができる。

第八条 この規程に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他その運営につき必要な事項は、審議会が定める。

附則

この規程は、昭和二十四年十一月二日から施行する。

(二) 教養部

一 教養部規程

〔一〕
達示第四号

一九五四(昭和二九)年三月二三日

京都大学教養部規程

第一条 京都大学に教養部を置く。

2 教養部は、吉田分校、宇治分校からなる。

第二条 教養部では、主として教養に関する科目を教授する。

第三条 教養部に部長を置き、教授であるものを充てる。
部長は、学長の統督の下に部務をつかさどる。

第四条 教養部に主事二人を置き、教授であるものを充てる。

主事は、部長を補佐し、分校の校務をつかさどる。

第五条 教養部に教授会を置く。

教授会は、所属の専任及び併任の教授で組織する。

第六条 部長は、教授会の同意と学長の承認を得て、教養部の運営に関する細則をもうけることができる。

附則

この規程は、昭和二十九年四月一日から施行する。

昭和二十四年八月二十五日達示第十七号制定の京都大学分校規程は、廃止する。

改正 昭三〇・四・五達示一五号、昭三六・五・九達示七号

〔注〕一九六九・七・八達示第一五号で廃止。

二 国立学校設置法一部改正(抄)〔教養部法制化〕〔二〕

法律第六九号
一九六三(昭和三八)年三月三一日

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の一部を

次のように改正する。

〔中略〕

第三条に次の一項を加える。

2 文部省令で定める数個の学部を置く国立大学に、各学部に通ずる一般教養に関する教育を一括して行なうための組織として、教養部を置く。

〔中略〕

附則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

〔以下略〕

三 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔教養部法制化を京大に適用〕

〔二〕

文部省令第一一号
一九六三(昭和三八)年四月一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和二十四年文部省令第二十三号)の一部を次のように改める。

第三条の二の次に次の一条を加える。

第三条の三 法第三条第二項の文部省令で定める国立大学

は、次に掲げるとおりとする。

名古屋大学

京都大学

大阪大学

九州大学

2 前項に掲げる国立大学の教養部の長は、教養部長とし、その大学の教授である者をもつて充てる。

第十条第一項中「国立大学の学部」の下に「教養部」を加える。

〔中略〕

附則

この省令は、昭和三十八年四月一日から施行する。

四 教養部規程

〔三〕

達示第一五号
一九六九(昭和四四)年七月八日

京都大学教養部規程

第一条 教養部は、京都大学における一般教養に関する教育および研究を行なう。

第二条 教養部には教員、事務職員、技術職員その他必要

な職員を置く。

2 京都大学の各学部にも所属する学生は、教養部において一般教養に関する教育を受ける。

第三条 教養部における重要事項を審議するため、教養部に教授会を置く。

第四条 教養部長は、教授会の議に基づき、教養部を代表してその管理・運営にあたる。

第五条 教養部における授業の実施、単位の認定等に関する事項については、教授会が別に定めるところによる。

第六条 本規程の施行に関する細則は、教授会がこれを定める。

第七条 本規程の改正は、教養部において教授会が原案を作成し、総長がこれを発議して、評議会の議決による。

附 則

1 この規程は、昭和四十四年七月八日から施行する。

2 京都大学教養部規程(昭和二十九年三月二十三日達示第四号)は、廃止する。

〔注〕一九九三・三・九達示第二二号で廃止。

五 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)(教養部廃止)

〔一〕

文部省令第三二二号

一九九二(平成四年九月三〇日)

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

(中略)

附 則

1 この省令は、平成四年十月一日から施行する。

2 京都大学の教養部及び神戸大学の教養部は、改正後の国立学校設置法施行規則第五条第一項の規定にかかわらず、それぞれ平成五年三月三十一日及び平成六年三月三十一日まで存続するものとする。